

那 霸 市 公 報

号外第688号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那霸市泉崎1丁目1番1号

那霸市総務部総務課

目 次

条 例

那覇市後期高齢者医療に関する条例(医療制度改革推進課)	1329
那覇市施設整備基金条例(経営企画室)	1333
那覇市福祉のまちづくり条例(福祉政策課)	1335
那覇市手数料条例の一部を改正する条例(税制課)	1340
那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例(経営企画室)	1342
那覇市特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(人事課)	1344
那覇市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を 改正する条例(人事課)	1346
那覇市立幼稚園保育料等条例の一部を改正する条例(こども政策課)	1348
那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(国民健康保険課)	1350
那覇市文化財保護条例の一部を改正する条例(文化財課)	1365
那覇市立図書館条例の一部を改正する条例(生涯学習課)	1367
那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(文化振興課)	1371
那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	1373
那覇市情報公開条例及び那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例 (総務課)	1375
那覇市重度心身障害者医療費等助成条例の一部を改正する条例 (障害福祉課)	1381
那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域内における建築物の制限に 関する条例の一部を改正する条例(建築指導課)	1383

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例 (子育て応援課)	1387
那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(人事課)	1389
那覇市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (ちゃーがんじゅう課)	1391
那覇市立視聴覚ライブラリー設置条例を廃止する条例(生涯学習課)	1393
那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例(議会事務局議事課)	1394

規 則

那覇市地方独立行政法人法の施行に関する規則(経営企画室)	1396
那覇市建築基準法の施行に関する規則(建築指導課)	1401
那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備に関する規則(経営企画室)	1459
地方独立行政法人那覇市立病院の設立等に伴う関係規則の整備に関する 規則(経営企画室)	1470
那覇市会計規則の一部を改正する規則(出納室)	1475
那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則(経営企画室)	1482
那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正 する規則(人事課)	1492
那覇市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則 (消防本部総務課)	1501
那覇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則の一部を 改正する規則(人事課)	1504
那覇市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則(人事課)	1507
那覇市庁舎管理規則の一部を改正する規則(管財課)	1518
那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	1523
那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する 規則(人事課)	1527

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則 (経営企画室)	1534
那覇市庁議規則の一部を改正する規則(経営企画室)	1537
那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則(人事課)	1541
障害者自立支援法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(障害福祉課)	1543
那覇市物品会計規則の一部を改正する規則(管財課)	1553
那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則の一部を改正する 規則(環境政策課)	1555
那覇市公印規則の一部を改正する規則(総務課)	1571
那覇市保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (こどもみらい課)	1580
那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則(保護課)	1583
那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する 規則(人事課)	1585
那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課)	1592
那覇市安謝福祉複合施設条例施行規則の一部を改正する規則 (こどもみらい課)	1593
那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する 規則(人事課)	1595

会計管理者訓令

那覇市会計管理者事務決裁規程の一部を改正する規程	1598
--------------------------------	------

条 例

那霸市条例第1号

平成20年3月28日

那霸市後期高齢者医療に関する条例をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市後期高齢者医療に関する条例

(本市が行う後期高齢者医療の事務)

第1条 本市が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年沖縄県後期高齢者医療広域連合条例第32号。以下「広域連合条例」という。)に定めがあるもののほか、この条例に定めるところによる。

(本市において行う事務)

第2条 本市は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 広域連合条例第2条の葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付
- (2) 広域連合条例第16条の保険料の額に係る通知書の被保険者(法第50条の被保険者(法第51条の規定の適用を受ける者を除く。))をいう。以下同じ。)への引渡し
- (3) 広域連合条例第17条第2項の保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付
- (4) 広域連合条例第17条第2項の保険料の徴収猶予の申請に対する沖縄県後期高齢者医療広域連合の長(以下「広域連合長」という。)が行う処分に係る通知書の納付義務者(被保険者又は法第108条第2項又は第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。)への引渡し
- (5) 広域連合条例第18条第2項の保険料の減免に係る申請書の提出の受付
- (6) 広域連合条例第18条第2項の保険料の減免の申請に対する広域連合長が行う処分に係る通知書の納付義務者への引渡し
- (7) 広域連合条例第19条本文の申告書の提出の受付
- (8) 前各号に掲げる事務に付随する事務

(保険料を徴収すべき被保険者)

第3条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。

- (1) 本市に住所を有する被保険者

- (2) 法第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際本市に住所を有していた被保険者
- (3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市に住所を有していた被保険者
- (4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行つた同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市に住所を有していた被保険者

(普通徴収に係る保険料の納期)

第4条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。

- 第1期 7月10日から同月25日まで
- 第2期 8月10日から同月25日まで
- 第3期 9月10日から同月25日まで
- 第4期 10月10日から同月25日まで
- 第5期 11月10日から同月25日まで
- 第6期 12月10日から同月25日まで
- 第7期 1月10日から同月25日まで
- 第8期 2月10日から同月25日まで
- 第9期 3月10日から同月25日まで

2 前項に規定する納期によりがたい被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、納付義務者に対しその納期を通知しなければならない。

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある場合又は当該額の全額が100円未満である場合は、その端数金額又は当該額の全額は、すべて当該年度の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(保険料の督促手数料)

第5条 市長は、督促状を發した場合においては、督促状1通について100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、これを徴収しないことができる。

(延滞金)

第6条 納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金に100円未満の端数が生じたとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

- 2 市長は、納付義務者が納期限までに保険料を納入しないことについて特別な理由があると認められるときは、前項の規定による延滞金を減免することができる。
- 3 第1項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(罰則)

第7条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第8条 本市は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金(本市が徴収するものに限る。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第9条 前2条の過料の額は、情状により、市長が定める。

- 2 前2条の過料を徴収する場合において送付する納付通知書に指定すべき納期限は、その送付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

第2条 平成20年度において、被扶養者であった被保険者(法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。)に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項に規定する納期のうち第1期から第3期の間は徴収は行わず、第4期より徴収するものとする。

2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。

(延滞金の割合の特例)

第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

那覇市条例第2号

平成20年3月28日

那覇市施設整備基金条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市施設整備基金条例

(設置)

第1条 那覇市有の施設(建物及びそれに付随するものに限る。)の整備資金に充てるため、那覇市施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、市有の土地、建物又は有価証券の売り払い代金(他の法令又は他の条例等に当該売り払い代金に関する別段の定めがあるものを除く。)の全部又は一部とし、毎会計年度の予算で定める額とする。

2 前項に定めるもののほか、予算で定める額を基金に積み立てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 那覇市公共用施設及び都市モノレール整備基金条例(昭和60年那覇市条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>那覇市公共用施設及び都市モノレール整備基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>公共用施設及び都市モノレール</u>の整備に必要な資金を積み立てるため、<u>那覇市公共用施設及び都市モノレール整備基金</u>(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、<u>公共用施設及び都市モノレール</u>の整備のため必要があるときは、その一部を、整備資金として又は都市モノレール建設に関連するバス事業者に対する適切な措置若しくは沖縄</p>	<p style="text-align: center;"><u>那覇市都市モノレール整備基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 都市モノレールの整備に必要な資金を積み立てるため、<u>那覇市都市モノレール整備基金</u>(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、都市モノレールの整備のため必要があるときは、その一部を、整備資金として又は都市モノレール建設に関連するバス事業者に対する適切な措置若しくは沖縄都市モノレール株</p>

都市モノレール株式会社が行う都市モノレール建設に対する貸付けの原資として処分することができる。	式会社が行う都市モノレール建設に対する貸付けの原資として処分することができる。
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

那覇市条例第3号

平成20年3月28日

那覇市福祉のまちづくり条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市福祉のまちづくり条例

那覇市福祉のまちづくり条例(平成11年那覇市条例第44号)の全部を改正する。

私たちは、すべての市民が住みなれた地域ですこやかに安心して暮らせる社会の実現を目指している。それは、高齢者、障がい者等を含むすべての人が個人として尊重され、個性と可能性に応じたあらゆる分野の活動に等しく参加できることが基本である。

そのためには、まちづくりのあらゆる場面において、市、市民及び事業者が協働して、自由な行動を阻んでいる様々な障壁を物心両面にわたって一つ一つ取り除いていくことが重要である。

ここに、市民の総意の下、すべての市民が生きがいをもって共に生きる福祉のまちづくりに取り組むことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市、市民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりを協働で推進し、もって市民福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉のまちづくり 高齢者、障がい者等をはじめすべての人が、個人として尊重され、安全かつ快適に施設等を利用することができ、自らの意志で等しく参加及び活動することのできるまちづくりをいう。
- (2) 高齢者、障がい者等 高齢者、障がい者、児童、妊産婦その他の者で、日常生活又は社会生活において行動上の制約を受ける者をいう。
- (3) 事業者 生活関連施設を所有し、若しくは管理するもの又はこれらを一併して新設しようとするものをいう。
- (4) 生活関連施設 社会福祉施設、医療施設、官公庁舎、教育文化施設、商業施設、公共交通機関の施設、道路、公園その他の多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。

- (5) 特定生活関連施設 前号に掲げる施設のうち、特に高齢者、障がい者等が社会生活を営む上で整備を促進することが必要な施設として規則で定めるものをいう。
- (6) 公共車両等 一般旅客の用に供する自動車、船舶、都市モノレールの車両等で規則で定めるものをいう。
- (7) 公共的工作物 信号機、バスの停留所その他の多数の者の利用に供する工作物で規則で定めるものをいう。
- (8) 施設等 生活関連施設、公共車両等及び公共的工作物をいう。
- (9) 特定事業 生活関連施設を使用し、多数の者が参加することを前提に催される講演会、学習会、シンポジウム、イベント等の事業をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市民及び事業者との連携と協力の下に、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

- 2 市は、自ら生活関連施設を設置する場合は、高齢者、障がい者等その他の関係者の意見を聴くものとする。
- 3 市は、自ら設置し、又は管理する生活関連施設を、高齢者、障がい者等が安全かつ快適に利用できるよう、率先してその整備を進め、その機能を維持し、又は保全するものとする。
- 4 市は、生活関連施設に安全で快適な利用の妨げとなるような物品の放置等の事由を発見したときは、速やかにその事由の排除に努めるものとする。
- 5 市は、自らが主催又は共催する特定事業において、高齢者、障がい者等が安全かつ快適に参加できるよう、率先して手話通訳の配置等の支援事業を進めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、福祉のまちづくりに関する理解を深め、自ら進んで福祉のまちづくりに取り組むとともに、市の施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策の推進に、自ら進んで協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第6条 市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる基本方針に基づき、施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) すべての市民が福祉のまちづくりに関する理解を深め、積極的に福祉のまちづくりに取り組むよう意識の高揚を図ること。
- (2) 高齢者、障がい者等が、自らの意思で自由に行動し、安全かつ快適に利用できるよう、施設等の整備を相互の関連に配慮して推進すること。
- (3) 高齢者、障がい者等の活動の機会が幅広く保障されるよう、社会参加を促進する施策を積極的に実施すること。
- (4) 市、市民及び事業者が協働して、福祉のまちづくりを推進すること。

(学習及び研修の充実等)

第7条 市は、市民及び事業者が福祉のまちづくりに対する理解を深め、福祉のまちづくりを推進する活動へ参加できるよう、地域における学習の支援及び研修の充実に努めるものとする。

(ボランティア活動の推進)

第8条 市は、すべての市民が福祉のまちづくりに関するボランティア活動を実践できる環境の整備に努めるものとする。

(調査研究及び情報の提供等)

第9条 市は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な調査及び研究を行うとともに福祉のまちづくりに関する必要な情報の収集に努め、市民及び事業者に対して、これらの情報の公開、提供を行うものとする。

(福祉のまちづくりに対する支援及び表彰)

第10条 市長は、福祉のまちづくりの推進に自ら取り組むものに対し、必要な支援を行うよう努めるとともに、福祉のまちづくりの推進に関して著しい功績のあったものに対しては表彰を行うものとする。

(推進体制の整備)

第11条 市長は、市民及び事業者と連携して福祉のまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

(国、県等との連携)

第12条 市は、福祉のまちづくりを効果的に推進するため、国、県その他公共団体及び公共的団体との連携に努めるものとする。

2 市長は、国、県その他公共団体及び公共的団体に対し、これらが設置又は管理する施設等について、沖縄県福祉のまちづくり条例(平成9年沖縄県条例第5号)に規定する整備基準の遵守に率先して努めるよう要請をするものとする。

3 市長は、国、県その他公共団体及び公共的団体に対し、これらが主催する特定事業について第14条に規定する努力基準への適合に率先して努めるよう要請をするものとする。

(機器、サービス等の努力基準等)

第13条 市長は、特定生活関連施設のうち規則で定めるもの(以下「一部特定生活関連施設」という。)を所有し、又は管理するものに対し、当該施設を高齢者、障がい者等が安全かつ快適に利用できるようにするため、貸出し用車椅子、ベビーカー、簡易スロープ等必要な機器及びサービス等につき努力基準を規則で定めるものとする。

2 前項に規定する一部特定生活関連施設を所有し、又は管理するものは、当該施設の機器及びサービス等を前項の努力基準に適合させるよう努めるものとする。

(特定事業の努力基準等)

第14条 市長は、生活関連施設を使用する特定事業の実施について、高齢者、障がい者等が安全かつ快適に参加できるようにするための必要な特定事業につき努力基準を規則で定めるものとする。

2 前項に規定する特定事業を主催するものは、当該事業について、前項の努力基準に適合させるよう努めるものとする。

3 市長は、市が管理する施設で催される特定事業について、第1項の努力基準に適合しないと認めるときは、当該事業の主催者に対し必要な指導、助言を行うことができる。

4 市長は、特定事業を主催するものが第1項の努力基準に適合させるために行う市長への要請に対して、必要があると認めるときは、支援を行うことができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の那覇市福祉のまちづくり条例第19条の規定による事前協議の申出のあった特定生活関連施設に関する同条例第18条、第19条及び第20条の規定による適合証の交付、事前協議等並びに工事完了の届出及び完了検査については、改正後の那覇市福祉のまちづくり条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

那覇市条例第4号

平成20年3月28日

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(1951年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第1条関係)

	事務	手数料の名称	手数料の額
[略]			
(21)	固定資産に関する地籍図等又は公簿公文書の写しの交付		1枚につき 300円
[略]			

[改正後 別記]

別表(第1条関係)

	事務	手数料の名称	手数料の額
[略]			
(21)	固定資産に関する地籍図等又は公簿公文書の写しの交付		1枚につき 300円(航空写真については、 <u>500円</u>)
[略]			

那霸市条例第5号

平成20年3月28日

那霸市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例

那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 経営企画部</u></p> <p><u>(3) 財務部</u></p> <p><u>(4)～(10) [略]</u></p> <p>第2条 総務部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 特定重要課題への対応及び研究に関すること。</u></p> <p><u>(3)～(9) [略]</u></p> <p>(10) [略]</p> <p>2 <u>経営企画部</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p><u>(3)～(4) [略]</u></p> <p><u>(5) 新庁舎の建設に関すること。</u></p> <p>3 <u>財務部</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 財政に関すること。</u></p> <p><u>(2) 市税(国民健康保険税を除く。)に関すること。</u></p> <p><u>4～10 [略]</u></p>	<p>第1条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 企画財務部</u></p> <p><u>(3)～(9) [略]</u></p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2)～(8) [略]</u></p> <p><u>(9) 新庁舎の建設に関すること。</u></p> <p>(10) [略]</p> <p>2 <u>企画財務部</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p><u>(3) 特定重要課題への対応及び研究に関すること。</u></p> <p><u>(4)～(5) [略]</u></p> <p><u>(6) 財政に関すること。</u></p> <p><u>(7) 市税(国民健康保険税を除く。)に関すること。</u></p> <p><u>3～9 [略]</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の</p>	

欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。
- 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

那覇市条例第6号

平成20年3月28日

那覇市特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市特別職職員の給与に関する条例(1972年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>付 則</p> <p>7 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間、第3条第1号中「108万8,000円」とあるのは「97万9,000円」とし、同条第2号中「89万3,000円」とあるのは「80万4,000円」とし、同条第3号中「78万4,000円」とあるのは「70万6,000円」とし、<u>同条第4号中「83万9,000円」とあるのは「75万5,000円」とし、同条第5号中「56万6,000円」とあるのは「50万9,000円」とする。</u></p>	<p>付 則</p> <p>7 平成17年4月1日から平成22年3月31日までの間、第3条第1号中「108万8,000円」とあるのは「97万9,000円」とし、同条第2号中「89万3,000円」とあるのは「80万4,000円」とし、同条第3号中「78万4,000円」とあるのは「70万6,000円」とし、<u>同条第4号中「56万6,000円」とあるのは「50万9,000円」とする。</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

(那覇市特別職職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 那覇市特別職職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第70号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>付 則</p> <p>3 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間に市長等が退職した場合の第3条の規定の適用については、同条中「退職時の給料月額」とあるのは「退職時の給料月額(那覇市特別職職員の給与に関する条例(昭和47年那覇市条例第42号。以下「給与条例」という。)付則第7項の規定にかかわらず、給与条例第3条に規定する額とする。)」とする。</p>	<p>付 則</p> <p>3 平成17年4月1日から平成22年3月31日までの間に市長等が退職した場合の第3条の規定の適用については、同条中「退職時の給料月額」とあるのは「退職時の給料月額(那覇市特別職職員の給与に関する条例(昭和47年那覇市条例第42号。以下「給与条例」という。)付則第7項の規定にかかわらず、給与条例第3条に規定する額とする。)」とする。</p>
<p>備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

(那覇市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 那覇市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和47年那覇市条例第77号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 6 平成17年4月1日から平成20年3月31日 までの間、第3条中「78万4,000円」とあ るのは「70万6,000円」とする。	付 則 6 平成17年4月1日から平成22年3月31日 までの間、第3条中「78万4,000円」とあ るのは「70万6,000円」とする。
備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則
この条例は、平成20年4月1日から施行する。

那覇市条例第7号

平成20年3月28日

那覇市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(1972年那覇市条例第47号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>地方公務員法</u>(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第55条の2第6項の規定にもとづき、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、<u>または活動することができる場合は、法第35条の規定により職務に専念する義務を免除された場合とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p><u>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第55条の2第6項の規定に基づき、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合を定めることを目的とする。</u></p> <p><u>(職員団体のための職員の行為の制限の特例)</u></p> <p><u>第2条 職員は、次に掲げる場合に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</u></p> <p>(1) <u>法第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合</u></p> <p>(2) <u>那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。以下「勤務時間条例」という。)第7条の休日及び勤務時間条例第8条の規定により指定された代休日で、その日に任命権者が特に勤務を命じていない場合</u></p> <p>(3) <u>勤務時間条例第9条の年次有給休暇を与えられている場合</u></p> <p>(4) <u>退職を命ぜられている場合</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

那霸市条例第8号

平成20年3月28日

那霸市立幼稚園保育料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市立幼稚園保育料等条例の一部を改正する条例

那覇市立幼稚園保育料等条例(昭和47年那覇市条例第61号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、那覇市立幼稚園の<u>入園許可、保育料、入園料、預かり保育料</u>その他幼稚園の管理について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(入園許可等)</p> <p>第2条 幼稚園に入園しようとする者は、<u>教育委員会の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>幼稚園の預かり保育を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>第3条～第6条</u> [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、那覇市立幼稚園の<u>保育料、入園料及び預かり保育料</u>について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第5条 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行に<u>関し</u>必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。</p>	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第9号

平成20年3月28日

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第1条 那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎課税額(保険税のうち、国民健康保険に要する費用(介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金の納付に要する費用を除く。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)並びに当該世帯主及び当該世帯に属する被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎課税額(保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による介護納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用を除く。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)、<u>後期高齢者支援金等課税額(保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)</u>並びに当該世帯主及び当該世帯に属する被保険者のうち<u>介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(保険税のうち、<u>介護納付金</u>の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)</u>)の合算額とする。</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p> <p>3 <u>第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)</u>及びその世帯に属する被保険者につき算定した<u>所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。</u></p>
<p>3 [略]</p> <p>(被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総</p>	<p>4 [略]</p> <p>(基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総</p>

所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第5条において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に次条の税率を乗じて算定する。

2 [略]

(被保険者に係る税率)

第4条 保険税の税率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の11.29
- (2) 被保険者均等割額 被保険者1人について 2万1,500円
- (3) 世帯別平等割額 1世帯について 3万700円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第5条 第2条第3項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に次条の税率を乗じて算定する。

第6条～第11条 [略]

第12条 削除

第13条 削除

(保険税の減額)

所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第5条及び第7条において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に次条第1号に規定する税率を乗じて算定する。

2 [略]

(基礎課税額の税率)

第4条 基礎課税額の税率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の9.70
- (2) 被保険者均等割額 被保険者1人について 1万8,200円
- (3) 世帯別平等割額 1世帯について 2万5,400円

(後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第5条 第2条第3項の所得割額は、被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号に規定する税率を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等課税額の税率)

第6条 後期高齢者支援金等課税額の税率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の1.59
- (2) 被保険者均等割額 被保険者1人について 3,300円
- (3) 世帯別平等割額 1世帯について 5,300円

(介護納付金課税額の所得割額)

第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号に規定する税率を乗じて算定する。

第8条～第13条 [略]

(保険税の減額)

第14条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が56万円を超える場合には、56万円)並びに同条第3項本文の介護納付金課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が9万円を超える場合には、9万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア 被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1万5,050円

イ 被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2万1,490円

ウ～エ [略]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者(当該納税義務者を除く。)1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1万750円

第14条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が56万円を超える場合には、56万円)、同条第3項の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が9万円を超える場合には、9万円)の合算額とする。

(1) [略]

ア 被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1万2,740円

イ 被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1万7,780円

ウ 被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,310円

エ 被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,710円

オ～カ [略]

(2) [略]

ア 被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 9,100円

<p>イ 被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1万5,350円</u></p> <p>ウ～エ [略]</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>4,300円</u></p> <p>イ 被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>6,140円</u></p> <p>ウ～エ [略]</p> <p>2～3 [略]</p>	<p>イ 被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1万2,700円</u></p> <p>ウ 被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>1,650円</u></p> <p>エ 被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,650円</u></p> <p>オ～カ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>ア 被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>3,640円</u></p> <p>イ 被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>5,080円</u></p> <p>ウ 被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>660円</u></p> <p>エ 被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,060円</u></p> <p>オ～カ [略]</p> <p>2～3 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。</p> <p>4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

第2条 那覇市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(納期)	

第10条 保険税の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月10日から同月25日まで

第2期 7月10日から同月25日まで

第3期 8月10日から同月25日まで

第4期 9月10日から同月25日まで

第5期 10月10日から同月25日まで

第6期 11月10日から同月25日まで

第7期 12月10日から同月25日まで

第8期 1月10日から同月25日まで

第9期 2月10日から同月25日まで

第10期 3月10日から同月25日まで

2 次条の規定によって課する保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

3 市長は、特別の事情がある場合において第1項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(徴収方法)

第10条 保険税は、第14条、第18条及び第19条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

(納期)

第11条 普通徴収によって徴収する保険税の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月10日から同月25日まで

第2期 7月10日から同月25日まで

第3期 8月10日から同月25日まで

第4期 9月10日から同月25日まで

第5期 10月10日から同月25日まで

第6期 11月10日から同月25日まで

第7期 12月10日から同月25日まで

第8期 1月10日から同月25日まで

第9期 2月10日から同月25日まで

第10期 3月10日から同月25日まで

2 第13条の規定によって課する保険税

第11条 [略]

(徴収方法)

第12条 保険税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(端数計算)

第13条 保険税の納期限ごとの分割金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、すべて最初の納期限に係る分割金額に合算するものとする。

の納期は、納税通知書に定めるところによる。

3 市長は、特別の事情がある場合において第1項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(端数計算)

第12条 保険税の納期限ごとの分割金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、すべて最初の納期限に係る分割金額に合算するものとする。

第13条 [略]

(特別徴収)

第14条 当該年度の初日において、保険税の納税義務者が老齢等年金給付(地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の被保険者である世帯主(災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条第3項に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。)である場合においては、当該世帯主に対して課する保険税を特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日の属する年の4月2日から8月1日までの間に、保険税の納税義務者が特別徴収対象被保険者となった場合においては、当該特別徴収対象被保

険者に対して課する保険税を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

(特別徴収義務者の指定等)

第15条 前条の規定による特別徴収に係る保険税の特別徴収義務者は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者(以下「年金保険者」という。)とする。

(特別徴収税額の納入の義務等)

第16条 年金保険者は、支払回数割保険税額を徴収した日の属する月の翌月の10日までに、その徴収した支払回数割保険税額を納入しなければならない。

(被保険者資格喪失等の場合の通知等)

第17条 年金保険者が市長から法第718条の5第1項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日以降、支払回数割保険税額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、年金保険者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る保険税徴収の実績その他必要な事項を当該通知をした市長に通知しなければならない。

(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)

第18条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る保険税額として、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第24条の37第1項に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。

2 前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)

第19条 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額(当該額によることが適当でない認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。)を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(1) 第14条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日から9月30日までの間

(2) 当該年度の初日の属する年の前年の10月2日から12月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間

(3) 当該年度の初日の属する年の前年の12月2日からその翌年の2月1日まで

の間に特別徴収対象被保険者となつた者 当該年度の初日の属する年の8月1日から9月30日までの間

(普通徴収税額への繰入)

第20条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第11条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合(徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

第14条～第19条 [略]

付 則

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(次項から付則第6項までにおいて「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以

第21条～第26条 [略]

付 則

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(次項から付則第6項までにおいて「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以

上の者に係るものに限る。次項から付則第6項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第14条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

(平成18年度分の公的年金等所得に係る保険税の減額の特例)

- 3 平成18年度分の保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号)第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上であるものに限る。次項から付則第6項までにおいて「旧法による特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けたときにおける第14条第1項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から28万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

(平成19年度分の公的年金等所得に係る保険税の減額の特例)

- 4 平成19年度分の保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が、平

上の者に係るものに限る。次項から付則第6項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

(平成18年度分の公的年金等所得に係る保険税の減額の特例)

- 3 平成18年度分の保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号)第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上であるものに限る。次項から付則第6項までにおいて「旧法による特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けたときにおける第21条第1項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から28万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

(平成19年度分の公的年金等所得に係る保険税の減額の特例)

- 4 平成19年度分の保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が、平

成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第14条第1項の規定の適用については、第2項の規定にかかわらず、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から22万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する被保険者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条及び第14条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡

成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第21条第1項の規定の適用については、第2項の規定にかかわらず、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から22万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する被保険者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡

所得の金額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
(株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する被保険者が法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条及び第14条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する被保険者が法附則第35条の4第4項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第14条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定す

所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
(株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する被保険者が法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する被保険者が法附則第35条の4第4項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定す

る先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する被保険者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第14条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する被保険者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第14条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の

る先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する被保険者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する被保険者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の

合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)

- 16 世帯主又はその世帯に属する被保険者が租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条及び第14条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項

合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)

- 16 世帯主又はその世帯に属する被保険者が租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項

に規定する条約適用配当等の額」とする。	に規定する条約適用配当等の額」とする。
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>4 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成20年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 次項に定めるものを除き、改正後の那覇市国民健康保険税条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による新条例第19条の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

那覇市条例第10号

平成20年3月28日

那覇市文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市文化財保護条例の一部を改正する条例

那覇市文化財保護条例(昭和48年那覇市条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<p>(市指定無形文化財以外の無形文化財の記録の作成等)</p> <p>第25条の2 教育委員会は、市指定無形文化財以外の無形文化財のうち特に必要のあるものを選択して、当該選択した無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を行うことができるものとし、市は、当該選択した無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。</p> <p>2 前項の規定による選択には、第20条第3項の規定を準用する。</p> <p>3 第1項の規定により補助金を交付する場合には、第11条第2項及び第12条の規定を準用する。</p>
<p>備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第11号

平成20年3月28日

那覇市立図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市立図書館条例の一部を改正する条例

那覇市立図書館条例(昭和50年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																			
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条及び第16条の規定に基づき、図書館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置等)</p> <p>第2条 本市に図書館を設置し、本館、分館及び移動図書館で構成する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、那覇市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 図書館は、本館及び分館で構成し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">本館</td> <td>那覇市立中央図書館</td> <td>那覇市寄宮1丁目2番15号</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">分館</td> <td>那覇市立久茂地図書館</td> <td>那覇市久茂地3丁目24番1号</td> </tr> <tr> <td>那覇市立小禄南図書館</td> <td>那覇市高良2丁目7番1号</td> </tr> <tr> <td>那覇市立首里図書館</td> <td>那覇市首里当蔵町2丁目8番地2</td> </tr> <tr> <td>那覇市立若狭図書館</td> <td>那覇市若狭2丁目12番1号</td> </tr> <tr> <td>那覇市立石嶺図書館</td> <td>那覇市首里石嶺町2丁目70番地9</td> </tr> <tr> <td>那覇市立繁多川図書館</td> <td>那覇市繁多川4丁目1番38号</td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称	位置	本館	那覇市立中央図書館	那覇市寄宮1丁目2番15号	分館	那覇市立久茂地図書館	那覇市久茂地3丁目24番1号	那覇市立小禄南図書館	那覇市高良2丁目7番1号	那覇市立首里図書館	那覇市首里当蔵町2丁目8番地2	那覇市立若狭図書館	那覇市若狭2丁目12番1号	那覇市立石嶺図書館	那覇市首里石嶺町2丁目70番地9	那覇市立繁多川図書館	那覇市繁多川4丁目1番38号
区分	名称	位置																		
本館	那覇市立中央図書館	那覇市寄宮1丁目2番15号																		
分館	那覇市立久茂地図書館	那覇市久茂地3丁目24番1号																		
	那覇市立小禄南図書館	那覇市高良2丁目7番1号																		
	那覇市立首里図書館	那覇市首里当蔵町2丁目8番地2																		
	那覇市立若狭図書館	那覇市若狭2丁目12番1号																		
	那覇市立石嶺図書館	那覇市首里石嶺町2丁目70番地9																		
那覇市立繁多川図書館	那覇市繁多川4丁目1番38号																			
<p>2 本館及び分館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">本館</td> <td>那覇市立中央図書館</td> <td>那覇市寄宮1丁目2番15号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">分館</td> <td>那覇市立久茂地図書館</td> <td>那覇市久茂地3丁目24番</td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称	位置	本館	那覇市立中央図書館	那覇市寄宮1丁目2番15号	分館	那覇市立久茂地図書館	那覇市久茂地3丁目24番											
区分	名称	位置																		
本館	那覇市立中央図書館	那覇市寄宮1丁目2番15号																		
分館	那覇市立久茂地図書館	那覇市久茂地3丁目24番																		

	1号
那覇市立小 禄南図書館	那覇市高良2 丁目7番1号
那覇市立首 里図書館	那覇市首里 当蔵町2丁目 8番地の2
那覇市立若 狭図書館	那覇市若狭2 丁目12番1号
那覇市立石 嶺図書館	那覇市首里 石嶺町2丁目 70番地の9
那覇市立繁 多川図書館	那覇市繁多 川4丁目1番 38号

(利用許可)

第3条 図書館を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(許可条件)

第4条 教育委員会は、管理上必要があるときは、条件をつけて許可することができる。

(利用の不許可)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物、設備又は図書館資料をき損するおそれがあるとき。
- (3) 教育委員会が管理上支障があると

(利用の制限)

第3条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、図書館への入館を拒み、図書館から退去を命じ、又は図書館の施設若しくは図書館資料の利用を禁止することができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 図書館の施設若しくは附属設備又は図書館資料を損傷し、又は滅失させるおそれがある者
- (3) 図書館の管理上必要な指示に従わない者

認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは利用を停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは指示に違反したとき。

(2) 教育委員会が管理上特に必要と認めるとき。

(損害賠償)

第7条 利用者は、建物、設備又は図書館資料を滅失又はき損したときは、教育委員会の定めるところにより原形に復し、又は現品若しくは相当と認める代価を弁償しなければならない。

(図書館協議会)

第8条 法第16条の規定に基づき、図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員は12人以内とし、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

第9条 [略]

(損害賠償)

第4条 利用者は、図書館の施設若しくは附属設備又は図書館資料を損傷又は滅失したときは、教育委員会の定めるところにより原形に復し、又は現品若しくは相当と認める代価を弁償しなければならない。

(図書館協議会)

第5条 図書館に、法第16条の規定に基づき、那覇市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員は12人以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

第6条 [略]

備考

1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正後表を加える。

3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正表を削る。

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

那覇市条例第12号

平成20年3月28日

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。	

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市文化行政審議会	文化行政の推進に関すること。
	<u>那覇市民会館及びパレット市民劇場運営委員会</u>	<u>那覇市民会館及びパレット市民劇場の運営に関すること。</u>
	那覇市生涯学習推進協議会	生涯学習の推進に関すること。
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市文化行政審議会	文化行政の推進に関すること。
	那覇市生涯学習推進協議会	生涯学習の推進に関すること。
	[略]	
[略]		

那覇市条例第13号

平成20年3月28日

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料の支給方法)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>前項の規定にかかわらず、職員が死亡したとき、定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したとき又は勲奨年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職したときは、その月まで給料を支給する。</u></p> <p>6 [略]</p> <p>(住居手当)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額)とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>3,000円</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第26条の4 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつ</p>	<p>(給料の支給方法)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>職員が死亡したときは、死亡した日の属する月の末日までの給料を支給する。</u></p> <p>6 [略]</p> <p>(住居手当)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>2,500円</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第26条の4 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつ</p>

<p>ては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の62.5</u>(管理職員にあつては、<u>100分の82.5</u>)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>ては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の67.5</u>(管理職員にあつては、<u>100分の87.5</u>)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～5 [略]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則
この条例は、平成20年4月1日から施行する。

那覇市条例第14号

平成20年3月28日

那覇市情報公開条例及び那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市情報公開条例及び那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(那覇市情報公開条例の一部改正)

第1条 那覇市情報公開条例(昭和63年那覇市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)及び磁気テープその他これに類するものから出力又は採録されたものであって、実施機関が現に保有しているものをいう。</p> <p>(2) 実施機関 市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員及び議会をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) 公文書 実施機関の職員(市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員を含む。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)及び磁気テープその他これに類するものから出力又は採録されたものであって、実施機関が現に保有しているものをいう。</p> <p>(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、上下水道事業管理者、議会及び市が設立した地方独立行政法人をいう。</p>
<p>(非公開とすることができる公文書)</p> <p>第6条 実施機関は、次の各号の<u>一</u>に該当する情報が記録されている公文書については、当該公文書を非公開とすることができる。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 法人(国及び地方公共団体を除く。)その他の団体又は事業を営む個人(以下「法人等」という。)の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等に著しい不利益を与えることが明らかであるもの。ただし、次に掲げる情報は除く。</p>	<p>(非公開とすることができる公文書)</p> <p>第6条 実施機関は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する情報が記録されている公文書については、当該公文書を非公開とすることができる。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 法人(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(以下「国等」という。))を除く。)その他の団体又は事業を営む個人(以下「法人等」という。)の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等に著しい不</p>

ア～ウ [略]

(4) 行政執行に関する情報であつて、次に掲げるもの

ア 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国等(国又は他の地方公共団体をいう。以下この号において同じ。)の機関との間における審議、検討、調査等の意思決定過程において作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、公正又は適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれのあるもの

イ～オ [略]

2 実施機関は、公開請求に係る公文書に前項各号の一に該当する情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、同号各号に該当する情報とを合理的かつ容易に区分することができるときは、同項の規定にかかわらず、同項各号に該当する部分を除いて、当該公文書を公開しなければならない。

3 [略]

付 則

利益を与えることが明らかであるもの。ただし、次に掲げる情報は除く。

ア～ウ [略]

(4) [略]

ア 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国等の機関との間における審議、検討、調査等の意思決定過程において作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、公正又は適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれのあるもの

イ～オ [略]

2 実施機関は、公開請求に係る公文書に前項各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、同号各号に該当する情報とを合理的かつ容易に区分することができるときは、同項の規定にかかわらず、同項各号に該当する部分を除いて、当該公文書を公開しなければならない。

3 [略]

付 則

(地方独立行政法人の成立に係る経過措置)

4 市が設立した地方独立行政法人の成立の際現に第5条の規定によりなされている公文書の公開請求で、当該地方独立行政法人の成立前の実施機関から当該地方独立行政法人が引き継いだ公文書に係るものについては、当該地方独立行政法人に対してなされたものとみなす。

5 前項に規定するもののほか、市が設立した地方独立行政法人の成立の日前にこの条例の規定によってした処分、手続きその他の行為で、当該地方独立行政法人の成立前の実施機関から当該地方独立行政法人が引き継いだ公文書に係るものについては、この条例の規定によって当該地方独立行政法人が行い、又は当

	<p><u>該地方独立行政法人に対して行われた処分、手続きその他の行為とみなす。</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

(那覇市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p><u>(3) 実施機関 市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</u></p> <p>(4) 実施機関の職員 実施機関に属する地方公務員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいい、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第43条第1項の規定により教育委員会がその服務について監督権を有する者を含む。)をいう。</p> <p>(5)～(6) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p><u>(3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、上下水道事業管理者、議会及び市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。</u></p> <p>(4) 実施機関の職員 実施機関に属する地方公務員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいい、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第43条第1項の規定により教育委員会がその服務について監督権を有する者を含む。)並びに市が設立した地方独立行政法人の役員及び職員をいう。</p> <p>(5)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 国等 国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法</u></p>

(開示義務)

第12条の2 実施機関は、前条の規定による開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれる場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

ア～イ [略]

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方

人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。

(8) 事業者 法人その他の団体(国等を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。

(開示義務)

第12条の2 [略]

(1)～(3) [略]

(4) [略]

ア～イ [略]

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行

独立行政法人をいう。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (5) 法人その他の団体(国、独立行政法人等又は他の地方公共団体(以下「国等」という。)を除く。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の事業に関する情報で、開示することにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を不当に害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を当該法人又は個人の事業活動から生じるおそれがある危害から保護する必要がある場合を除く。

(6)～(7) [略]

2 [略]

(出資法人の義務)

第23条 本市が出資する法人で規則で定めるものがこの条例に規定する個人情報の収集等をするときは、当該個人情報の適正な取扱いについて、実施機関に準じた保護措置を講じなければならない。

(国等との協力)

第28条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体に対し、適切な措置をとるよう協力を要請するものとする。

- 2 市長は、個人情報の保護を図ることを目的として国、他の地方公共団体等から協力を求められたときは、その求めに応ずるものとする。

付 則

に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (5) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の事業に関する情報で、開示することにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を不当に害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を当該法人又は個人の事業活動から生じるおそれがある危害から保護する必要がある場合を除く。

(6)～(7) [略]

2 [略]

(出資法人の義務)

第23条 本市が出資する法人(市が設立した地方独立行政法人を除く。)で規則で定めるものがこの条例に規定する個人情報の収集等をするときは、当該個人情報の適正な取扱いについて、実施機関に準じた保護措置を講じなければならない。

(国等との協力)

第28条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国等に対し、適切な措置をとるよう協力を要請するものとする。

- 2 市長は、個人情報の保護を図ることを目的として国等から協力を求められたときは、その求めに応ずるものとする。

付 則

(地方独立行政法人の成立に係る経過措置)

	<p>7 <u>市が設立した地方独立行政法人の成立の際現にこの条例の規定によりなされている開示請求その他の請求で、当該地方独立行政法人の成立前の実施機関から当該地方独立行政法人が引き継いだ個人情報に係るものについては、当該地方独立行政法人に対してなされたものとみなす。</u></p> <p>8 <u>前項に規定するもののほか、市が設立した地方独立行政法人の成立の前日にこの条例の規定によってした処分、手続きその他の行為で、当該地方独立行政法人の成立前の実施機関から当該地方独立行政法人が引き継いだ個人情報に係るものについては、この条例の規定によって当該地方独立行政法人が行い、又は当該地方独立行政法人に対して行われた処分、手続きその他の行為とみなす。</u></p>
<p>備考</p> <p>1 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>2 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

この条例は、地方独立行政法人那覇市立病院の成立の日から施行する。

那覇市条例第15号

平成20年3月28日

那覇市重度心身障害者医療費等助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市重度心身障害者医療費等助成条例の一部を改正する条例

那覇市重度心身障害者医療費等助成条例(平成4年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。 ア～カ [略]</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>(5) 保険医療機関等 次のいずれかに該当するものをいう。 ア [略] イ <u>指定訪問看護ステーション(健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者が訪問看護事業を行う事業所又は老人保健法(昭和57年法律第80号)第46条の5の2第1項に規定する指定老人訪問看護事業者が老人訪問看護事業を行う事業所をいう。)</u></p> <p>ウ [略]</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>ア～カ [略] <u>キ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)</u></p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>ア [略] イ <u>指定訪問看護ステーション(健康保険法第88条第1項の指定訪問看護事業者又は高齢者の医療の確保に関する法律第78条第1項の指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所をいう。)</u></p> <p>ウ [略]</p>
<p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 この条例により助成する医療費等の範囲は、次に掲げる額から医療保険各法の規定による高額療養費及び<u>附加給付等</u>(以下「高額療養費等」という。)の額を控除した額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第58条第1項の指定自立支援</p>	<p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 この条例により助成する医療費等の範囲は、次に掲げる額から医療保険各法の規定による高額療養費、<u>附加給付等及び高額介護合算療養費</u>(以下「高額療養費等」という。)の額を控除した額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第58条第1項の指定自立支援</p>

<p>医療、同法第70条第1項の療養介護医療、同法第71条第1項の基準該当療養介護医療、<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の20の障害児施設医療及び老人保健法の規定による医療</u>に係る自己負担額</p>	<p>医療、同法第70条第1項の療養介護医療、同法第71条第1項の基準該当療養介護医療及び<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の20の障害児施設医療</u>に係る自己負担額</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市重度心身障害者医療費等助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費等の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費等の助成については、なお従前の例による。

那覇市条例第16号

平成20年3月28日

那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成5年那覇市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2～別表第3 別記]	[別表第2～別表第3 別記]
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第3条―第6条関係)

地区整備計画区域及び再開発地区整備計画区域の名称	計 画 地 区 の 名 称	ア	イ	ウ	エ	オ
		建築してはならない建築物	建築物の容積率の最低限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	建築物の高さの最低限度
小禄金城地区整備計画区域	住宅地区(A)	[略]		<u>165</u> m ²	<u>12</u> m	<u> </u> m
	[略]					
	[略]					
那覇新都心地区整備計画区域	商業業務地区(E-2)			[略]		
	[略]					
	[略]					

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第3条—第6条関係)

地区整備計画区域及び再開発地区整備計画区域の名称	計画地区の名称	ア 建築してはならない建築物	イ 建築物の容積率の最低限度	ウ 建築物の敷地面積の最低限度 (<u>m²</u>)	エ 建築物の高さの最高限度 (<u>m</u>)	オ 建築物の高さの最低限度 (<u>m</u>)
小禄金城地区地区整備計画区域	住宅地区(A) [略]	[略]		<u>165</u>	<u>12</u>	
[略]						
那覇新都心地区地区整備計画区域	[略] 商業業務地区(E-2)	<u>次に掲げる近隣商業地域内にある建築物</u> <u>(1) 自動車教習所</u> <u>(2) 倉庫業を営む倉庫</u> <u>(3) 1階又はこれに類する階で那覇中環状線に面する部分を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの</u> <u>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、遊技場その他これらに類するもの</u> <u>(5) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店若しくは展示場に供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が 10,000 m²を超えるもの</u> <u>(6) 床面積の合計が 15 m²を超える畜舎</u>	<u>10分の10</u>	[略]		
[略]						
[略]						

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第3(第7条、第8条関係)

地区整備計画区域及び再開発地区整備計画区域の名称	計 画 地 区 の 名 称	ア		イ
		建築物の外壁等の面の位置の制限		かき又はさくの制限
		(1)	(2)	
[略]				
那覇新都心地区地区整備計画区域	[略]	[略]		[略]
	商 業 地 区 (E-2)	外壁等の面から<道路(3)地区>の道路境界線までの距離	道路面から高さ3.0m以下の部分は2.0m、高さ3.0mを超える部分は1.0m	
	[略]	[略]		
[略]				

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第3(第7条、第8条関係)

地区整備計画区域及び再開発地区整備計画区域の名称	計 画 地 区 の 名 称	ア		イ
		建築物の外壁等の面の位置の制限		かき又はさくの制限
		(1)	(2)	
[略]				
那覇新都心地区地区整備計画区域	[略]	[略]		[略]
	商 業 地 区 (E-2)	外壁等の面から<道路(6)地区>の道路境界線までの距離	4.0m	
	[略]	[略]		
[略]				

備考 [略]

那覇市条例第17号

平成20年3月28日

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例(平成7年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としな</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 老人保健法(昭和57年法律第80号)による医療を受けることができる者</u></p> <p><u>(5)～(6) [略]</u></p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、助成対象者に係る医療費につき、一部負担金を支払った場合において、当該支払額(高額療養費及び<u>附加給付等</u>があるときは、その額を控除した額)から規則で定める額を控除した額を助成する。ただし、法令等の規定により国又は他の地方公共団体の負担による医療費に関する給付が行われたときは、その限度において助成しない。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>ア～カ [略]</p> <p><u>キ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)</u></p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4)～(5) [略]</u></p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、助成対象者に係る医療費につき、一部負担金を支払った場合において、当該支払額(高額療養費、<u>附加給付等及び高額介護合算療養費</u>があるときは、その額を控除した額)から規則で定める額を控除した額を助成する。ただし、法令等の規定により国又は他の地方公共団体の負担による医療費に関する給付が行われたときは、その限度において助成しない。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前</p>	

の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。

- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 4 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行し、改正後の那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例第3条第2項の規定は、平成19年12月1日から適用する。

那覇市条例第18号

平成20年3月28日

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(平成18年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
付 則	付 則		
	<p>11 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
	第16条 第2項 第1号	100分 の18	100分の18を超えない 範囲内で規則で定め る割合
	第16条 第2項 第2号	100分 の15	100分の15を超えない 範囲内で規則で定め る割合
	第16条 第2項 第3号	100分 の12	100分の12を超えない 範囲内で規則で定め る割合
	第16条 第2項 第4号	100分 の10	100分の10を超えない 範囲内で規則で定め る割合
	第16条 第2項 第5号	100分 の6	100分の6を超えない 範囲内で規則で定め る割合
	第16条 第2項 第6号	100分 の3	100分の3を超えない 範囲内で規則で定め る割合
11～15	12～16		
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正後表を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>4 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。</p>			

付 則
この条例は、平成20年4月1日から施行する。

那覇市条例第19号

平成20年3月28日

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例(平成18年那覇市条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則	<p data-bbox="895 490 986 521">付 則</p> <p data-bbox="815 539 1347 1137">5 <u>介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(平成19年政令第365号)による改正後の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。この項において「新平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第6条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p data-bbox="842 1155 1347 1581">(1) <u>第6条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合において同項第1号に該当することとなるもの 43,624円</u></p> <p data-bbox="842 1599 1347 1890">(2) <u>第6条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合において同項第2号に該当することとなるもの 43,624円</u></p> <p data-bbox="842 1908 1347 2029">(3) <u>第6条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分</u></p>

の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合において同項第3号に該当することとなるもの 47,829円

(4) 第6条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(新平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者に限る。次号から第7号までにおいて同じ。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合において第6条第1項第1号に該当することとなるもの 52,560円

(5) 第6条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合において同項第2号に該当することとなるもの 52,560円

(6) 第6条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合において同項第3号に該当することとなるもの 56,764円

(7) 第6条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合において同項第4号に該当することとなるもの 60,969円

備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

那覇市条例第20号

平成20年3月28日

那覇市立視聴覚ライブラリー設置条例を廃止する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市立視聴覚ライブラリー設置条例を廃止する条例

那覇市立視聴覚ライブラリー設置条例(昭和48年那覇市条例第5号)は、廃止する。

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

那覇市条例第21号

平成20年3月28日

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例

那覇市議会委員会条例(昭和47年那覇市条例第83号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 11人 総務部、経営企画部、財務部、出納室、消防本部、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、議会事務局、他の委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) 厚生経済委員会 11人 市民文化部、経済観光部、環境部、上下水道局、市立病院、農業委員会</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) 総務委員会 11人 総務部、企画財務部、出納室、消防本部、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、議会事務局、他の委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) 厚生経済委員会 11人 市民文化部、経済観光部、環境部、上下水道局、農業委員会</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

(施行期日)

- この条例中第2条第1号の改正規定は平成20年4月1日から、第2条第4号の改正規定は地方独立行政法人那覇市立病院の成立の日から施行する。
(総務委員会及び厚生経済委員会の委員長、副委員長及び委員に関する経過規定)
- この条例の施行の際、現に改正前の那覇市議会委員会条例第2条に規定する総務委員会及び厚生経済委員会(以下「改正前の委員会」という。)の委員長、副委員長及び委員である者は、改正後の那覇市議会委員会条例第2条に規定する総務委員会及び厚生経済委員会(以下「改正後の委員会」という。)の委員長、副委員長及び委員となるものとし、改正後の委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、改正前の委員会の委員長、副委員長及び委員の残任期間に相当する期間とする。
(総務委員会及び厚生経済委員会の継続審査事件に関する経過規定)
- この条例の施行の際、改正前の委員会に付託され、平成20年(2008年)2月那覇市議会定例会において、閉会中の継続審査事件とされたものは、改正後の委員会に付託されたものとみなす。

規 則

那霸市規則第4号

平成20年3月28日

那霸市地方独立行政法人法の施行に関する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市地方独立行政法人法の施行に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)、地方独立行政法人法施行令(平成15年政令第486号)、地方独立行政法人法施行規則(平成16年総務省令第51号)及び地方独立行政法人那覇市立病院に係る重要な財産を定める条例(平成19年那覇市条例第39号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(業務方法書の記載事項)

第2条 法第22条第2項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 那覇市が設立した地方独立行政法人(以下「法人」という。)の定款に規定する業務に関する事項
- (2) 業務を委託する場合の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- (4) その他法人の業務の執行に関して必要な事項

(中期計画の認可の申請)

第3条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画(同項に規定する中期計画をいう。以下同じ。)の認可を受けようとするときは、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の90日前までに、当該中期計画を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(中期計画の記載事項)

第4条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設及び設備に関する計画
- (2) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

- (3) その他法人の業務運営に関し必要な事項
(年度計画の記載事項等)

第5条 法第27条第1項に規定する年度計画(以下「年度計画」という。)には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項
(2) 中期目標(法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。)の期間を超える債務負担

2 法人は、年度計画を変更したときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績評価)

第6条 法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について地方独立行政法人那覇市立病院評価委員会(以下「評価委員会」という。)の評価を受けようとするときは、当該事業年度の終了後3月以内に年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

第7条 法第29条第1項の中期目標に係る事業報告書においては、中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標の期間における業務の実績報告)

第8条 法人は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標の期間の終了後3月以内に当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出しなければならない。

(特定の償却資産の指定)

第9条 市長は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けた償却資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

(財務諸表)

第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表等の閲覧期間)

第11条 法第34条第4項の規則で定める期間は、5年とする。

(剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額の承認の手続)

第12条 法人は、法第40条第3項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を充てようとする剰余金の使途

2 前項の申請書には、法第40条第1項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(積立金の処分に係る承認の手続)

第13条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度(以下「期間最後の事業年度」という。)に係る法第40条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第4項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

(1) 承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該期間最後の事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(納付金の納付の手続)

第14条 法人は、法第40条第6項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金(以下「納付金」という。)の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計

算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに、これを市長に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

- 2 納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の7月10日までに納付しなければならない。

(短期借入金の認可の申請)

第15条 法人は、法第41条第1項ただし書の規定により短期借入金に係る認可を受けようとするとき、又は同条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入れ又は借換えを必要とする理由
- (2) 借入金の額
- (3) 借入先
- (4) 借入金の利率
- (5) 借入金の償還の方法及び期限
- (6) 利息の支払の方法及び期限
- (7) その他市長が必要と認める事項

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第16条 法人は、法第44条第1項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 処分等に係る財産の内容及び予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による処分等にあつては、その適正な見積価額)
- (2) 処分等の条件
- (3) 処分等の方法
- (4) 処分等により法人の業務運営上支障が生じない旨及びその理由

付 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 法人の成立後最初の中期計画について、法第26条第1項前段の規定により認可を受けようとする場合における第3条第1項の規定の適用については、「当該中期計画の最初の事業年度開始の日の90日前までに」とあるのは、「法人の成立後遅滞なく」とする。

那覇市規則第5号

平成20年3月28日

那覇市建築基準法の施行に関する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市建築基準法の施行に関する規則

那覇市建築基準法の施行に関する規則(昭和54年那覇市規則第20号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)、建築基準法施行条例(昭和47年沖縄県条例第83号。以下「県条例」という。)及び那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成5年那覇市条例第19号)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(未成年者等への通知)

第2条 法令に基づく通知の相手方が未成年者又は成年被後見人である場合は、その法定代理人に対して通知するものとする。

(確認申請書に添付する図書等)

第3条 法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書には、次に掲げる図書及び書類を添えなければならない。

- (1) 建築物が工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものである場合は、工場危険物調書(第1号様式)
- (2) 法第86条の7の規定による既存の建築物の増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合又は法第87条第3項第2号若しくは第3号の規定による建築物の用途を変更する場合は、既存建築物実態調書(第2号様式)及び関係図書
- (3) 小荷物専用昇降機がある場合は、設計図書
- (4) 建築物の敷地が高さ2メートルを超えるがけに接し、又は近接する場合には、がけの高さ、がけの下端及び上端と当該建築物との距離並びにがけの形状を明示した断面図
- (5) 法第56条の2の規定による日影制限の適用を受ける建築物の場合は、国土地

理院が承認した図面であって申請に係る土地の真北方位、緯度及び経度が明確に判明するもの

- (6) 法第12条第1項の規定により定期に報告を要するものである場合は、定期報告対象建築物等調書(第3号様式)及び関係図面
- (7) その他建築主事が必要と認める図書及び書類

2 確認申請書に係る建築物が県条例第4条に規定する災害危険区域に建築するものである場合は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条の規定による知事の許可書又は知事との協議書を当該確認申請書に添付しなければならない。

(許可申請書に添付する図書等)

第4条 省令第10条の4第1項の規定により市長が定める図書又は書面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 省令第1条の3第1項表1の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書
- (2) 法第55条第3項第1号若しくは第2号、法第56条の2第1項ただし書、法第59条の2第1項、法第68条の3第4項又は法第68条の7第5項の規定による許可の場合は、省令第1条の3第1項表2の(30)項の(ろ)欄に掲げる図書
- (3) 建築物が工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものである場合は、工場危険物調書(第1号様式)
- (4) 法第59条の2第1項の規定による許可の場合は、公開空地設置に関する誓約書(第4号様式)、公開空地の表示書(第5号様式)及び総合設計計画概要書(第6号様式)
- (5) その他市長が必要と認める図書又は書面

2 省令第10条の4第4項の規定により市長が定める図書又は書面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 省令第3条第2項の表に掲げる図書
- (2) その他市長が必要と認める図書又は書面
(認定申請書に添付する図書等)

第5条 省令第10条の4の2第1項の規定により市長が定める図書又は書面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 省令第1条の3第1項表1の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書

(2) 法第55条第2項の規定による認定の場合は、省令第1条の3第1項表2の(30)項の(ろ)欄に掲げる図書

(3) その他市長が必要と認める図書又は書面

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請書に添付する図書等)

第6条 省令第10条の16第1項第4号、第2項第3号又は第3項第3号の規定により市長が定める図書又は書面は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一団地等の表示書(第7号様式)及び一団地等維持管理責任者選任届及び誓約書(第8号様式)

(2) 法第86条第3項若しくは第4項又は法第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可の場合は、公開空地設置に関する誓約書(第4号様式)、公開空地の表示書(第5号様式)及び総合設計計画概要書(第6号様式)

(3) その他市長が必要と認める図書又は書面
(取下げ又は取りやめ)

第7条 許可、認定又は確認(以下「許可等」という。)の申請をした者が当該申請を取り下げる場合は、許可(認定・確認)申請取下届(第9号様式)を市長又は建築主事に提出しなければならない。

2 許可等(法第86条第1項若しくは第2項若しくは法第86条の2第1項の認定又は法第86条第3項若しくは第4項若しくは法第86条の2第2項若しくは第3項の許可を除く。)を受けた者が工事を取りやめたときは、工事取りやめ届(第10号様式)に許可通知書、認定通知書又は確認済証を添えて市長又は建築主事に提出しなければならない。

(記載事項の変更)

第8条 許可等の申請をした者が許可等を受けるまでに建築主、工事監理者、工事施工者その他当該申請書の記載事項を変更した場合は、速やかに許可(認定・確認)記載事項変更届(第11号様式)を市長又は建築主事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、許可等を受けた者が工事完了までに同項に規定する記載事項を変更した場合に準用する。この場合においては、同項の届出書に許可通知書、認定通知書又は確認済証を添えなければならない。

3 確認を受けた者で、建築物、建築設備又は工作物(以下「建築物等」という。)

の工事監理者を定めていないときは、当該建築物等の工事に着手する前までに、工事監理者の届けを第1項に規定する届出書に確認済証を添えたものにより建築主事に提出しなければならない。

(許可又は認定を受けた建築物等の計画の変更)

第9条 許可又は認定を受けた建築物等について、計画の変更を行おうとする者は、改めて許可又は認定を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認め、計画変更の承認をした場合においては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、許可を受けた建築物等についての計画変更の承認を申請しようとする者は、省令第43号様式(法第85条第3項又は第4項の規定に関するものにあつては省令第44号様式、法第88条第2項に規定する工作物に関するものにあつては省令第47号様式)による申請書2通に、それぞれ、変更に係る図書又は書面を添えたもの及び当該変更に係る直前の許可通知書を市長に提出しなければならない。

3 第1項ただし書の規定により、認定を受けた建築物等についての計画変更の承認を申請しようとする者は、省令第48号様式による申請書2通に、それぞれ、変更に係る図書又は書面を添えたもの及び当該変更に係る直前の認定通知書を市長に提出しなければならない。

4 省令第10条の4第2項、省令第10条の4の2第2項又は省令第10条の16第4項の規定は、市長が第1項ただし書の規定による承認をした場合に準用する。

(確認を要しない軽微な計画の変更)

第10条 確認を受けた建築物等について、工事完了前に省令第3条の2に規定する軽微な計画の変更を行おうとする者は、計画変更届(第12号様式)2通に、それぞれ変更に係る図書を添えたもの並びに当該変更に係る直前の確認済証及び建築(築造)計画変更概要書(第13号様式)を建築主事に提出しなければならない。

2 建築主事は、前項の規定による届出を受理したときは、計画変更届受理通知書(第14号様式)により申請者に通知するものとする。

(角地等の指定)

第11条 法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当する敷地とする。

(1) 敷地の周囲の長さの3分の1以上が道路、公園、広場、水面その他これらに類

するものに接する敷地

(2) 敷地の周囲の長さの6分の1以上が幅員(道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものがある場合は、これらのものの反対側までを含む。)12メートル以上の道路に接する敷地

(3) 敷地の周囲の長さの6分の1以上が2以上の道路(それぞれの道路の幅員の合計が12メートル以上で、そのなす角度が互いに120度以下のものに限る。)に接し、その接する長さがそれぞれ4メートル以上である敷地

(強風区域及び見付面積に乗ずる数値の指定)

第12条 政令第46条第4項の表3により市長が指定する区域は那覇市全域とし、見付面積に乗ずる数値(単位1平方メートルにつきセンチメートル)は75とする。

(道路と敷地の地盤面に高低差がある場合)

第13条 政令第135条の2第2項の規定により市長が定める前面道路の位置は、建築物の敷地の地盤面から1メートル低い位置とする。

(北側の隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和)

第14条 政令第135条の4第2項の規定により市長が定める建築物の地盤面の位置は、北側の隣地の地盤面より1メートル低い位置とする。

(日影による中高層の建築物の高さの制限の緩和)

第15条 政令第135条の12第2項の規定により市長が定める建築物の敷地の平均地盤面の位置は、隣地又はこれに接続する土地で日影の生ずるものの地盤面より1メートル低い位置とする。

(道路位置指定の申請書等)

第16条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定(変更・廃止)申請書(第15号様式)2通に、それぞれ、省令第9条に規定する図面及び承諾書のほか、次の各号に掲げるものを添えて市長に提出しなければならない。

(1) 道路位置指定(変更・廃止)申請図(第16号様式)

(2) 道路管理誓約書(第17号様式)

(3) 道路位置指定の日前3月以内の当該道路に係る土地の登記事項証明書及び承諾者の印鑑登録証明書

(4) その他市長が必要と認めるもの

- 2 市長は、前項の申請書等が提出された場合において、書類審査の結果、適合を確認したときは、道路の位置指定書類審査通知書(第18号様式)を当該申請者に通知するものとする。
- 3 前2項の規定による道路の築造工事が完了した場合は、道路築造完了報告書(第19号様式)に分筆及び地目変更を証明する登記事項証明書並びに現場完了写真を添えて市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の報告があった場合は、報告に係る道路の築造工事の完了を確認のうち、道路の位置を指定するものとする。
- 5 市長は、前項の規定による道路の位置を指定したときは、道路位置指定(変更・廃止)通知書(第20号様式)により申請者に通知するものとする。

(位置指定の道路)

第17条 法第42条第1項第5号の規定により市長が指定する道路は、政令第144条の4第1項及び那覇市道路位置指定の基準の特例に関する条例(平成16年那覇市条例第27号)第2条の規定に適合し、かつ、その築造が完了したものであることを要する。

(道路の変更又は廃止)

第18条 法第42条第1項第3号若しくは第5号又は第2項に規定する道路を変更する場合は、第16条及び第17条の規定を準用し、廃止する場合は、第16条(第3項及び第4項を除く。)の規定を準用する。

(道路とみなす道の指定)

第19条 法第42条第2項の規定により市長が指定するもの(以下「2項道路」という。)は、幅員1.8メートル以上の道で一般の交通の用に供され、その形態が整い、その敷地が明確であるものとする。

(道路の境界線の表示)

第20条 建築主は、2項道路に接して建築する場合は、確認申請時に当該道路の中心線を、完了検査申請時に当該中心線より2メートル後退した道路の境界線とみなされる線を、それぞれ耐水性の表示くい等により明確にしなければならない。

- 2 建築主事又はその委任を受けた職員(以下「建築主事等」という。)は、前項の規定により後退したと認められる場合には、2項道路後退済の標識を交付するものとする。

3 建築主事等は、前項の標識の交付を受けた者に対して、2項道路後退済の標識設置報告書(第21号様式)による報告を求めることができる。

(し尿浄化槽又は合併処理浄化槽を設ける区域)

第21条 政令第32条第1項第1号の表に規定する市長が衛生上特に支障があると認めて指定する区域は、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域以外の区域とする。

(総合設計制度に係る敷地面積の規模)

第22条 政令第136条第3項ただし書の規定により市長が定める敷地面積の規模は、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域において、500平方メートルとする。

(工事の計画及び施工状況の報告)

第23条 市長、建築主事又は建築監視員は、法第12条第5項(法第88条第1項、第2項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途又は建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況に関し、次に掲げる書面による報告を求めることができる。

(1) 2項道路に接する建築物のやり方の完了時及び鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の建築物の基礎、各階の床板又は屋根の配筋の終了時において工程報告書(第22号様式)

(2) 階数5以上又は延べ面積が500平方メートル以上の建築物を建築する場合は、次に掲げる書面

ア 工事着手前において施工計画報告書(第23号様式)

イ 完了検査申請時において施工結果報告書(第24号様式)

(3) その他市長、建築主事又は建築監視員が必要と認める書面

2 建築主事等は、前項の報告を確認するため必要な措置をとることができる。

3 前項の規定により確認をしたときは、建築主事等は、その結果を工程報告確認済証(第25号様式)に記入しなければならない。

(完了検査申請書に添付する書類)

第24条 省令第4条第1項第6号(省令第4条の4の2において準用する場合を含む。)に規定する市長が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 2項道路に接する敷地の場合は、2項道路後退調書(第26号様式)
- (2) その他市長が必要と認める書類
(特殊建築物の定期報告)

第25条 法第12条第1項に規定する市長が指定する建築物及び省令第5条第1項に規定する市長が定める報告の時期は、別表第1に掲げるとおりとする。

- 2 省令第5条第3項に規定する市長が定める書類は、省令第1条の3第1項表1の(い)項に掲げる図書及びその他市長が必要と認める書類とする。
- 3 法第12条第1項の規定による調査は、同項の規定による報告の日前3月以内に行わなければならない。
- 4 第1項に掲げる建築物を除却し、その用途を変更し、その使用を休止し、又は再使用したときは、2週間以内に特殊建築物の除却(変更・休止・再使用)届(第27号様式)を市長に提出しなければならない。

(建築設備等の定期報告)

第26条 法第12条第3項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する市長が指定する昇降機及び建築設備(以下「建築設備等」という。)並びに省令第6条第1項に規定する市長が定める報告の時期は、別表第2に掲げるとおりとする。

- 2 省令第6条第3項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する市長が定める書類は、市長が必要と認める書類とする。
- 3 法第12条第3項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による検査は、同項の規定による報告の日前30日以内に行わなければならない。
- 4 第1項に掲げる建築設備等を廃止し、休止し、又は再使用したときは、2週間以内に建築設備等の廃止(休止・再使用)届(第28号様式)を市長に提出しなければならない。

(所有者等の変更届)

第27条 第25条第1項に掲げる建築物及び前条第1項に掲げる建築設備等について所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)の変更があったときは、変更後の所有者(所有者と管理者が異なる場合においては管理者。)は、2週間以内に特殊建築物(建築設備等)の所有者等変更届(第29号様式)を市長に提出しなければならない。

(不適格建築物の報告)

第28条 既存建築物が都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項に規定する地域、地区若しくは街区又は同法第12条の4第1項に規定する計画の決定又は変更により、法第3章の規定に適合しなくなった場合においては、当該建築物の所有者又は占有者は、その決定又は変更の日から6月以内に不適格建築物報告書(第30号様式)に省令第1条の3第1項表1の(い)項に掲げる図書を添えたものを市長に提出しなければならない。

(建築協定の認可申請書等)

第29条 法第70条第1項又は法第76条の3第2項の規定による建築協定の認可を受けようとする者の代表者は、建築協定認可(変更・廃止)申請書(第31号様式)2通に、それぞれ建築協定書及び市長が必要と認めるものを添えて市長に提出しなければならない。

2 法第74条第1項(法第76条の3第6項において準用する場合を含む。)又は法第76条第1項(法第76条の3第6項において準用する場合を含む。)の規定による建築協定の変更又は廃止の認可については、前項の規定を準用する。

3 市長は、建築協定の認可又は変更若しくは廃止の認可をしたときは、建築協定認可(変更・廃止)通知書(第32号様式)により申請者に通知するものとする。

(建築協定区域内の借地権消滅届)

第30条 法第74条の2第3項の規定により届出をしようとする者は、借地権が消滅したことを証する書類及び土地の位置を表示した図面を添えた借地権消滅届(第33号様式)を市長に提出しなければならない。

(建築協定認可後の建築協定加入届)

第31条 法第75条の2第1項又は第2項の規定により建築協定に加わろうとする者は、土地の登記事項証明書及び当該土地の位置図を添えた建築協定加入届(第34号様式)を市長に提出しなければならない。

(一人建築協定効力発生届)

第32条 法第76条の3第5項の規定により当該建築協定が効力を有することとなったときは、同条第2項の規定により建築協定の認可を受けた者は、新たに土地の所有者等となった者の土地又は建築物の登記事項証明書及び当該土地又は建築物の位置を表示した図面を添えた一人建築協定効力発生届(第35号様式)を直ちに市長に提出しなければならない。

(意見聴取利用の放棄)

第33条 法の規定に基づく公開による意見の聴取(以下「意見聴取」という。)に出席しない者については、意見聴取の機会を利用する権利を放棄したものとみなす。

(意見聴取の延期)

第34条 市長は、災害その他やむを得ない事由により意見聴取を行うことができない場合又は意見聴取の機会を利用する権利のある者若しくはその代理人があらかじめ所定の期日に出席できない旨を届け出て、市長が認める場合には、意見聴取を延期することができる。

(代理人又は証人の出席)

第35条 意見聴取に出頭を求められた者が、当該意見聴取に際し、代理人又は証人を出席させる場合は、あらかじめ文書により市長に届け出なければならない。

(参考人の出席)

第36条 市長は、意見聴取に関し必要と認める場合は、参考人の意見を徴することができる。

(意見聴取の秩序保持)

第37条 市長は、意見聴取の進行を妨害する者に対し意見聴取の秩序を保持するために必要な措置をとることができる。

(標識による公示)

第38条 法第9条第13項(法第10条第4項及び法第90条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する標識は、次の各号に定める様式によるものとする。

- (1) 法第9条第1項及び第10項(法第88条第1項、第2項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により命令した場合は、第36号様式
- (2) 法第10条第2項及び第3項(法第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により命令した場合は、第37号様式
- (3) 法第90条の2第1項(法第87条の2(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定により命令した場合は、第38号様式

(計画通知等への準用)

第39条 第3条、第7条、第8条、第10条、第20条及び第24条の規定は、法第18条(法第88条において準用する場合を含む。)の規定による手続について準用する。

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1(第25条関係)

特殊建築物の定期報告

	用途	規模	報告時期
1	劇場、映画館又は演芸場	$F \geq 3$ 又は $A \geq 200\text{m}^2$	平成22年を始期とし、3年ごとの4月1日から12月20日まで
2	観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂又は集会場	$F \geq 3$ 又は $A \geq 200\text{m}^2$	
3	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、老人ホーム又は児童福祉施設等	$F \geq 3$ 又は $A \geq 300\text{m}^2$	平成21年を始期とし、3年ごとの4月1日から12月20日まで
4	旅館又はホテル	$F \geq 3$ 又は $A \geq 300\text{m}^2$	平成22年を始期とし、3年ごとの4月1日から12月20日まで
5	共同住宅又は寄宿舎	$F \geq 5$ かつ $A \geq 1,000\text{m}^2$	平成21年を始期とし、3年ごとの4月1日から12月20日まで
6	学校又は体育館	$F \geq 3$ 又は $A \geq 2,000\text{m}^2$	平成20年を始期とし、3年ごとの4月1日から12月20日まで
7	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	$F \geq 3$ 又は $A \geq 2,000\text{m}^2$	平成21年を始期とし、3年ごとの4月1日から12月20日まで
8	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積が 10m^2 以内のものを除く。)	$F \geq 3$ 又は $A \geq 500\text{m}^2$	平成20年を始期とし、3年ごとの4月1日から12月20日まで

注(1) $F \geq 3$ は、3階以上の階でその用途に供する部分(100m^2 以下のものを除く。)を有するものを示し、 A は、その用途に供する部分の床面積の合計を示す。

- (2) 複数の用途に供する建築物にあつては、それぞれの用途に供する部分の床面積の合計をもって主要な用途に供する部分の床面積の合計とする。
- (3) 5項に掲げる用途に供する建築物のうち、共同住宅の住戸の部分については、定期報告の対象から除く。

別表第2(第26条関係)

建築設備等の定期報告

	建築設備等	報告時期
1	エレベーター又はエスカレーター(一戸建て等の個人住宅に設置されたものを除く。)	毎年4月1日から 12月20日まで
2	別表第1に掲げる建築物に法第28条第2項ただし書又は第3項の規定により設けた換気設備(自然換気設備及び共同住宅の住戸内換気設備を除く。)	
3	別表第1に掲げる建築物に法第35条の規定により設けた排煙設備(排煙機を有するものに限る。)又は非常用の照明装置	
4	乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般の交通の用に供するものを除く。)	
5	ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設	
6	メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	

第1号様式(第3条、第4条関係)

工場危険物調書

工事 関 係 事 項	業種	作業場床面積					
		申請部分	申請以外の部分		合計		
		m ²	m ²		m ²		
	原料名	1日の処理量		製品名		1日の生産量	
	機械の種類	機械台数			原動機の出力kw		
		新(増)設	既設	計	新(増)設	既設	計
	合計						
	作業方法						
危 険 物 関 係		用途	面積	最大 貯蔵量	最大処理量		
	申請部分		m ²				
	申請以外の部分		m ²				
	合計		m ²				
参考事項							

注(1) 「業種」欄は工場業態が分かるように記入してください。

(例 合成樹脂成型加工工場)

(2) 「原料名」欄は工場に搬入される原料の品名を記入してください。

(3) 「作業方法」欄は作業工程の順に従って具体的に記入してください。

(外注部号はその旨明記のこと。)

(4) 「参考事項」欄は、工場については創立年月日略歴過去の確認若しくは

は許可及び工員数を、危険物については、政令第116条第3項の比率などを記入してください。

第2号様式(第3条関係)

既存建築物実態調書

1	建築物の所有者 住所氏名	電話							
2	建築物の管理者又は 占有者住所氏名	電話							
3	敷地の位置 (地名地番)								
4	用途地域		5	防火地域					
6	建築物の用途								
7	敷地の面積	m ²	8	建築物の構造					
9	建築面積の合計	m ²	10	延べ面積の合計	m ²				
11	竣工年月日		12	確認年月日 及び番号					
13 不適格事項	(1)	業 態							
	(2)	原動機出力 の合計		(3)	原動機を使用する 作業場床面積の合計	m ²			
14 建築物棟別概要	(1)	用 途		(2)	構 造				
	(3)	階 別	階	階	階	階	階	合計	
	(4)	床面積(m ²)							
	(5)	作業場の床 面積(m ²)							
	(6)	原 動 機 の 出 力							
	15	そ の 他 参考となる事項							
※ 調査及び処理欄									
この調書に記載した事項は、事実と相違ありません。 年 月 日 建築主事 様 建築主氏名 印									

注(1) 1欄及び2欄は、法人にあつては所在地、名称、代表者の氏名等を記入してください。

(2) 13欄は事業の内容がわかるよう具体的に記入してください。

(3) 14欄で2棟以上あるものは、同欄のみ別紙に記入して添付してください。

(4) ※印のある欄は記入しないでください。

第3号様式(第3条関係)

定期報告対象建築物等調書

<p>【1 那覇市建築基準法の施行に関する規則別表第1による区分】 【区分】()項(1項～8項) (注：複数該当する場合は、床面積が最大のものを記載すること。)</p>
<p>【2 那覇市建築基準法の施行に関する規則別表第2による建築設備等の有無】 【イ 換気設備】 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 【ロ 排煙設備】 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 【ハ 非常用照明】 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 【ニ 昇降機】 <input type="checkbox"/>エレベーター()基 <input type="checkbox"/>非常用エレベーター()基 <input type="checkbox"/>エスカレーター()基 <input type="checkbox"/>小荷物専用昇降機()基</p>
<p>【3 建築主】 【イ 氏名】 【ロ 郵便番号】 【ハ 住所】 【ニ 電話番号】</p>
<p>【4 設計者】 【イ 資格】 ()級建築士 ()登録第 号 【ロ 氏名】 【ハ 建築士事務所】()級建築士事務所 ()知事登録第 号 【ニ 郵便番号】 【ホ 所在地】 【へ 電話番号】</p>
<p>【5 維持管理予定者】 【イ 氏名】 【ロ 郵便番号】 【ハ 住所】 【ニ 電話番号】</p>
<p>【6 建築物名称】</p>
<p>【7 所在地】 【イ 地名地番】 【ロ 住居表示】</p>
<p>【8 道路】 【イ 幅員】 () m 【ロ 敷地と接している部分の長さ】 () m</p>
<p>【9 主要用途】</p>
<p>【10 階数】 (地上 階 地下 階) (昇降機塔等 階)</p>
<p>【11 構造】</p>
<p>【12 最高の高さ】 () m</p>
<p>【13 最高の軒の高さ】 () m</p>

(裏)

【14 敷地面積】	(m ²	
【15 建築面積】	(m ²	
【16 延べ面積】	(申請部分	(申請以外の部分)	(合計)
	(m ²)	(m ²)	(m ²)
【17 階別概要】			
【イ 階別用途別】			
	(用 途)	(床面積)	(客席面積) (住宅戸数)
(階)	()	(m ²)	(m ²) ()
	()	(m ²)	(m ²) ()
	()	(m ²)	(m ²) ()
(階)	()	(m ²)	(m ²) ()
	()	(m ²)	(m ²) ()
	()	(m ²)	(m ²) ()
(階)	()	(m ²)	(m ²) ()
	()	(m ²)	(m ²) ()
	()	(m ²)	(m ²) ()
(階)	()	(m ²)	(m ²) ()
	()	(m ²)	(m ²) ()
	()	(m ²)	(m ²) ()
【ロ 用途別】			
	()	(m ²)	(m ²) ()
	()	(m ²)	(m ²) ()
	()	(m ²)	(m ²) ()
【18 性能検証法等の適用】			
<input type="checkbox"/> 耐火性能検証法	<input type="checkbox"/> 防火区画検証法		
<input type="checkbox"/> 階避難安全検証法(階)	<input type="checkbox"/> 全館避難安全検証法		
<input type="checkbox"/> その他 ()
【19 増築、改築、用途変更等の経過】			
年 月 日	概要()	
年 月 日	概要()	
年 月 日	概要()	
年 月 日	概要()	
【20 備考】			

第4号様式(第4条関係、第6条関係)

公開空地設置に関する誓約書

年 月 日

那覇市長 様

公開空地設置者 住所
氏名 印
電話
(法人にあつては所在地、名称、代表者の氏名)

建築基準法第 条 第 項(※1)の許可に当たり、総合設計許可準則に基づいて設置した公開空地を、別添公開空地計画図書のとおり一般公開の用に供すること、及びそれを適正に維持、管理することについて誓約いたします。

また、当該公開空地について、必要により那覇市が地役権その他の権利設定をする際も異議なく協力をいたします。

なお、当該公開空地を含む敷地及び建築物の全部又は一部を他に譲渡、貸与する場合も、本誓約書に基づく誓約事項の継承を使用条件とし、当該公開空地の状況について1年ごとに報告いたします。

注 ※1には許可条項を記入してください。

第5号様式(第4条関係、第6条関係)

公開空地の表示書

建築基準法第 条 第 項(※1)の許可を受けるに当たり、敷地内の見やすい場所に、当該敷地内の公開空地が、建築基準法に基づいて設けられたものである旨を、次の表示板により一般公衆に表示いたします。

年 月 日

那覇市長 様

公開空地設置者 住所
氏名
電話
(法人にあつては所在地、名称、代表者の氏名)

印 ↑

公開空地の表示板

この公開空地(広場、植込等)は、建築基準法に基づく建築物の許可条件として確保したものです。

歩行者の通行又は利用は自由です。

年 月 日

公開空地設置者
住所
氏名
電話

公開空地位置図

← 800mm以上 →

公開空地の表示板の規格は次のとおりです。

- (1) ステンレス板、銅板等の耐候性、耐久性に富み、かつ、容易に破損しない材質とする。
- (2) 堅固に固定したものとする。
- (3) 大きさは、縦500mm以上、横800mm以上とする。ただし、敷地の状況により、大きさを変更することができるものとする。表示板の設置数は、2以上とする。

注 ※1には許可条項を記入してください。

第6号様式(第4条関係、第6条関係)

総合設計計画概要書

建築物名称(仮称)		所在地		
許可申請事項		(1)容積率 (2)道路斜線 (3)隣地斜線 (4)北側斜線 (5)絶対高さ		
立地条件	用途地域		その他の地域等	
	基準建ぺい率	%	基準容積率 %	
	敷地	(1)面積 m ² (3)道路との高低差 m	(2)全周長 m	
	用途地域別内訳	用途地域	容積率/建ぺい率 面積	
	前面道路の条件 〔準則の基本要件に適合する道路より記入すること。〕	(1)幅員 m	(2)各接道長 m	(3)接道長の合計 m
m m m m		m m m m	(4) 接道長合計 接道率= $\frac{\text{接道長合計}}{\text{全周長}}$ %	
設計条件	公開空地	(1)種別 (有効公開空地率による区分)	(2)面積 m ²	(3)有効面積 m ²
		・	m ²	m ²
		・	m ²	m ²
		・	m ²	m ²
		・	m ²	m ²
	(4) (3)の合計 m ²	(5)公開空地率 %		
	割増容積率	%	割増後の容積率	%
建築面積	m ²	建ぺい率	%	
延べ面積	m ²	容積率	%	
駐車場面積(台数)	m ² (台) (附置義務 台)			
建築物の高さ	(1)政令2-1-6口 m			
	(2)最高の高さ(PHを含む) m			
主要用途		階数	地上 地下	
利用人口	人	住宅戸数	戸	
備考				

第7号様式(第6条関係)

一団地等の表示書

建築基準法第 条 第 項(※1)の規定に基づく(認定・許可)を受けるに当たり、区域内の見やすい場所に、当該区域内の建築物が建築基準法に基づいて設けられたものである旨を、次の表示板により一般公衆に表示いたします。

年 月 日

那覇市長 様

印

↑

建築主 住所
氏名
電話
(法人にあつては所在地、名称、代表者の氏名)

一団地等の表示板

この区域内の建築物は、建築基準法第 条 第 項(※1)の規定に基づき、那覇市長の(認定・許可)を受けたものです。区域内を適法に維持管理するため下記の管理責任者を定めています。

なお、この区域内で建築又は土地利用の変更をする場合は、再度、那覇市長の(認定・許可)が必要です。

(認定・許可)年月日
年 月 日

一団地等維持管理責任者
住所
氏名
電話

区域全体の配置図

区域内の施設等を表示する

↓

← 800mm以上 →

一団地等の表示板の規格は次のとおりです。

- (1) ステンレス板、銅板等の耐候性、耐久性に富み、かつ、容易に破損しない材質とする。
- (2) 堅固に固定したものとする。
- (3) 大きさは、縦500mm以上、横800mm以上とする。ただし、敷地の状況により、大きさを変更することができるものとする。表示板の設置数は、2以上とする。

- 注(1) ※1には許可条項を記入してください。
- (2) 様式中の不要の文字は、抹消してください。
- (3) 一団地等とは、法第86条第1項及び第3項の一団地並びに同条第2項及び第4項の一定の一団の土地の区域をいう。

第8号様式(第6条関係)

一団地等維持管理責任者選任届及び誓約書	
那覇市長	様
	年 月 日
建築主	印
住所 氏名 電話 (法人にあつては所在地、名称、代表者の氏名)	
一団地等維持管理責任者選任(変更)届 及び一団地等の維持管理に関する誓約書	
<p>私は、建築基準法第 条 第 項(※1)の規定に基づき(認定・許可)された下記の一団地等について、適法に維持管理をするため、下記の者を一団地等維持管理責任者として選任しましたので報告いたします。</p> <p>なお、維持管理責任者を変更する場合には、事前に変更について報告いたします。</p>	
記	
1 一団地等維持管理責任者	
住所 氏名 電話	印
2 一団地等名称	
3 一団地等所在地	
一団地等の維持管理に関する誓約書	
<p>私は、建築基準法第 条 第 項(※1)の規定に基づき(認定・許可)された上記の一団地等を適法に維持管理することを誓約します。</p>	
一団地等維持管理責任者 住所 氏名	印

注(1) ※1には許可条項を記入してください。

(2) 様式中の不要の文字は、抹消してください。

(3) 一団地等とは、法第86条第1項及び第3項の一団地並びに同条第2項及び第4項の一定の一団の土地の区域をいう。

第9号様式(第7条関係)

<p>許可(認定・確認)申請取下届</p> <p>下記のとおり、許可(認定・確認)申請を取り下げたいので届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>那覇市長 建築主事 様</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所 氏名 印 (法人にあつては所在地、名称、代表者の氏名)</p>		
1 申請書受付年月日	年 月 日	
2 申請書受付番号	※ 第 号	
3 建築場所 (地名地番)		
4 建築主住所氏名		
5 取下げ理由		
※受付欄	※決裁欄	※処理欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
担当印		担当印

- 注(1) 様式中の不要の文字は、抹消してください。
- (2) 届出者と建築主が異なる場合は建築主の委任状を添付してください。
- (3) ※印のある欄は記入しないでください。

第10号様式(第7条関係)

工事取りやめ届		
<p>先に許可(認定・確認)を受けました下記建築物等は、工事を取りやめましたので、許可通知書(認定通知書・確認済証)を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>那覇市長 建築主事 様</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所 氏名 印 (法人にあっては所在地、名称、代表者の氏名)</p>		
1	許可(認定・確認) 年 月 日	年 月 日
2	許可(認定・確認) 番 号	第 号
3	敷地の位置 (地名地番)	
4	工事種別	
5	主要用途	
6	理由	
※受付欄		※決裁欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
担当印		担当印

注(1) 様式中の不要の文字は、抹消してください。

(2) 届出者と建築主が異なる場合は建築主の委任状を添付してください。

(3) ※印のある欄は記入しないでください。

第11号様式(第8条関係)

許可(認定・確認)記載事項変更届 先に許可(認定・確認)を受けました下記建築物等について記載事項を変更したので、届け出ます。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 那覇市長・建築主事 様 届出者 氏名 印 (法人にあつては名称、代表者の氏名)				
1	許可(認定・確認)年月日及び番号	年 月 日 第 号		
2	敷地の位置(地名地番)			
3 変 更 の 事 項	ア	建築主、設置者 又は築造主	新	住所 氏名 印 電話番号
			旧	住所 氏名 印 電話番号
	イ	工事監理者	新	()級建築士 ()登録第 号 ()級建築士事務所()登録第 号 名称及び氏名 印 所在地 電話番号
			旧	()級建築士 ()登録第 号 ()級建築士事務所()登録第 号 名称及び氏名 印 所在地 電話番号
	ウ	工事施工者	新	建設業の許可()第 号 名称及び氏名 印 所在地 電話番号
			旧	建設業の許可()第 号 名称及び氏名 印 所在地 電話番号
	エ	その他の 変更事項	新	
			旧	
	4	備考		
	※受付欄		※決裁欄	※処理欄
年 月 日		年 月 日		
第 号		第 号		
担当印		担当印		

注(1) 様式中の不要の文字は、抹消してください。

(2) 名義変更は、双方が署名押印してください。

(3) ※印のある欄は記入しないでください。

第13号様式(第10条関係)

建築(築造)計画変更概要書
(第一面)

【1 建築主又は築造主】			
【イ 氏名】			
【ロ 住所】			
【ハ 電話番号】			
【2 設計者】			
【イ 資格】	()	建築士	()
【ロ 氏名】			
【ハ 建築士事務所名】	()	建築士事務所	()
【ニ 所在地】			
【ホ 電話番号】			
【3 届出種別】	<input type="checkbox"/>	建築物	<input type="checkbox"/>
			工作物(法第88条第2項)
【4 確認済証交付年月日】		年	月 日
【5 確認済証番号】		第	号
【6 敷地の位置(地名地番)】			
【7 計画変更の内容】	(変更前)	(変更後)	
【イ 主要用途】	()	()	
【ロ 敷地面積】	()	m ²	() m ²
【ハ 建築面積(申請部分)】	()	m ²	() m ²
【ニ 建築面積(合計)】	()	m ²	() m ²
【ホ 延べ面積(申請部分)】	()	m ²	() m ²
【ヘ 延べ面積(合計)】	()	m ²	() m ²
【ト 最高の高さ】	()	m	() m
【チ 階数】	(地上 階地下 階)	(地上 階地下 階)	
【リ その他の部分】	()	()	
【8 備考】			

建築(築造)計画変更概要書
(第二面)

付近見取図

配置図

- 注(1) 数字には算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- (2) 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。
- (3) 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物等の位置、申請に係る建築物等と他の建築物等との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

第14号様式(第10条関係)

計画変更届受理通知書	
第	号
年	日
月	日
建築主、設置者又は築造主	様
	建築主事
	印
年 月 日提出のあった下記建築物等の計画変更届について、これを受理したので、通知します。	
【1 届出種別】	
<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 建築設備(昇降機) <input type="checkbox"/> 建築設備(昇降機以外) <input type="checkbox"/> 工作物(昇降機) <input type="checkbox"/> 工作物(法第88条第1項) <input type="checkbox"/> 工作物(法第88条第2項)	
【2 確認済証交付年月日】	年 月 日
【3 確認済証番号】	第 号
【4 設計者】	
【イ 資格】	()建築士 ()登録第 号
【ロ 氏名】	
【ハ 建築士事務所名】	()建築士事務所()知事登録第 号
【ニ 所在地】	
【ホ 電話番号】	
【5 敷地の位置(地名地番)】	
【6 計画変更の内容】	(変更前) (変更後)
【イ 主要用途】	() ()
【ロ 敷地面積】	() m ² () m ²
【ハ 建築面積(申請部分)】	() m ² () m ²
【ニ 建築面積(合計)】	() m ² () m ²
【ホ 延べ面積(申請部分)】	() m ² () m ²
【ヘ 延べ面積(合計)】	() m ² () m ²
【ト 最高の高さ】	() m () m
【チ 階数】	(地上 階地下 階)(地上 階地下 階)
【リ その他の部分】	() ()
【7 備考】	

注 この通知書は、確認済証に添えて保管してください。

第15号様式(第16条関係)

<p>道路位置指定(変更・廃止)申請書</p> <p>建築基準法第42条第1項第5項の規定による道路の位置の指定(変更・廃止)を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>那覇市長 様 申請者 氏名 印</p>		
1	申請者住所氏名	電話
2	代理者住所氏名	電話
3	道路部分の地名地番	
4	関係土地の地名地番	
5 概要	幅員・延長・道路面積・転回広場	幅員 m 延長 m 道路面積 m ² 転回広場箇所 転回広場面積 m ²
	予定建築物戸数及び敷地面積の合計	戸 m ²
6	その他の関係事項	
※経過欄		
※指定条件		
※受付欄		※決裁欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
担当印		担当印

- 注(1) 様式中の不要の文字は、抹消してください。
- (2) 法人にあっては所在地、名称、代表者の氏名を記入してください。
- (3) ※印のある欄は記入しないでください。

第16号様式(第16条関係)

道路位置指定(変更・廃止)申請図

道路となる土地の地名地番

縮	地籍図	1/500
	付近見取図	1/2,500
	構造図	1/30~1/50
尺	計画平面図	1/500
	道路縦断面図	1/500
	道路横断面図	1/50

幅員 m、延長 m、

自動車転回広場 m²

※道路の位置の指定(変更・廃止)台帳							
告示年月日	年	月	日	指定年月日	年	月	日
告示番号	第	号		番号	第	号	

この図面のおおり道路の位置の指定(変更・廃止)申請を承諾いたします。		年	月	日	申請者住所・氏名・印(実印)
申請者		様			
承	権利別	住所	氏名	印(実印)	
諾					
書					
備考					
図面作成者住所・氏名・印					
測量者住所・氏名・印					

- 注(1) 承諾書の「権利別」欄は、土地の所有者及びその土地又はその土地の建築物若しくは工作物について該当する権利をそれぞれ記入してください。
- (2) 図面中には、地番、権利別及び氏名をそれぞれ記入してください。
- (3) 備考欄には、権利者の承諾に関連し特記すべき事項を記入してください。
- (4) 申請の道路の幅員及び長さの単位は「m」(小数点以下2位まで)としてください。
- (5) 付近見取図、道路構造図及び土地に高低差がある場合は、その断面図を記入してください。
- (6) 付近見取図と地籍図の方位は、一致させてください。
- (7) 隣地境界又は測量の基点から申請道路までの距離を記入してください。
- (8) ※印のある欄は記入しないでください。
- (9) 地籍図・付近見取図・構造図等を1枚に効率よく配置し、記入してください。
- (10) 様式中の不要の文字は、抹消してください。

第17号様式(第16条関係)

道路管理誓約書

年 月 日

那覇市長 様

申請者 住所
氏名 印
電話

(法人にあつては所在地、名称、代表者の氏名)

建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路位置指定申請をするに
当たり次のとおり誓約いたします。

- 1 道路の維持管理に当たっては、一切市当局に迷惑をかけません。
- 2 道路維持管理に不十分な点があるときは、市当局及び監督官庁の指示に従います。
- 3 路面は、(アスファルト・コンクリート) 舗装とし、自然災害及び人災等による損壊等は早急に申請人の責めによってこれを補修し、損壊前の路面状態を確保し、通行に危険及び支障のないようにします。
- 4 当該道路より派生する諸問題等は申請人が率先して、その解決の責めを負います。
- 5 道路の延長、幅員等を縮めたり、路上にいかなる建築物又は工作物の構築若しくは設置をいたしません。
- 6 自然災害又は人為的な事由により道路の損壊ないしは使用不能になったときは、申請人はその責めによってこれを復旧します。
- 7 道路位置指定後は、道路の持つ公共性を遵守し、交通制限、通行等のいかなる措置もいたしません。

注 様式中の不要の文字は、抹消してください。

第18号様式(第16条関係)

道路の位置指定書類審査通知書

年 月 日

様

那覇市長

印

下記による道路位置指定申請書及び添付図書に記載の計画について、審査した結果、関係権利者の承諾、道路に関する基準等への適合を確認しましたので通知します。

記

- 1 受付年月日及び番号
- 2 申請者住所氏名
- 3 道路部分の地名地番

注 築造工事完了後、道路築造工事完了報告書及び必要資料(分筆及び地目変更を証明する登記事項証明書並びに現場完了写真)を提出してください。

第19号様式(第16条関係)

道路築造完了報告書

年 月 日

那覇市長 様

報告者 住所
氏名

印

(法人にあつては所在地、名称、代表者の氏名)

年 月 日付け申請しました道路の位置の指定に関する
工事が完了しましたので報告します。

1 工事完了年月日 年 月 日

2 築造場所

3 道路の位置の指定の申請者住所氏名

4 道路の管理者住所氏名

5 工事施行者住所氏名

6 備考

注 この報告書には、分筆及び地目変更を証明する登記事項証明書並びに現場完了写真を添付してください。

第20号様式(第16条関係)

<p>道路位置指定(変更・廃止)通知書</p> <p>建築基準法第42条第1項第5号の規定により下記のとおり道路の位置の指定(変更・廃止)をしましたので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p>指定番号 第 号 指定年月日 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">那覇市長 印</p>		
1	申請者住所氏名	電話
2	代理者住所氏名	電話
3	道路部分の地名地番	
4	関係土地の地名地番	
5 概 要	幅員・延長・道路面積・転回広場	幅員 m 延長 m 道路面積 m ² 転回広場 箇所 転回広場面積 m ²
	予定建築物戸数及び敷地面積の合計	戸 m ²
6	その他の関係事項	
※ 指定の条件		

第21号様式(第20条関係)

2項道路後退済の標識設置報告書

先に確認を受けた下記建築物等について、2項道路後退済の標識を設置しましたので報告します。

建築主事 様

年 月 日

届出者氏名 印

設計者氏名 印

【1 確認済証交付年月日及び番号】		
年	月	日 第 号
【2 完了検査申請年月日】		
年	月	日
【3 標識交付年月日及び交付枚数】		
年	月	日 枚
【4 建築主、設置者又は築造主】		
【イ 氏名】		
【ロ 住所】		
【5 敷地の位置(地名地番)】		
【6 標識の設置数】 ()箇所		
【7 備考】		
※受付欄	※摘要	※処理欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
担当印		担当印

2項道路後退済の標識設置報告書(写真)
(第二面)

設置箇所ごと

標識の設置状況	(写真貼付欄)
標識	(写真貼付欄)

第22号様式(第23条関係)

工程報告書

下記建築物について、建築基準関係規定に基づき施工したことを確認しましたので、報告します。

年 月 日

建築主事 様

工事監理者 () 級建築士 () 登録第 号
氏名 印

【1 確認済証交付年月日】		年 月 日
【2 確認済証番号】		第 号
【3 建築主】 【イ 氏名】 【ロ 住所】		
【4 建築場所(地名地番)】		
【5 工事種別】 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> その他 ()		
【6 主要用途】		
【7 構造】		造 一部 造
【8 階数】		地上 階 地下 階
【9 工事施工者】 【イ 名称】 【ロ 所在地】		
【10 工事監理の状況】 【イ 施工に達した工程部分】 【ロ 是正又は変更の内容】 【ハ 備考】		
※判定欄	<input type="checkbox"/> 軽微な計画の変更該当する。 <input type="checkbox"/> 計画変更確認申請を要する。 <input type="checkbox"/> 確認の再申請を要する。 <input type="checkbox"/> 工事監理者に一任する。 <input type="checkbox"/> 現場で検査をした。	※処理欄
		年 月 日
		担当印

注 ※印のある欄は記入しないでください。

第23号様式(第23条関係)

施工計画報告書

様

年 月 日

報告者 工事監理者 住所氏名	() 級建築士 () 登録第 () 号 電話番号	使用材料	セメント	産地・種別・製造工場	細骨材	産地・種別・塩分量(%)	粗骨材	産地・種別・最大寸法		
	建設業の許可() 第 () 号 電話番号									
施工者 住所氏名	() 級建築士 () 登録第 () 号 電話番号	調合計画	混和材料	レディミクスト トコンクリート	製造会社及び工場名	工事現場までの距離・所要時間				
建築工事名称		調合計画	打設部位	コンクリートの種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	空気量 (%)	水セメント比 (%)	単位水量 (kg/m ³)	細骨材率 (%)
建築場所 (地名地番)			打設時期	設計基準強度 (N/mm ²)						
建築主 住所氏名			打込箇所							
設計者 住所氏名	() 級建築士 () 登録第 () 号		打込							
確認年月日番号	年 月 日 第 () 号		打込容積 (m ³)							
建築物の概要			打込方法							
かぶり厚さの最小値 (cm)	敷地面積 m ² 階数	地上階 地下階	建築面積 m ² 主要用途	延べ面積 m ² 構造	土に接しない部分	土に接する部分	塩化物量の予測			
							柱	屋外	屋内	普通
外部仕上げの種類・工法等	屋根板	屋外	屋外	屋内			() 調合(W/C %、スランプ cm)			
	床板	屋外	屋外	屋内			() 防せい剤()			
	はり	屋外	屋外	屋内			() 床下端の鉄筋のかぶり厚さ (cm)			
	耐力壁	屋外	屋外	屋内			() その他()			
注 建築物の工事着手前に2部提出してください。	非耐力壁	屋外	屋外	屋内			アルカリ骨材反応対策(有・無)			
							() 無害骨材の使用			
							() 低アルカリ型セメントの使用			

注 建築物の工事着手前に2部提出してください。

施工結果報告書

第24号様式(第23条関係)

様

年 月 日

報告者 住所氏名 電話番号 建設業の許可()第 号 住所氏名 電話番号	工事監理者 住所氏名 電話番号	()級建築士 ()登録 第 号 住所氏名 電話番号	印	使用材料	セメント	品名・種別・製造工場	細骨材	産地・種別・塩分量(%)	粗骨材	産地・種別・最大寸法														
					混和材料	レディミキスト トコンクリート	製造会社及び工場名	工事現場までの距離・所要時間																
建築工事名称	打込計画				調査計画番号																			
建築場所 (地名地番)					打込箇所																			
建築主 住所氏名					打込年月日																			
設計者 住所氏名					コンクリート種類																			
確認年月日番号	年 月 日 第 号				設計基準強度(N/mm ²)																			
					呼び強度(N/mm ²)																			
建築物の概要	敷地面積 階数	地上階 地下階	建築面積 主要用途	延べ面積 構造	m ²	m ²	m ²	土に接しない部分	土に接する部分	スランプ(cm)														
										空気量(%)														
										圧縮強度①(N/mm ²)28日														
										圧縮強度②(N/mm ²)														
かぶり厚さの最小値(cm)	部位	柱	屋外	屋内	屋外	屋内	下端	上端	屋外	屋内	耐力壁	屋外	屋内	非耐力壁	屋外	屋内	強度試験結果について	塩化物試験結果について						
																			試験所名					
																			打込容積(m ³)					
																			打込方法					
外部仕上げの種類・工法等	塩化物物質量測定結果(kg/m ³)																							
	使用塩化物物質量測定器																							
コングリート劣化対策																								
アルカリ骨材反応対策について																								
その他(材料の品質、不具合の処理等)																								

注 完了検査申請時に2部提出してください。

第25号様式(第23条関係)

工程報告確認済証

年月日	検査箇所	備考	担当

注 意 事 項

- 1 この工程報告確認済証は、確認図書の表紙の裏に貼り付けて確認のたびごとに、担当の承認を受けてください。
- 2 次の場合には工程報告確認を受けてください。
 - (1) 法第42条2項の規定による道路に接する建築物のやり方の完了
 - (2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の基礎、各階の床板又は屋根の配筋の終了
 - (3) その他市長、建築主事又は建築監視員が、第23条第1項第3号に基づき求める書面について確認するため必要と認めて、あらかじめ指定する工程

第26号様式(第24条関係)

2項道路後退調書

先に確認を受けた下記建築物等について、建築基準法第7条又は第7条の2に規定される完了検査申請を行いたいので、書類を添えて提出します。

建築主事又は指定確認検査機関 様
 年 月 日
 届出者氏名 印
 設計者氏名 印

【1 届出種別】 <input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物(法第88条第1項) <input type="checkbox"/> 工作物(法第88条第2項)		
【2 確認済証交付年月日】 年 月 日		
【3 確認済証番号】 第 号		
【4 建築主、設置者又は築造主】 【イ 氏名】 【ロ 住所】		
【5 設計者】 【イ 資格】 ()建築士 ()登録第 号 【ロ 氏名】 【ハ 建築士事務所名】 ()建築士事務所()知事登録第 号 【ニ 所在地】 【ホ 電話番号】		
【6 敷地の位置(地名地番)】		
【7 2項道路後退の内容】 (確認申請時) (完了検査申請時) 【イ 起点幅員】 (m) (m) 【ロ 中間点幅員】 (m) (m) 【ハ 終点幅員】 (m) (m)		
【8 表示くい等の設置数】 【イ 中心表示くい等】 ()箇所 【ロ 後退表示くい等】 ()箇所		
【9 備考】		
※受付欄	※摘要	※処理欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
担当印		担当印

注 7欄のイ、ハには敷地と接する2項道路部分の端部の幅員を記入して下さい。

2項道路後退調書
(第二面)

付近見取図

配置図

- 注(1) 数字には算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- (2) 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。
- (3) 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物等の位置、申請に係る建築物等と他の建築物等との別、7欄に掲げる位置及び各幅員並びに8欄に掲げる表示位置を明示してください。

2項道路後退調書(写真)
(第三面)

起点	(写真貼付欄)
中間点	(写真貼付欄)
終点	(写真貼付欄)

2項道路後退調書(写真)
(第四面)

設置箇所ごと

表示くい等の 設置状況	(写真貼付欄)
中心表示くい等	(写真貼付欄)
後退表示くい等	(写真貼付欄)

注 写真は寸法が確認できるものを貼り付けて下さい。

第27号様式(第25条関係)

特殊建築物の除却(変更・休止・再使用)届 那覇市建築基準法の施行に関する規則第25条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 那覇市長 様 届出者 住所 氏名 印 電話 (法人にあつては所在地、名称、代表者の氏名)			
1	所有者住所氏名		
2	管理者住所氏名		
3 建築物の概要	(1)所在地	地名地番	
		住居表示	
	(2)名称		
	(3)用途	新	
		旧	
(4)構造			
(5)規模	階数(地上 階・地下 階)、延べ面積(m ²)		
4	確認済証交付者		
	確認済証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号	
5	検査済証交付者		
	検査済証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号	
6	定期報告の対象外となる理由		
7	変動年月日	除却年月日 : 年 月 日 変更年月日 : 年 月 日 休止年月日 : 年 月 日から 年 月 日まで 再使用年月日 : 年 月 日	
	※受付	※摘要	

注(1) 様式中の不要の文字は、抹消してください。

(2) 変更については各階及び用途別の面積表及び各階平面図を添付してください。

(3) ※印のある欄は記入しないでください。

第28号様式(第26条関係)

建築設備等の廃止(休止・再使用)届 那覇市建築基準法の施行に関する規則第26条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 那覇市長 様 届出者 住所 氏名 印 電話 (法人にあっては所在地、名称、代表者の氏名)			
1 設 置 場 所			
2 建 築 物 の 名 称			
3 建 築 設 備 等 概 要	換 気	排 煙	非 常 用 照 明
	昇降機等の概要	種類 定員 製造者	用途 積載速度
4 届出に係る事項	廃 止	休 止	再 使 用
5 廃止・休止・再使用をする理由			
6 変 動 年 月 日	廃止年月日：	年 月 日	
	休止の期間：	年 月 日から	
		年 月 日まで	
	再使用年月日：	年 月 日	
※受付	※摘要		

注(1) 様式中の不要の文字は、抹消してください。

(2) ※印のある欄は記入しないでください。

第29号様式(第27条関係)

特殊建築物(建築設備等)の所有者等変更届 那覇市建築基準法の施行に関する規則第27条の規定により、次のとおり届け出ます。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 那覇市長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">印</div> 届出者 住所 氏名 電話 (法人にあつては所在地、名称、代表者の氏名)			
1	変 更 事 項	所有者	管理者
2	変更前	所 在 地	地名地番
			住居表示
	氏 名		
	所有者等	変更後	所 在 地
			住居表示
氏 名			
3	変 更 年 月 日	年 月 日	
4	建 築 物 の 名 称		
5	建 築 物 の 所 在 地		地名地番
			住居表示
6	設 置 さ れ て い る 昇 降 機		イ 種別
			ロ 台数
7	設 置 さ れ て い る 建 築 設 備		換気 排煙 非常用照明
※受付			※摘要

- 注(1) 様式中の不要の文字は、抹消してください。
 (2) ※印のある欄は、記入しないでください。
 (3) 6欄及び7欄は建築設備等の場合に記入してください。

第30号様式(第28条関係)

不適格建築物報告書 那覇市建築基準法の施行に関する規則第28条の規定により、下記のとおり報告します。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 那覇市長 様 <div style="text-align: right;">報告者氏名 印</div>									
1	建築物の所有者 住 所 氏 名	電 話							
2	建築物の管理者又は占有者住所氏名	電 話							
3	敷 地 の 位 置 (地 名 地 番)								
4	用 途 地 域	5	防火地域						
6	建 築 物 の 用 途								
7	敷 地 の 面 積	m ²	8	建 築 物 の 構 造					
9	建 築 面 積 の 合 計	m ²	10	延べ面積の合計	m ²				
11	竣 工 年 月 日								
不 適 格 事 項	(1)	業 態							
	(2)	原動機出力の合計	(3)	原動機を使用する作業場床面積の合計	m ²				
建 築 物 棟 別 概 要 (第号)	(1)	用 途	(2)	構 造					
	(3)	階 別	階	階	階	階	階	階	合計
	(4)	床面積(m ²)							
	(5)	作業場の床面積(m ²)							
	(6)	原 動 機 の 出 力							
14	そ の 他 参 考 と な る 事 項								
※受付欄		※決裁欄				※調査欄			
年 月 日									
第 号									
担当印									

- 注(1) 12欄は事業の内容が分かるよう具体的に記入してください。
 (2) 13欄で2棟以上あるものは同欄のみ別紙に記入して添付してください。
 (3) ※印のある欄は記入しないでください。

第32号様式(第29条関係)

建築協定認可(変更・廃止)通知書

年 月 日 付けで認可申請のあった建築協定は、建築基準法第 条 第 項の規定により認可しましたので、通知します。

申請者 住所 氏名 様

認可(変更・廃止)番号 第 号
認可(変更・廃止)年月日 年 月 日

那覇市長 印

建築協定の概要	1	協定の名称	
	2	協定の目的	
	3	協定区域の地名地番	
	4	区域の面積	m ²
	5	協定事項	敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備
	6	協定内容の特色	
	7	有効期間	
8	計画建築物の用途		9 階 数 階
10	構 造		
11	協定(設定)戸数		12 土地の所有者等の人数
13	用途地域		14 その他の地域・地区等
15	その他必要な事項 変更・廃止の場合は内容及び理由		

第33号様式(第30条関係)

<p>借地権消滅届</p> <p>借地権が消滅したので、建築基準法第74条の2第3項の規定により関係 図書を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>那覇市長 様</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p> <p style="text-align: center;">(法人にあっては所在地、名称、代表者の氏名)</p>		
1	建築協定の名称	
2	認可年月日及び番号	年 月 日 第 号
3	借地権消滅年月日	年 月 日
4	消滅権の消滅に係る 土地の地名地番	
5	借地権の消滅に係る 土地の所有者の住所 氏名	
※受付欄		※摘要
年 月 日		
第 号		
担当印		

注 ※印のある欄は記入しないでください。

第34号様式(第31条関係)

<p>建築協定加入届</p> <p>年 月 日付け第 号で認可のあった建築協定に 加入したいので、建築基準法第75条の2第 項の規定により関係図 書を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>那覇市長 様</p> <p>届出者 住所 氏名 印 (法人にあつては所在地、名称、代表者の氏名)</p>	
1	建築協定の名称
2	届出に係る土地の 地名地番
3	特 記 事 項
<p>※受付欄</p> <p style="text-align: right;">※摘要</p>	
年 月 日	
第 号	
担当印	

注 ※印のある欄は記入しないでください。

第35号様式(第32条関係)

<p>一人建築協定効力発生届</p> <p>建築基準法第76条の3第5項の規定により建築協定の効力を有することとなったので、関係図書を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>那覇市長 様</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p> <p style="text-align: center;">(法人にあっては所在地、名称、代表者の氏名)</p>		
1	建築協定の名称	
2	認可年月日及び番号	年 月 日 第 号
3	効力発生年月日	年 月 日
4	効力発生に係る土地の地名地番及び建物番号	所有者の住所氏名
※受付欄		※摘要
年 月 日		
第 号		
担当印		

注 ※印のある欄は記入しないでください。

第36号様式(第38条関係)

建築基準法による命令の公告(違反関係)

建築物(工作物)の所在地

命令を受けた者の氏名

この建築物(工作物)は、建築基準法の規定に違反しているので、
同法の規定により(※) を命じた。

年 月 日

那覇市長 印

注意

- 1 この標識を損壊する等の行為を行った者は、刑法の規定により罰せられる。
- 2 この命令に違反して建築物(工作物)の工事を行った者は、建築基準法の規定により罰せられる。
- 3 電気、ガス及び水道の供給を保留するよう関係事業者に通知済である。

- 注(1) 様式中の不要の文字は、抹消すること。
(2) 様式中の※には、措置事項を記入すること。
(3) 様式は、日本工業規格A3縦型とする。

第37号様式(第38条関係)

建築基準法による命令の公告(不適格関係)

建築物(工作物)の所在地

命令を受けた者の氏名

この建築物(工作物)は、著しく保安上危険(衛生上有害)となるおそれがある(である)と認めたので、建築基準法の規定により(※) を命じた。

年 月 日

那覇市長

印

注意

この標識を損壊する等の行為を行った者は、刑法の規定により罰せられる。

- 注(1) 様式中の不要の文字は、抹消すること。
(2) 様式中の※には、措置事項を記入すること。
(3) 様式は、日本工業規格A3縦型とする。

第38号様式(第38条関係)

建築基準法による命令の公告(防災(工事中)関係)

建築物(建築設備・工作物)の所在地

命令を受けた者の氏名

この工事中の建築物(建築設備・工作物)は、建築基準法上著しく
防火上(安全上・避難上)支障があると認めたので、同法の規定により
(※) を命じた。

年 月 日

那覇市長

印

注意

この標識を損壊する等の行為を行った者は、刑法の規定により
罰せられる。

- 注(1) 様式中の不要の文字は、抹消すること。
(2) 様式中の※には、措置事項を記入すること。
(3) 様式は、日本工業規格A3縦型とする。

那霸市規則第6号

平成20年3月28日

那霸市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(市長の職務を代理する職員を指定する規則の一部改正)

第1条 市長の職務を代理する職員を指定する規則(1954年那覇市規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第2項の規定による市長の職務を代理する職員は、次のとおりとする。 第1順位 [略] 第2順位 <u>経営企画部長</u>	[略] 第1順位 [略] 第2順位 <u>企画財務部長</u>
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市会計管理者の補助組織に関する規則の一部改正)

第2条 那覇市会計管理者の補助組織に関する規則(1966年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第4条 会計管理者が不在のときは、 <u>出納室長</u> がその事務を代決する。 第6条 職員の事務分担は、室長が <u>会計管理者</u> の承認を得て定める。	第4条 会計管理者が不在のときは、 <u>出納室副参事</u> がその事務を代決する。 第6条 職員の事務分担は、室長が定める。
備考 1 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

(那覇市会計管理者の事務を代理させる職員を定める規則の一部改正)

第3条 那覇市会計管理者の事務を代理させる職員を定める規則(1967年那覇市規則第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
地方自治法(昭和22年法律第67号)第170条第3項の規定により会計管理者の事務を代理させる職員は、 <u>出納室長</u> とする。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第170条第3項の規定により会計管理者の事務を代理させる職員は、 <u>出納室副参事</u> とする。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市職員職名等規則の一部改正)

第4条 那覇市職員職名等規則(1970年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
(職員) 第2条 職員の職位及び職名は、次のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">職位</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">職名</td> </tr> </table>	職位	職名	(職員) 第2条 職員の職位及び職名は、次のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">職位</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">職名</td> </tr> </table>	職位	職名
職位	職名				
職位	職名				

[略]	[略]	[略]	[略]
副部長級	副部長 参事 公 室長 局長 管理 センター長	副部長級	副部長 参事 局 長 管理センター 長
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 第2条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市予算決算規則の一部改正)

第5条 那覇市予算決算規則(1971年那覇市規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 副部長 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)第2条第1項に規定する副部長及び公室長、副消防長、生涯学習部副部長並びに議会事務局次長をいう。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(財政運営に関する調査等)</p> <p>第3条 財務部長は、財政の健全な運営及び事務の計画的かつ効率的な遂行を期するため、必要に応じ部長、副部長又は課長に対し、資料の提出若しくは報告を求め、又は予算執行状況について調査することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>第2章 予算の編成</p> <p>(予算の編成方針)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 財務部長は、前項の予算編成方針に基づき、予算編成要領を作成し、予算編成方針に添えて前年度の10月31日までに部長(部長を置かない組織にあっては、事務局長。以下同じ。)に通知しなければならない。</p> <p>(予算見積書の提出)</p> <p>第5条 部長は、予算編成方針及び予算編</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 副部長 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)第2条第1項に規定する副部長、副消防長、生涯学習部副部長及び議会事務局次長をいう。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(財政運営に関する調査等)</p> <p>第3条 企画財務部長は、財政の健全な運営及び事務の計画的かつ効率的な遂行を期するため、必要に応じ部長、副部長又は課長に対し、資料の提出若しくは報告を求め、又は予算執行状況について調査することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>第2章 予算の編成</p> <p>(予算の編成方針)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 企画財務部長は、前項の予算編成方針に基づき、予算編成要領を作成し、予算編成方針に添えて前年度の10月31日までに部長(部長を置かない組織にあっては、事務局長。以下同じ。)に通知しなければならない。</p> <p>(予算見積書の提出)</p> <p>第5条 部長は、予算編成方針及び予算編</p>

成要領に基づき、その所掌事務について、次の各号に掲げる予算見積書を作成し、指定期日までに財務部長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

2 [略]

(予算見積審査及び査定)

第7条 財務部長は、予算見積書の提出があったときは、財政課長にその内容を審査させ、その結果について報告させるものとする。

2 [略]

3 財務部長は、必要に応じて関係部長、副部長又は課長の意見を聴き、第1項の規定による結果に必要な調整を行った後、市長の査定を受けなければならない。

4 財務部長は、前項の規定により市長の査定が終わったときは、その結果を直ちに部長に通知しなければならない。

(予算原案の調製)

第8条 財務部長は、前条第3項の査定の結果に基づき、予算の原案及び次の各号に掲げる予算に関する説明書を調製し、市長の決裁を受けなければならない。

(1)～(6) [略]

(予算の補正)

第10条 部長は、予算の議決後に生じた理由により既定の予算を変更する必要があるときは、歳入補正予算見積書及び歳出補正予算見積書を財務部長に提出しなければならない。

2 [略]

(予算の通知)

第11条 財務部長は、予算が成立したとき(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第179条の規定に基づき市長が予算の専決処分をした場合を

成要領に基づき、その所掌事務について、次の各号に掲げる予算見積書を作成し、指定期日までに企画財務部長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

2 [略]

(予算見積審査及び査定)

第7条 企画財務部長は、予算見積書の提出があったときは、財政課長にその内容を審査させ、その結果について報告させるものとする。

2 [略]

3 企画財務部長は、必要に応じて関係部長、副部長又は課長の意見を聴き、第1項の規定による結果に必要な調整を行った後、市長の査定を受けなければならない。

4 企画財務部長は、前項の規定により市長の査定が終わったときは、その結果を直ちに部長に通知しなければならない。

(予算原案の調製)

第8条 企画財務部長は、前条第3項の査定の結果に基づき、予算の原案及び次の各号に掲げる予算に関する説明書を調製し、市長の決裁を受けなければならない。

(1)～(6) [略]

(予算の補正)

第10条 部長は、予算の議決後に生じた理由により既定の予算を変更する必要があるときは、歳入補正予算見積書及び歳出補正予算見積書を企画財務部長に提出しなければならない。

2 [略]

(予算の通知)

第11条 企画財務部長は、予算が成立したとき(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第179条の規定に基づき市長が予算の専決処分をした

含む。)は、直ちに会計管理者に通知しなければならない。

2 [略]

第3章 予算の執行

(執行方針)

第12条 財務部長は、予算の執行計画を定めるに当たって留意すべき事項を部長に通知するものとする。

2 [略]

(執行の制限)

第13条 歳出予算(前年度から繰り越された継続費、繰越明許費及び事故繰越しされた経費を含む。以下同じ。)のうち、財源の全部又は一部に国、県支出金及び地方債その他特定の収入を充てるものは、当該収入が確定した後でなければ執行してはならない。ただし、特別の理由により部長が財務部長を経て上司の決裁を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の収入が歳入予算に比して減少し、又は減少するおそれがあるときは、歳出予算の当該経費の金額を減少して執行しなければならない。ただし、事業の性質上、これにより難い場合は、部長は財務部長を経て上司の決裁を受けなければならない。

(執行計画)

第14条 部長は、予算が成立したときは、その成立の日から10日以内に予算執行計画調書を作成し、財務部長に提出しなければならない。

2 財務部長は、前項の規定により提出された予算執行計画調書を審査し、必要な調整を行い予算執行計画を作成し、部長及び会計管理者に通知するものとする。

3 [略]

(継続費)

場合を含む。)は、直ちに会計管理者に通知しなければならない。

2 [略]

第3章 予算の執行

(執行方針)

第12条 企画財務部長は、予算の執行計画を定めるに当たって留意すべき事項を部長に通知するものとする。

2 [略]

(執行の制限)

第13条 歳出予算(前年度から繰り越された継続費、繰越明許費及び事故繰越しされた経費を含む。以下同じ。)のうち、財源の全部又は一部に国、県支出金及び地方債その他特定の収入を充てるものは、当該収入が確定した後でなければ執行してはならない。ただし、特別の理由により部長が企画財務部長を経て上司の決裁を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の収入が歳入予算に比して減少し、又は減少するおそれがあるときは、歳出予算の当該経費の金額を減少して執行しなければならない。ただし、事業の性質上、これにより難い場合は、部長は企画財務部長を経て上司の決裁を受けなければならない。

(執行計画)

第14条 部長は、予算が成立したときは、その成立の日から10日以内に予算執行計画調書を作成し、企画財務部長に提出しなければならない。

2 企画財務部長は、前項の規定により提出された予算執行計画調書を審査し、必要な調整を行い予算執行計画を作成し、部長及び会計管理者に通知するものとする。

3 [略]

(継続費)

第16条 部長は、継続費の支出残額を継続期間中、翌年度に繰り越して使用するときは、毎年度4月20日までに継続費通次繰越調書を作成し、財務部長に提出しなければならない。

2 財務部長は、前項の継続費通次繰越調書に基づき翌年度の5月31日までに継続費繰越計算書を調製するとともに、会計管理者に通知しなければならない。

3 部長は、継続費に係る継続年度が終了したときは、継続費精算報告書を作成し、財務部長に提出しなければならない。

(繰越明許費)

第17条 部長は、法第213条の規定により歳出予算の経費の金額を繰り越すときは、毎年度4月20日までに繰越予定額調書を作成し、財務部長に提出しなければならない。

2 財務部長は、前項の規定に基づく繰越額が確定した場合は、翌年度の5月31日までに繰越明許費繰越計算書を調製するとともに、会計管理者に通知しなければならない。

(事故繰越し)

第18条 部長は、法第220条第3項ただし書の規定により、歳出予算の経費の金額を繰り越して使用しようとするときは、繰越予定額調書を作成し毎年度3月20日までに財務部長に提出しなければならない。

2 財務部長は、前項の規定による繰越予定額調書の提出があったときは、第7条の規定を準用して予算の繰越を決定するものとする。

3 [略]

(歳出予算の流用)

第19条 部長は予算に定める歳出予算の各項間の流用又は配当予算の目、節若しくは細節間の流用を必要とするときは、

第16条 部長は、継続費の支出残額を継続期間中、翌年度に繰り越して使用するときは、毎年度4月20日までに継続費通次繰越調書を作成し、企画財務部長に提出しなければならない。

2 企画財務部長は、前項の継続費通次繰越調書に基づき翌年度の5月31日までに継続費繰越計算書を調製するとともに、会計管理者に通知しなければならない。

3 部長は、継続費に係る継続年度が終了したときは、継続費精算報告書を作成し、企画財務部長に提出しなければならない。

(繰越明許費)

第17条 部長は、法第213条の規定により歳出予算の経費の金額を繰り越すときは、毎年度4月20日までに繰越予定額調書を作成し、企画財務部長に提出しなければならない。

2 企画財務部長は、前項の規定に基づく繰越額が確定した場合は、翌年度の5月31日までに繰越明許費繰越計算書を調製するとともに、会計管理者に通知しなければならない。

(事故繰越し)

第18条 部長は、法第220条第3項ただし書の規定により、歳出予算の経費の金額を繰り越して使用しようとするときは、繰越予定額調書を作成し毎年度3月20日までに企画財務部長に提出しなければならない。

2 企画財務部長は、前項の規定による繰越予定額調書の提出があったときは、第7条の規定を準用して予算の繰越を決定するものとする。

3 [略]

(歳出予算の流用)

第19条 部長は予算に定める歳出予算の各項間の流用又は配当予算の目、節若しくは細節間の流用を必要とするときは、

<p>歳出予算流用申請書を<u>財務部長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>財務部長</u>は、前項の歳出予算流用申請書を審査し、必要と認めたときは流用を決定し、部長及び会計管理者に通知するものとする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、<u>財務部長</u>が別に定める細節間の流用は、部長が決定し、会計管理者に通知するものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>(予備費の充用)</p> <p>第20条 部長は、歳出予算外の支出又はやむを得ない歳出予算超過の支出に充てるため、予備費の充用を必要とする場合は、予備費充用申請書を<u>財務部長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(科目の新設)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 部長は、歳入予算の科目を新設しようとするときは、予算科目新設調書を<u>財務部長</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>財務部長</u>は、前項の規定に基づき提出を受けたときは、これを審査し、必要な調整をした後、当該部長及び会計管理者に通知しなければならない。</p> <p>(予算執行の合議事項)</p> <p>第24条 課長は、別表第3に掲げる予算に関する事項については、<u>財務部長</u>、<u>財務部副部長</u>又は財政課長に合議しなければならない。</p> <p>[別表第3 別記]</p>	<p>歳出予算流用申請書を<u>企画財務部長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>企画財務部長</u>は、前項の歳出予算流用申請書を審査し、必要と認めたときは流用を決定し、部長及び会計管理者に通知するものとする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、<u>企画財務部長</u>が別に定める細節間の流用は、部長が決定し、会計管理者に通知するものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>(予備費の充用)</p> <p>第20条 部長は、歳出予算外の支出又はやむを得ない歳出予算超過の支出に充てるため、予備費の充用を必要とする場合は、予備費充用申請書を<u>企画財務部長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(科目の新設)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 部長は、歳入予算の科目を新設しようとするときは、予算科目新設調書を<u>企画財務部長</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>企画財務部長</u>は、前項の規定に基づき提出を受けたときは、これを審査し、必要な調整をした後、当該部長及び会計管理者に通知しなければならない。</p> <p>(予算執行の合議事項)</p> <p>第24条 課長は、別表第3に掲げる予算に関する事項については、<u>企画財務部長</u>又は財政課長に合議しなければならない。</p> <p>[別表第3 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 第2条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>2 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。</p>	

[改正前 別記]

別表第3(第24条関係)

合議事項\合議区分		<u>財務部長</u>	<u>財務部副部長</u>	財政課長
[略]				
(8) [略]	[略]			
	負担金、補助及び 交付金のうち補助 金	100万円以上	<u>50万円以上</u> <u>100万円未満</u>	<u>20万円以上</u> <u>50万円未満</u>
	[略]			

[改正後 別記]

別表第3(第24条関係)

合議事項\合議区分		<u>企画財務部長</u>	財政課長
[略]			
(8) [略]	[略]		
	負担金、補助及び 交付金のうち補助 金	100万円以上	<u>20万円以上</u> <u>100万円未満</u>
	[略]		

(那覇市税条例施行規則の一部改正)

第6条 那覇市税条例施行規則(昭和48年那覇市規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(徴税吏員等) 第3条 条例第2条第1号に規定する委任を受けた市職員は、 <u>財務部長</u> 、健康福祉部参事監、 <u>財務部副部長</u> 及び健康保険局参事並びに税制課、市民税課、資産税課、納税課及び <u>国民健康保険課</u> に勤務する職員とする。	(徴税吏員等) 第3条 条例第2条第1号に規定する委任を受けた市職員は、 <u>企画財務部長</u> 、健康福祉部参事監、 <u>企画財務部副部長(税制課担当副部長)</u> 及び健康保険局参事並びに税制課、市民税課、資産税課、納税課及び <u>国保・後期高齢医療課</u> に勤務する職員とする。
2 [略]	2 [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市職員等の旅費支給条例施行規則の一部改正)

第7条 那覇市職員等の旅費支給条例施行規則(昭和49年那覇市規則第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 第2条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表

職員等の職務等級区分表

区分	職員等
1等級の職務にある者	市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長、常勤の監査委員、議会の同意により就任した特別職の職の者
2等級の職務にある者	部長、参事監、会計管理者、副部長、次長、公室長、管理センター長、局長、参事、課長、室長、所長、中央公民館の館長、図書館の館長、博物館の館長、園長、担当副参事、副参事、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、消防正監、消防監、消防司令長、消防司令
[略]	

[改正後 別記]

別表

職員等の職務等級区分表

区分	職員等
1等級の職務にある者	市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長、常勤の監査委員、議会の同意により就任した特別職の職の者
2等級の職務にある者	部長、参事監、会計管理者、副部長、次長、管理センター長、局長、参事、課長、室長、所長、中央公民館の館長、図書館の館長、博物館の館長、園長、担当副参事、副参事、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、消防正監、消防監、消防司令長、消防司令
[略]	

(那覇市情報公開条例施行規則の一部改正)

第8条 那覇市情報公開条例施行規則(昭和63年那覇市規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公文書目録等)</p> <p>第6条 課長(那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)第2条第2項に規定する課長をいう。)は、条例第13条の規定により作成した次に掲げる公文書の目録及び公文書の検索に必要な資料(以下「公文書目録等」という。)を備え置き、その1部を総務課主幹に送付するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(公文書目録等)</p> <p>第6条 課長(那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)第2条第2項に規定する課長をいう。)は、条例第13条の規定により作成した次に掲げる公文書の目録及び公文書の検索に必要な資料(以下「公文書目録等」という。)を備え置き、その1部を総務課副参事に送付するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市IT戦略会議規則の一部改正)

第9条 那覇市IT戦略会議規則(平成13年那覇市規則第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第7条 戦略会議の庶務は、 <u>経営企画部情報政策課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 戦略会議の庶務は、 <u>企画財務部情報政策課</u> において処理する。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第10条 那覇市国民健康保険条例施行規則(平成14年那覇市規則第57号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第8条 協議会の庶務は、健康福祉部健康保険局 <u>国民健康保険課</u> において処理する。 [第8号様式 別記] [第15号様式 別記] [第16号様式 別記]	(庶務) 第8条 協議会の庶務は、健康福祉部健康保険局 <u>国保・後期高齢医療課</u> において処理する。 [第8号様式 別記] [第15号様式 別記] [第16号様式 別記]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

第8号様式

国民健康保険限度額適用・標準負担減額認定申請書

[略]	
[略]	
[略]	
<u>国民健康保険課</u> 記入欄	[略]
[略]	

[改正後 別記]

第8号様式

国民健康保険限度額適用・標準負担減額認定申請書

[略]	
[略]	
[略]	
<u>国保・後期高齢医療課</u> 記入欄	[略]

[略]

[改正前 別記]
第15号様式

国民健康保険出産育児一時金支給申請書

[略]			
		国民健康保険課	
[略]	課長	担当主査	担当
[略]			

[改正後 別記]
第15号様式

国民健康保険出産育児一時金支給申請書

[略]			
		国保・後期高齢医療課	
[略]	課長	担当主査	担当
[略]			

[改正前 別記]
第16号様式

国民健康保険葬祭費支給申請書

[略]			
		国民健康保険課	
[略]	課長	担当主査	担当
[略]			

[改正後 別記]
第16号様式

国民健康保険葬祭費支給申請書

[略]			
		国保・後期高齢医療課	
[略]	課長	担当主査	担当
[略]			

(那覇市土地利用事業者選定委員会規則の一部改正)

第11条 那覇市土地利用事業者選定委員会規則(平成18年規則第12号)の一部を次のように

改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>経営企画部経営企画室</u> において処理する。	(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>総務部管財課</u> において処理する。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市新庁舎基本構想審議会規則の一部改正)

第12条 那覇市新庁舎基本構想審議会規則(平成18年那覇市規則第58号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>経営企画部新庁舎建設準備室</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>総務部新庁舎建設室</u> において処理する。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第7条中那覇市立病院に関する改正規定は、地方独立行政法人那覇市立病院の成立の日から施行する。

那覇市規則第7号

平成20年3月28日

地方独立行政法人那覇市立病院の設立等に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

地方独立行政法人那覇市立病院の設立等に伴う関係規則の整備に関する規則

(那覇市職員厚生会条例施行規則の一部改正)

第1条 那覇市職員厚生会条例施行規則(1966年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(会員)</p> <p>第4条 厚生会を組織する会員の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長、副市長、上下水道事業管理者、<u>病院事業管理者</u>、教育長及び常勤の監査委員</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次に掲げる者を会員とみなす。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(資格の取得)</p> <p>第5条 <u>前条第1項に定める職員は、市職員となった日から会員の資格を取得するものとし、同条第2項第1号に定める者にあつては、厚生会の職員となった日から会員の資格を取得する。</u></p> <p>2 <u>前条第2項第2号に定める者にあつては、その者が派遣法第10条第1項の規定により本市を退職する前において前条第1項に定める市職員として会員の資格を取得した日から、その資格を取得</u></p>	<p>(会員)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1) 市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長及び常勤の監査委員</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>地方独立行政法人那覇市立病院(以下「市立病院」という。)の役員及び職員(非常勤役員、非常勤職員及び再雇用職員を除く。)</u></p> <p>(資格の取得)</p> <p>第5条 <u>会員の資格は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に定める日に取得する。</u></p> <p>(1) <u>前条第1項に定める者 市職員となった日</u></p> <p>(2) <u>前条第2項第1号に定める者 厚生会職員となった日</u></p> <p>(3) <u>前条第2項第2号に定める者 派遣法第10条第1項の規定により本市を退職する前において前条第1項に定める市職員として会員の資格を取得した日</u></p> <p>(4) <u>前条第2項第3号に定める者 市立病院の役員及び職員となった日</u></p>

しているものとみなす。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(那覇市職員分限懲戒審査委員会規則の一部改正)

第2条 那覇市職員分限懲戒審査委員会規則(昭和48年那覇市規則第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 委員会は、那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)第1条に定める部の長、健康福祉部参事監(健康保険局を担当する参事監に限る。)、総務部副部長、生涯学習部長、上下水道部長、 <u>市立病院事務局長</u> 及び副消防長をもって組織し、委員長は総務部長をもって充てる。	(組織) 第3条 委員会は、那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)第1条に定める部の長、健康福祉部参事監(健康保険局を担当する参事監に限る。)、総務部副部長、生涯学習部長、上下水道部長及び副消防長をもって組織し、委員長は総務部長をもって充てる。
備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市職員試験委員会規則の一部改正)

第3条 那覇市職員試験委員会規則(昭和49年那覇市規則第33号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 委員会は、副市長、那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)第1条に定める部の長、健康福祉部参事監(健康保険局を担当する参事監に限る。)、総務部副部長、生涯学習部長、上下水道部長、 <u>市立病院事務局長</u> 、副消防長及び人事課長をもって充てる。	(組織) 第3条 委員会は、副市長、那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)第1条に定める部の長、健康福祉部参事監(健康保険局を担当する参事監に限る。)、総務部副部長、生涯学習部長、上下水道部長、副消防長及び人事課長をもって充てる。
備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市職員等の旅費支給条例施行規則の一部改正)

第4条 那覇市職員等の旅費支給条例施行規則(昭和49年那覇市規則第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表	別表

職員等の職務等級区分表	職員等の職務等級区分表												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">職員等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1等級の職務にある者</td> <td>市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長、常勤の監査委員、議会の同意により就任した特別職の職の者</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	職員等	1等級の職務にある者	市長、副市長、上下水道事業管理者、 病院事業管理者、 教育長、常勤の監査委員、議会の同意により就任した特別職の職の者	[略]		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">職員等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1等級の職務にある者</td> <td>市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長、常勤の監査委員、議会の同意により就任した特別職の職の者</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	職員等	1等級の職務にある者	市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長、常勤の監査委員、議会の同意により就任した特別職の職の者	[略]	
区分	職員等												
1等級の職務にある者	市長、副市長、上下水道事業管理者、 病院事業管理者、 教育長、常勤の監査委員、議会の同意により就任した特別職の職の者												
[略]													
区分	職員等												
1等級の職務にある者	市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長、常勤の監査委員、議会の同意により就任した特別職の職の者												
[略]													
備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。													

(那覇市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第5条 那覇市個人情報保護条例施行規則(平成3年那覇市規則第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的外利用の手続)</p> <p>第4条 課長(那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)第2条第2項に規定する課長をいう。以下同じ。)は、条例第9条第1項の目的外利用をしようとするときは、その旨を、個人情報の管理責任者(第10条を除き、以下「管理責任者」という。)に対し、申請しなければならない。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(出資法人)</p> <p>第15条 条例第23条に規定する規則で定めるものは、本市が当該法人の資本金、基本金その他これらに準ずるものの全額を出資している法人とする。</p> <p>[第3号様式 別記]</p>	<p>(目的外利用の手続)</p> <p>第4条 課長(那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)第2条第2項に規定する課長及び市が設立した地方独立行政法人の課長をいう。以下同じ。)は、条例第9条第1項の目的外利用をしようとするときは、その旨を、個人情報の管理責任者(第10条を除き、以下「管理責任者」という。)に対し、申請しなければならない。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(出資法人)</p> <p>第15条 条例第23条に規定する規則で定めるものは、本市が当該法人の資本金、基本金その他これらに準ずるものの全額を出資している法人(市が設立した地方独立行政法人を除く。)とする。</p> <p>[第3号様式 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>2 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び改正後部分に係る罫線を加える。</p>	

[改正前 別記]

第3号様式(第19条関係)

個人情報業務届出報告書

[略]

実施機関	開始	廃止	変更
[略]			
議 会	[略]		
合 計	[略]		

[改正後 別記]

第3号様式(第19条関係)

個人情報業務届出報告書

[略]

実施機関	開始	廃止	変更
[略]			
議 会	[略]		
<u>地方独立行政法人 那覇市立病院</u>			
合 計	[略]		

(那覇市次世代育成支援対策法推進法の特定事業主等を定める規則の一部改正)

第6条 那覇市次世代育成支援対策法推進法の特定事業主等を定める規則(平成17年那覇市規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
<p>次世代育成支援対策推進法施行令(平成15年政令第372号)第2項の規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上下水道事業管理者</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>病院事業管理者</td> <td><u>病院事業管理者が任命する職員</u></td> </tr> </table>	[略]		上下水道事業管理者	[略]	病院事業管理者	<u>病院事業管理者が任命する職員</u>	<p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上下水道事業管理者</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	[略]		上下水道事業管理者	[略]
[略]											
上下水道事業管理者	[略]										
病院事業管理者	<u>病院事業管理者が任命する職員</u>										
[略]											
上下水道事業管理者	[略]										
<p>備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。</p>											

(那覇市立病院の主要職員を定める規則の廃止)

第7条 那覇市立病院の主要職員を定める規則(平成15年那覇市規則第25号)は、廃止する。

(那覇市立病院企業職員の地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の廃止)

第8条 那覇市立病院企業職員の地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則(平成15年那覇市規則第26号)は、廃止する。

付 則

- 1 この規則は、地方独立行政法人那覇市立病院の成立の日から施行する。
- 2 第1条中那覇市職員厚生会条例施行規則第5条第4号の改正規定にかかわらず、地方独立行政法人那覇市立病院への職員の引継ぎに関する条例(平成19年那覇市条例第38号)に基づき地方独立行政法人那覇市立病院へ引き継がれた職員については、同法人の成立の日前において市職員として会員の資格を取得した日から、その資格を取得しているものとみなす。

那覇市規則第8号

平成20年3月28日

那覇市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市会計規則の一部を改正する規則

那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(資金収支計画)</p> <p>第5条 課長は、毎月の収支予定額を算定の上、<u>月間収支計画書</u>を作成し、当該月の7日前までに出納室長に提出しなければならない。ただし、出納室長が別に定めるものについては、この限りでない。</p> <p>2 出納室長は、前項の規定により提出された<u>月間収支計画書</u>及びそれによらない収支予定額を調整の上、各月の資金収支計画を策定し、資金の適確な管理及び運用をしなければならない。</p> <p>(調定の通知)</p> <p>第21条 課長は、前条の規定により歳入の調定をしたときは、<u>収入調定通知書又は納付書兼調定通知書</u>により速やかに会計管理者に通知しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(収入に関する証拠書類)</p> <p>第24条 収入に関する証拠書類は、現金領収帳のほか、次の各号に掲げる区分によるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 納付済通知書</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 地方交付税、地方譲与税、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、<u>地方債その他これらに類する収入金</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>納付済兼調定通知書</u></p> <p><u>前各号に掲げる以外の収入金</u></p> <p>(収納取扱員の指定金融機関等への払込み)</p> <p>第27条 収納取扱員は、現金等を直接収納したときは、<u>即日納付通知書又は納付</u></p>	<p>(資金収支計画)</p> <p>第5条 課長は、毎月の収支予定額を算定の上、<u>資金計画書</u>を作成し、当該月の7日前までに出納室長に提出しなければならない。ただし、出納室長が別に定めるものについては、この限りでない。</p> <p>2 出納室長は、前項の規定により提出された<u>資金計画書</u>及びそれによらない収支予定額を調整の上、各月の資金収支計画を策定し、資金の適確な管理及び運用をしなければならない。</p> <p>(調定の通知)</p> <p>第21条 課長は、前条の規定により歳入の調定をしたときは、<u>調定決定調書兼通知書</u>により速やかに会計管理者に通知しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(収入に関する証拠書類)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 地方交付税、地方譲与税、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、<u>地方債その他の納付通知書を発しない収入金</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(収納取扱員の指定金融機関等への払込み)</p> <p>第27条 収納取扱員は、現金等を直接収納したときは、<u>即日納付通知書</u>により指</p>

書兼調定通知書により指定金融機関又は収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に払い込まなければならない。ただし、即日払込みができない場合は収納取扱員において一時保管し、翌日(その日が指定金融機関等の営業日(以下「営業日」という。))でない日に当たるときは、その日後における最も近い営業日とする。以下同じ。)の正午までに払い込まなければならない。

2～4 [略]

(収入の訂正)

第37条 課長は、収入済みの歳入について会計年度、科目、会計区分その他に誤りを認めたときは、直ちに関係の帳簿等を訂正するとともに、科目更正書により会計管理者に通知しなければならない。

2 [略]

(過誤納金の還付)

第39条 課長は、歳入金に過納又は誤納による金額(以下「過誤納金」という。)があるときは、地方税法(昭和25年法律第226号)第17条の2の規定により、税による過誤納金を徴収金に充当するものを除き過誤納金還付通知書により納入者に通知するとともに過誤納金還付命令書を会計管理者に送付しなければならない。

(不納欠損処分)

第40条 課長は、歳入金について、法令の規定に基づき時効の完成又は徴収権の消滅により欠損処分をしたときは、不納欠損処分通知書により会計管理者に通知しなければならない。

(支出命令書の発行)

第45条 [略]

2 支出命令書は、会計年度、支出科目及び債権者ごとに発行しなければならない。ただし、同一の支出科目で2人以上の債権者に同時に支払うものについて

定金融機関又は収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に払い込まなければならない。ただし、即日払込みができない場合は収納取扱員において一時保管し、翌日(その日が指定金融機関等の営業日(以下「営業日」という。))でない日に当たるときは、その日後における最も近い営業日とする。以下同じ。)までに払い込まなければならない。

2～4 [略]

(収入の訂正)

第37条 課長は、収入済みの歳入について会計年度、科目、会計区分その他に誤りを認めたときは、直ちに関係の帳簿等を訂正するとともに、振替命令書により会計管理者に通知しなければならない。

2 [略]

(過誤納金の還付)

第39条 課長は、歳入金に過納又は誤納による金額(以下「過誤納金」という。)があるときは、地方税法(昭和25年法律第226号)第17条の2の規定により、税による過誤納金を徴収金に充当するものを除き過誤納金還付通知書により納入者に通知するとともに歳入還付命令書を会計管理者に送付しなければならない。

(不納欠損処分)

第40条 課長は、歳入金について、法令の規定に基づき時効の完成又は徴収権の消滅により欠損処分をしたときは、歳入不納欠損調書兼通知書により会計管理者に通知しなければならない。

(支出命令書の発行)

第45条 [略]

2 支出命令書は、会計年度、支出科目及び債権者ごとに発行しなければならない。ただし、同一の支出科目で2人以上の債権者に同時に支払うものについて

は、集合支出内訳表を添付の上支出命令を集合し、支出命令書を発行することができる。

3～6 [略]

(資金前渡)

第54条 令第161条第1項第15号及び第17号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1)～(7) [略]

(8) 即時支払をしなければ調達不能又は調達困難な物品の購入、加工及び修繕料

(9)～(16) [略]

(資金前渡の精算)

第57条 資金前渡受領者は、精算命令書に証拠書類を添え、次の各号に掲げる期間内に精算し、会計管理者に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2～3 [略]

(概算払の精算)

第62条 概算払を受けた者は、要務を終了した日から7日以内に概算払精算書に証拠書類を添えて精算しなければならない。

2 [略]

(支出の訂正)

第71条 課長は、支出済みの歳出について会計年度、科目、会計区分その他に誤りを認めたときは、直ちに関係の帳簿等を訂正するとともに科目更正書により会計管理者に通知しなければならない。

2 [略]

(決算調書の提出)

第93条 課長は、毎会計年度の歳入歳出決算に関する次に掲げる調書及び予算執行実績に関する資料を作成し、出納閉鎖後20日以内に、会計管理者に提出しなければならない。

は、集合支出明細表を添付の上支出命令を集合し、支出命令書を発行することができる。

3～6 [略]

(資金前渡)

第54条 [略]

(1)～(7) [略]

(8) 即時支払をしなければならない公有財産の購入費並びに物品の購入、加工及び修繕料

(9)～(16) [略]

(資金前渡の精算)

第57条 資金前渡受領者は、精算報告書に証拠書類を添え、次の各号に掲げる期間内に精算し、会計管理者に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2～3 [略]

(概算払の精算)

第62条 概算払を受けた者は、要務を終了した日から7日以内に精算報告書に証拠書類を添えて精算しなければならない。

2 [略]

(支出の訂正)

第71条 課長は、支出済みの歳出について会計年度、科目、会計区分その他に誤りを認めたときは、直ちに関係の帳簿等を訂正するとともに振替命令書により会計管理者に通知しなければならない。

2 [略]

第93条 削除

(1) 歳入決算調書	
(2) 歳出決算調書	
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がある場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線に改める。	
4 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び改正部分に係る罫線を削る。	
5 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び改正後部分に係る罫線を加える。	

付 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度の出納整理期間中における収入及び支出並びに平成19年度の決算については、改正後の那覇市会計規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表(第13条、第15条、第17条関係)

(1) 出納員

設置個所	出納員	委任事務
出納室	出納室長	[略]
	出納室長が指定する主査	

(2) 収納出納員及び収納取扱員

設置個所		収納出納員	収納取扱員	委任事務	
総務部	市長公室	秘書広報課	[略]	[略]	
		平和交流・男女参画室	[略]		
		なは未来室	室長		
		総務課	[略]		
		[略]			
		管財課	[略]		
経営企画部		経営企画室	室長	[略]	
		情報政策課	課長		
		新庁舎建設準備室	室長		
財務部		税制課	課長	[略]	
		財政課	課長		
		市民税課	課長		
		資産税課	課長		
		納税課	課長、担当副参事及び副参事		
健康福祉部		[略]		[略]	
		保護課	[略]		
	健康保険局		健康推進課		[略]
			国民健康保険課		[略]
			医療制度改革推進課		[略]
	[略]				

[改正後 別記]

別表(第13条、第15条、第17条関係)

(1) 出納員

設置個所	出納員	委任事務
出納室	出納室長	[略]
	出納室長が指定する職員	

(2) 収納出納員及び収納取扱員

	設置個所	収納出納員	収納取扱員	委任事務	
総務部	秘書広報課	[略]	[略]	[略]	
	平和交流・男女参画室	[略]			
	総務課	[略]			
	[略]				
	管財課	[略]			
	新庁舎建設室	室長			
企画財務部	経営企画室	室長			
	情報政策課	課長			
	税制課	課長			
	財政課	課長			
	市民税課	課長			
	資産税課	課長			
	納税課	課長、担当副参事及び副参事			
[略]					
健康福祉部	[略]				
	保護課	[略]			
	健康保険局	健康推進課			[略]
		国保・後期高齢医療課			[略]
	特定健診課	[略]			
[略]					

那霸市規則第9号

平成20年3月28日

那霸市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則

那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)第1条に規定する部に別表のとおり<u>公室(局を含む。)</u>、課及び室(以下「課内室」という。)を置く。</p> <p>(部の長等の職)</p> <p>第2条 部に部長及び副部長を置き、<u>市長公室に公室長を</u>、健康保険局に局長を、都市施設管理センターに管理センター長を置く。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(職務権限及び職務)</p> <p>第3条 部、<u>公室</u>、課及び課内室の長は、各上司の命を受けて所管の事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(総務部における<u>市長公室及び課の分掌事務</u>)</p> <p>第5条 <u>市長公室の分掌事務は、次項から第4項に規定する事務とする。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)第1条に規定する部に別表のとおり<u>局(都市施設管理センターを含む。)</u>、課及び室(以下「課内室」という。)を置く。</p> <p>(部の長等の職)</p> <p>第2条 部に部長及び副部長を置き、健康保険局に局長を、都市施設管理センターに管理センター長を置く。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(職務権限及び職務)</p> <p>第3条 部、<u>局</u>、課及び課内室の長は、各上司の命を受けて所管の事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(総務部における課の分掌事務)</p> <p>第5条 <u>総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>議会に関すること。</u></p> <p>(2) <u>災害対策に係る計画及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(3) <u>防災会議、災害対策本部及び災害復旧に係る申請等に関すること。</u></p> <p>(4) <u>総合防災訓練、防災ボランティア団体等への防災対策の情報提供等に関すること。</u></p> <p>(5) <u>防災センターの設立及び防災の啓発に関すること。</u></p> <p>(6) <u>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に関すること。</u></p>

2 [略]

3 平和交流・男女参画室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

4 なは未来室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 特定重要課題への対応及び研究に関すること。

(2) 政策推進会議に関すること。

5 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 議会に関すること。

(2) 災害対策に係る計画及び総合調整に関すること。

(3) 防災会議、災害対策本部及び災害復旧に係る申請等に関すること。

(4) 総合防災訓練、防災ボランティア団体等への防災対策の情報提供等に関すること。

(5) 防災センターの設立及び防災の啓発に関すること。

(6) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に関すること。

(7) 文書及び公印に関すること。

(8) 情報公開及び個人情報保護に関すること。

(9) 条例、規則等の制定並びに解釈及び運用に関すること。

(10) 中央行政機関等との連絡調整等に関すること。

(11) 公平委員会に関すること。

(12) 他部の所管に属しないこと。

2 [略]

3 [略]

(1)～(7) [略]

(8) 那覇軍港の跡地利用の基本政策に関すること。

(9) 那覇軍港の移設に伴う市域の振興策等の策定及び推進に関すること。

- (7) 文書及び公印に関すること。
- (8) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (9) 条例、規則等の制定並びに解釈及び運用に関すること。
- (10) 中央行政機関等との連絡調整等に関すること。
- (11) 公平委員会に関すること。
- (12) 他部の所管に属しないこと。

6 [略]

7 管財課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(8) [略]

(経営企画部における課の分掌事務)

第6条 経営企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(4) [略]

- (5)～(8) [略]

- (9)～(11) [略]

- (12) IS09001の総括及び推進に関する

4 [略]

5 [略]

- (1)～(8) [略]

- (9) 土地開発公社の経営の健全化に関する計画の進行管理その他土地開発公社に関すること。

- (10) 土地開発公社の保有土地のうち本市が公用又は公共用に供することを予定しているもの以外の土地の取得に関すること。

- (11) 本市が取得した前号の土地の管理及び処分の総合調整に関すること。

6 新庁舎建設室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新庁舎の建設に関すること。

- (2) 庁舎の仮移転に関すること。

- (3) その他新庁舎に関すること。

(企画財務部における課の分掌事務)

第6条 [略]

- (1)～(4) [略]

- (5) 特定重要課題への対応及び研究に関すること。

- (6)～(9) [略]

- (10) IS09001に関すること。

- (11)～(13) [略]

こと。

(13) 那覇軍港の跡地利用の基本政策に関すること。

(14) 那覇軍港の移設に伴う市域の振興策等の策定及び推進に関すること。

(15) 土地開発公社の経営の健全化に関する計画の進行管理その他土地開発公社に関すること。

(16) 土地開発公社の保有土地のうち本市が公用又は公共用に供することを予定しているもの以外の土地の取得に関すること。

(17) 本市が取得した前号の土地の管理及び処分の総合調整に関すること。

(18)～(19) [略]

2 新庁舎建設準備室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 新庁舎の建設に関すること。

(2) 庁舎の仮移転に関すること。

(3) その他新庁舎に関すること。

3 [略]

(財務部における課の分掌事務)

第7条 [略]

2～5 [略]

(市民文化部における課の分掌事務)

第8条 市民協働推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4)～(9) [略]

2 市民課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(20) [略]

(21) 福祉年金受給者の住所及び印鑑並びに振込郵便局の変更に
ること。

(14)～(15) [略]

2 [略]

3 [略]

4～7 [略]

(市民文化部における課の分掌事務)

第7条 [略]

(1)～(3) [略]

(4) 消費生活相談に関すること。

(5) 消費者の啓発及び消費者団体の指導育成に関する
こと。

(6)～(11) [略]

2 [略]

(1)～(20) [略]

(21) 福祉年金受給者の住所の変更に
関すること。

- (22) [略]
- 3～4 [略]
- (経済観光部における課の分掌事務)
- 第9条 [略]
- 2 労働農水課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1)～(3) [略]
- (4) 消費者の啓発及び消費者団体の指導育成に関すること。
- (5) 消費生活モニター及び消費生活者苦情相談に関すること。
- (6)～(13) [略]
- 3 [略]
- (環境部における課の分掌事務)
- 第10条 環境政策課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1)～(5) [略]
- (6) 旧ごみ焼却施設の解体及び跡地利用施設整備に関すること。
- (7)～(10) [略]
- (11) 一般廃棄物のし尿の処分に関すること。
- (12) [略]
- (13) 公衆便所の維持管理に関すること。
- 2 クリーン推進課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) [略]
- (2) 一般廃棄物(し尿及び焼却される廃棄物等を除く。)の処理に関すること。
- (3) リサイクルプラザ等の施設の維持管理に関すること。
- (4)～(6) [略]

- (22) [略]
- 3～4 [略]
- (経済観光部における課の分掌事務)
- 第8条 [略]
- 2 [略]
- (1)～(3) [略]
- (4) 消費生活に関すること。(消費生活相談の関連業務は除く。)
- (5)～(12) [略]
- 3 [略]
- (環境部における課の分掌事務)
- 第9条 [略]
- (1)～(5) [略]
- (6)～(9) [略]
- (10) [略]
- 2 [略]
- (1) [略]
- (2) 一般廃棄物(焼却される廃棄物等を除く。)の処理等に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理施設の維持管理に関すること。
- (4)～(6) [略]
- (7) 旧ごみ焼却施設の解体及び跡地利用施設整備に関すること。
- (8) 公衆便所の維持管理に関すること。

3 環境保全課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5)～(9) [略]

(健康福祉部における課及び健康保険局の分掌事務)

第11条 [略]

2～5 [略]

6 健康推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(12) [略]

(13) [略]

7 国民健康保険課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

8 医療制度改革推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく特定健康診査及び特定保健指導の実施計画に関すること。

(2) 後期高齢者医療制度に関すること。

(3) 老人保健法の医療に関すること。

(こどもみらい部における課の分掌事務)

第11条の2 [略]

2～3 [略]

(総括課)

3 [略]

(1)～(4) [略]

(5) 屋上及び壁面緑化に関すること。

(6)～(10) [略]

(健康福祉部における課及び健康保険局の分掌事務)

第10条 [略]

2～5 [略]

6 [略]

(1)～(12) [略]

(13) 地方独立行政法人那覇市立病院に関すること。

(14) [略]

7 国保・後期高齢医療課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 後期高齢者医療制度に関すること

(6) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第7条の規定による改正前の老人保健法の医療に関すること。

8 特定健診課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 特定健康診査及び特定保健指導に関すること。

(2) 国民健康保険の保険事業に関すること。

(こどもみらい部における課の分掌事務)

第11条 [略]

2～3 [略]

(総括課)

第15条 次の表の左欄に掲げる部の同表の中欄に掲げる課を当該部の総括課とし、第5条から第13条までに定める当該課の所掌事務のほか、同表の右欄に掲げる事務を所掌する。

部	総括課	事務
総務部	[略]	[略]
経営企画部	経営企画室	
財務部	税制課	
市民文化部	市民課	
[略]		

[別表 別記]

第15条 [略]

部	総括課	事務
総務部	[略]	[略]
企画財務部	経営企画室	
市民文化部	市民協働推進課	
[略]		

[別表 別記]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 4 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び改正部分に係る罫線を削る。
- 5 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び改正後部分に係る罫線を加える。

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

[改正前 別記]
別表(第1条関係)

部	公室	課	室
総務部	市長公室	秘書広報課	
		平和交流・男女参画室	
		なは未来室	
		総務課	市民防災室
		人事課	
		管財課	
経営企画部		経営企画室	那覇軍港総合対策室
			土地開発公社健全化推進室
		情報政策課	
		新庁舎建設準備室	
財務部		税制課	
		財政課	
		市民税課	
		資産税課	
		納税課	
市民文化部		市民課	
		市民協働推進課	
		文化振興課	
		[略]	
[略]			
環境部	[略]		
健康福祉部		[略]	
	健康保険局	健康推進課	
		国民健康保険課	
	医療制度改革推進課		
[略]			

[改正後 別記]
別表(第1条関係)

部	局	課	室
総務部		総務課	市民防災室
		秘書広報課	
		平和交流・男女参画室	那覇軍港総合対策室
		人事課	
		管財課	土地開発公社健全化推進室
		新庁舎建設室	
企画財務部		経営企画室	
		情報政策課	
		財政課	
		税制課	
		市民税課	
		資産税課	
		納税課	
市民文化部		市民協働推進課	市民生活相談室
		市民課	
		文化振興課	
		[略]	
[略]			
環境部	[略]		
健康福祉部	健康保険局	[略]	
		健康推進課	
		国保・後期高齢医療課	
		特定健診課	
[略]			

那霸市規則第10号

平成20年 3 月 28 日

那霸市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第18条の3 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年度の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第9条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年度の前年度から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とし、当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務(以下この条にお</p>	<p>第18条の3 当該年度の初日(条例第9条第1項第2号に掲げる職員にあっては新たに職員となった日。以下この条において「基準日」という。)後に育児短時間勤務職員等以外の職員が育児短時間勤務を始める場合、育児短時間勤務職員等が1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)を異にする育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が育児短時間勤務を終える場合(以下この条において「変更の日」という。)の当該変更の日以後における年次有給休暇の日数は、次の各号に掲げる日数に応じ、第1号に掲げる日数に第2号に掲げる日数を加えて得た日数から当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とする。</p> <p>(1) 条例第9条第1項第1号若しくは第2号の規定による日数又は基準日に変更後の勤務形態を始めたものと仮定した場合の条例第9条第1項第1号若し</p>

いて「斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率

(2) 育児短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務(以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務を終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(3) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を8時間とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(4) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を8時間とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得

くは第2号の規定による日数(基準日後に2回以上の変更があるときは、基準日にそれぞれの変更後の勤務形態を始めたものと仮定した場合の条例第9条第1項第1号又は第2号の規定による日数のうち最も多い日数)のいずれか多い日数

(2) 条例第9条第2項の規定により当該年度の前年度から繰り越された年次有給休暇の日数

た率

(年次有給休暇の繰越し)

第19条 条例第9条第2項の規則で定める日数は、一の年度における年次有給休暇の20日(第18条各号に掲げる職員にあっては、同条の規定による日数)を超えない範囲内の残日数(当該年度の翌年度の初日に勤務形態が変更される場合にあっては、当該残日数に前条各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数)とする。

(年次有給休暇の単位及び換算)

第20条 [略]

2 [略]

3 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1)～(3) [略]

(4) 不斉一型短時間勤務職員(前2号に掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤務職員を除く。) 8時間

(病気休暇及び特別休暇)

第21条 条例第10条第1項の病気休暇は、別表第2第1号から第3号までの中欄に掲げる場合に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとし、同条第2項の規則で定める場合は、別表第2第4号から第26号までの中欄に掲げる場合とし、その期間は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

(年次有給休暇の繰越し)

第19条 条例第9条第2項の規則で定める日数は、一の年度における年次有給休暇の20日を超えない範囲内の残日数とする。

(年次有給休暇の単位及び換算)

第20条 [略]

2 [略]

3 [略]

(1)～(3) [略]

(4) 不斉一型短時間勤務職員(第2号に掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤務職員を除く。) 8時間

(病気休暇)

第21条 病気休暇の期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間を超えない範囲内で療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、断続的に療養する必要がある勤務しないことがやむを得ないと市長が定める場合にあっては、当該療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。

(1) 公務又は通勤上の負傷又は疾病による場合 1年6月

(2) 結核性疾患の場合 1年

(3) 前2号以外の負傷又は疾病の場合で休暇開始の日から引き続く5日以上勤務しないことがやむを得ないと認

<p>2 1日を単位とする別表第17号及び第26号の休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。</p> <p>3 1時間を単位として使用した別表第17号及び第26号の休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>4 期間が一定の日数、週数及び年数で規定されている場合の当該休暇の期間には、週休日、休日及び代休日を含むものとする。</p> <p>(病気休暇及び特別休暇の承認)</p> <p>第23条 条例第12条の規則で定める特別休暇は、別表第2第4号の休暇とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等)</p>	<p>められる場合 90日</p> <p>(4) 前3号以外の場合 一の年度に5日</p> <p>2 病気休暇のため勤務しなかった職員が勤務することとなった日から6月(前項第3号の場合にあつては3月)以内に同一の負傷又は疾病により再び勤務しないこととなる場合の病気休暇の期間は、再び勤務することとなる前の病気休暇の期間に引き続いたものとみなして、前項各号の規定を適用する。</p> <p>3 病気休暇の単位は、1日(第1項ただし書きの場合にあつては1日又は1時間)とする。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第21条の2 条例第10条第2項の規則で定める場合は、別表第2中欄に掲げる場合とし、その期間は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2 1日を単位とする別表第2第13号及び第22号の休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。</p> <p>3 1時間を単位として使用した別表第2第13号及び第22号の休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(病気休暇及び特別休暇の承認)</p> <p>第23条 条例第12条の規則で定める特別休暇は、別表第2第1号及び第2号の休暇とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等)</p>
--	--

<p>第25条 [略]</p> <p>2 別表第2第4号に規定する申出は、あらかじめ任命権者に対し行わなければならない。</p> <p>3 別表第2第4号に掲げる場合において職員が出産したときは、その旨を速やかに任命権者に届け出るものとする。</p> <p>[別表第2 別記]</p>	<p>第25条 [略]</p> <p>2 別表第2第1号に規定する申出は、あらかじめ任命権者に対し行わなければならない。</p> <p>3 別表第2第2号に掲げる場合において職員が出産したときは、その旨を速やかに任命権者に届け出るものとする。</p> <p>[別表第2 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>4 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。</p> <p>5 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。</p>	

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第21条関係)

号	休暇を受ける場合	期間
<u>1</u>	<u>職員が公務又は通勤上の傷病により、療養又は治療を要する場合</u>	<u>1年6月を超えない範囲内でその療養又は治療に必要と認められる期間</u>
<u>2</u>	<u>職員が結核性の疾患により、療養又は治療を要する場合</u>	<u>1年を超えない範囲内でその療養又は治療に必要と認められる期間</u>
<u>3</u>	<u>職員が私傷病により、療養又は治療を要する場合</u>	<u>90日を超えない範囲内でその療養又は治療に必要と認められる期間</u>
<u>4</u>	<u>8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である職員が申し出た場合又は職員が出産した場合</u>	<u>医師又は助産師の証明等に基づく分べんの予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)目に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内において、あらかじめ必要と認められる期間</u>
<u>5</u>	<u>女性職員が生理のため就業が著しく困難な場合</u>	<u>3日を超えない範囲内で必要と認められる期間</u>
<u>6</u>	<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により交通が制限され、又は遮断された場合</u>	<u>その都度必要と認められる期間</u>
<u>7</u>	<u>風水害、火災その他の災害により交通が遮断された場合</u>	<u>その都度必要と認められる期間</u>
<u>8</u>	<u>風水害、火災その他の天災地変により職員の現住居が滅失し、又は破壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</u>	<u>現住居の滅失又は破壊の日から30日の期間内において、1日を単位として7日以内</u>
<u>9</u>	<u>交通機関の事故等の不可抗力により出勤が著しく困難と認められる場合</u>	<u>その都度必要と認められる期間</u>
<u>10</u>	<u>職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、</u>	[略]

	地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	
11	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	[略]
12	所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部を停止(台風の来襲等による事故発生防止のための措置を含む。)する場合	その都度必要と認められる期間
13	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康保持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合	[略]
14～16 [略]		
17	職員の配偶者が分べんする場合で、職員が育児や出産の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	分べん予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)目に当たる日から分べんの日後8週間の期間内において、1日又は1時間を単位として7日
18～26 [略]		

備考

- 1 第22号において、生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- 2 第22号において、いわゆる代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は、1親等の直系血族(父母及び子)に準ずる。
- 3 第22号において、配偶者及び血族の父母、子であって遠隔の地にある場合は、往復の日数を加算することができる。

[改正後 別記]

別表第2(第21条の2関係)

号	休暇を受ける場合	期間
1	8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である職員が申し出た場合	<u>出産の日までの申し出た期間</u>
2	<u>職員が出産した場合</u>	<u>出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間</u>
3	女性職員が生理のため就業が著しく困難な場合	<u>その都度必要と認められる期間</u>
4	<u>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合</u>	<u>その都度必要と認められる期間</u>
5	<u>地震、水害、火災その他の災害時において、職員が出勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</u>	<u>その都度必要と認められる期間</u>
6	<u>地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</u>	現住居の滅失又は損壊の日から30日の期間内において、1日を単位として7日以内
7	職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	[略]
8	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認め	[略]

	られるとき。	
<u>9</u>	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康保持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合	[略]
<u>10～12</u> [略]		
<u>13</u>	職員の配偶者が <u>出産</u> する場合で、職員が育児や出産の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	<u>出産</u> 予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)目に当たる日から <u>出産</u> の日後8週間の期間内において、1日又は1時間を単位として7日
<u>14～22</u> [略]		

備考

- 1 第18号において、生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- 2 第18号において、いわゆる代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は、1親等の直系血族(父母及び子)に準ずる。
- 3 第18号において、配偶者及び血族の父母、子であつて遠隔の地にある場合は、往復の日数を加算することができる。

那覇市規則第11号

平成20年 3 月 28 日

那覇市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市消防本部の組織等に関する規則(昭和47年那覇市規則第55号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(組織)</p> <p>第2条 <u>本部の組織は、次のとおりとする。</u></p> <p>[表 略]</p> <p><u>(消防長、副消防長及び課長等)</u></p> <p>第3条 本部に消防長及び副消防長、課に課長、係に係長を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、本部に参事を、課に副参事、主幹又は主査を置くことができる。</p> <p>3 <u>消防長は消防正監、副消防長及び参事は消防監、課長は消防司令長又は消防司令、副参事は消防司令長、主幹は消防司令、係長及び主査は消防司令補のうちからこれに充てる。ただし、参事、課長、副参事、主幹、係長及び主査については、消防長が特に必要と認めるときは、消防吏員以外の消防職員のうちからこれに充てることができる。</u></p> <p>(階級及び職名)</p> <p>第9条 消防吏員の階級及び職員の職名</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 <u>本部に次の課及び係を置く。</u></p> <p>[表 略]</p> <p><u>(本部職員の職及び階級)</u></p> <p>第3条 本部に消防長及び副消防長を、課に課長を、係に係長を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、本部に参事を、課に副参事、主幹又は主査を、<u>係に主任、主任主事又は主事を置くことができる。</u></p> <p>3 <u>消防職員の職名及び階級は、次の表のとおりとし、同表の左欄に掲げる職は、同表の右欄に掲げる階級にある者をもって充てる。ただし、参事、課長、副参事、主幹、係長、主査、主任、主任主事及び主事については、消防長が特に必要と認めるときは、消防吏員以外の消防職員のうちからこれに充てることができる。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">階級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防長</td> <td>消防正監</td> </tr> <tr> <td>副消防長 参事</td> <td>消防監</td> </tr> <tr> <td>課長 副参事</td> <td>消防司令長</td> </tr> <tr> <td>主幹</td> <td>消防司令</td> </tr> <tr> <td>係長 主査</td> <td>消防司令補</td> </tr> <tr> <td>主任</td> <td>消防士長</td> </tr> <tr> <td>主任主事</td> <td>消防副士長</td> </tr> <tr> <td>主事</td> <td>消防士</td> </tr> </tbody> </table>	職名	階級	消防長	消防正監	副消防長 参事	消防監	課長 副参事	消防司令長	主幹	消防司令	係長 主査	消防司令補	主任	消防士長	主任主事	消防副士長	主事	消防士
職名	階級																		
消防長	消防正監																		
副消防長 参事	消防監																		
課長 副参事	消防司令長																		
主幹	消防司令																		
係長 主査	消防司令補																		
主任	消防士長																		
主任主事	消防副士長																		
主事	消防士																		

は、次のとおりとする。

消防吏員の階級	職員の職名
消防正監	消防長
消防監	副消防長 署長 参事
消防司令長	署長 課長 副参 事
消防司令	消防司令 次席 課長 主幹 出張 所長
消防司令補	消防司令補 係長 主査 出張所長
消防士長	消防士長 主任
消防副士長	消防副士長 主任 主事
消防士	消防士 主事

第10条 [略]

第9条 [略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。
- 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 5 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

那霸市規則第12号

平成20年3月28日

那霸市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則(昭和49年那覇市規則第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、那覇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和47年那覇市条例第37号)第2条第3号の規定にもとづき、職員の職務に専念する義務の免除について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職務に専念する義務の免除)</p> <p>第2条 職員が職務に専念する義務を免除されることができる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第46条の規定にもとづき、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求をし、<u>またはその審理に措置要求者として出席する場合</u></p> <p>(2) 法第49条の2第1項の規定にもとづき、<u>不利益処分に関する不服申立を行ないまたはその審理に申立人として出席する場合</u></p> <p>(3) 法第55条第11項の規定により、当局に対して不満を表明し、<u>または意見を申し出る場合</u></p> <p>(4) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第51条第1項<u>または第2項の規定による補償に関する決定について審査請求もしくは再審査請求をし、または請求人として、その審理に出席する場合</u></p> <p>(5) 地方公務員災害補償法第60条の規定にもとづき、補償の請求者<u>または当</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、那覇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和47年那覇市条例第37号)第2条第3号の規定に<u>基づき</u>、職員の職務に専念する義務の免除について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職務に専念する義務の免除)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第46条の規定に<u>基づき</u>、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求をし、<u>又はその審理に措置要求者として出席する場合</u></p> <p>(2) 法第49条の2第1項の規定に<u>基づき</u>、<u>不利益処分に関する不服申立てをし、又はその審理に申立人として出席する場合</u></p> <p>(3) <u>法第55条第8項の規定により、当局と適法な交渉を行う場合</u></p> <p>(4) 法第55条第11項の規定により、当局に対して不満を表明し、<u>又は意見を申し出る場合</u></p> <p>(5) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第51条第1項<u>又は第2項の規定による補償に関する決定について審査請求若しくは再審査請求をし、又はその審理に請求人として出席する場合</u></p> <p>(6) 地方公務員災害補償法第60条第1項の規定に<u>基づき</u>、補償の請求者<u>又は</u></p>

<p>該事案の関係者として出頭する場合</p> <p>(6) 国、他の地方公共団体<u>または</u>本市の業務と密接な関連を有する団体の事業<u>または</u>事務に従事する場合</p> <p>(7) 国<u>または</u>他の地方公共団体の機関、学校その他公共的団体から委嘱を受けて、講演、講義等を行なう場合</p> <p>(8) 国<u>または</u>他の地方公共団体において法令、条例、規則<u>または</u>規程にもとづいて設置された委員会、審議会等の構成員としての職務遂行のため当該委員会、審議会等の業務に従事する場合</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) 職務上関係のある儀礼<u>または</u>儀式に出席する場合</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) 職員が本市の行なう昇任試験<u>または</u>その職務の遂行上必要な資格試験を受験する場合</p> <p>(13) [略]</p>	<p>当該事案の関係者として出頭する場合</p> <p>(7) 国、他の地方公共団体<u>又は</u>本市の業務と密接な関連を有する団体の事業<u>又は</u>事務に従事する場合</p> <p>(8) 国<u>又は</u>他の地方公共団体の機関、学校その他公共的団体から委嘱を受けて、講演、講義等を行なう場合</p> <p>(9) 国<u>又は</u>他の地方公共団体において法令、条例、規則<u>又は</u>規程に<u>基づいて</u>設置された委員会、審議会等の構成員としての職務遂行のため当該委員会、審議会等の業務に従事する場合</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) 職務上関係のある儀礼<u>又は</u>儀式に出席する場合</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) 職員が本市の行なう昇任試験<u>又は</u>その職務の遂行上必要な資格試験を受験する場合</p> <p>(14) [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

那霸市規則第13号

平成20年 3 月 28 日

那霸市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

那覇市職員安全衛生管理規則(昭和50年那覇市規則第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p><u>第1条 この規則は、職員の安全管理及び衛生管理について、法令に定めるもののほか必要な事項を定める。</u></p> <p>(総括安全衛生管理者等)</p> <p>第5条 <u>労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)</u>第10条の規定に基づき、総括安全衛生管理者を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 総括安全衛生管理者には、総務部長を、総括安全衛生管理代理者には、<u>人事課長</u>をもって充てる。</p> <p>(健康診断の結果の判定等)</p> <p>第26条 実施担当者は、健康診断の結果を総合し、職員の健康状態を<u>次の区分</u>により判定しなければならない。</p> <p>(1) <u>採用時健康診断</u></p> <p>ア <u>健康であつて就業に適する者(有所見治ゆ者を含む。)</u></p> <p>イ <u>身体の一部に欠陥が認められるが、特定の業務について勤務に支障がない者</u></p> <p>ウ <u>身体に欠陥があり、就業に適しない者</u></p> <p>(2) <u>定期健康診断及び随時健康診断</u></p> <p><u>別表第2に定める区分により判定する。</u></p> <p>2～3 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)</u>その他の法令に定めるもののほか、<u>職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成を促進するための安全衛生管理について、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(総括安全衛生管理者等)</p> <p>第5条 <u>法第10条の規定に基づき、総括安全衛生管理者を置く。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 総括安全衛生管理者には、総務部長を、総括安全衛生管理代理者には、<u>総務部副部長</u>をもって充てる。</p> <p>(健康診断の結果の判定等)</p> <p>第26条 実施担当者は、健康診断の結果を総合し、職員の健康状態を<u>別表第2に定める区分</u>により判定しなければならない。</p> <p>2～3 [略]</p>

4 総括安全衛生管理者は、前項の規定により健康診断の結果の報告を受けたときは、これを本人に通知するものとする。

(健康診断の結果に対する措置)

第28条 総括安全衛生管理者及び所属長は、第26条の規定により要療養者、要治療者及び要注意者の判定を受けた職員については、別表第2に定める措置を講じなければならない。

(療養の申請と復職等の手続)

第32条 職員が、次の各号の一に該当する場合は、主治医又は産業医による診断書(第5号様式)を添えて総括安全衛生管理者に申し出なければならない。

(1) 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)別表第2に規定す

4 総括安全衛生管理者は、前項の規定により健康診断の結果の報告を受けたときは、これを本人及び所属長に通知するものとする。

(長時間労働にかかる面接指導)

第27条の2 法第66条の8第1項に規定する面接指導は、産業医がこれを実施するものとする。

(長時間労働にかかる面接指導の結果の判定等)

第27条の3 産業医は、前条の面接指導の結果を総合し、職員の健康状態を別表第2に定める区分により判定しなければならない。

2 前項の場合において、要療養者の最終判定は、第36条に規定する職員衛生管理審議会の審議を経なければならない。

3 産業医は、前2項の定めるところにより職員の健康状態を判定したときは、その結果を総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

4 総括安全衛生管理者は、前項の規定により面接指導の結果の報告を受けたときは、これを本人及び所属長に通知するものとする。

(健康診断等の結果に対する措置)

第28条 総括安全衛生管理者及び所属長は、第26条及び第27条の3の規定により要療養者、要治療者及び要注意者の判定を受けた職員については、別表第2に定める措置を講じなければならない。

(長期療養の申請と復職等の手続)

第32条 [略]

(1) 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)第21条に規定

<p>る療養若しくは治療を要する場合の休暇(私傷病における5日未満の休暇を除く。)を受けようとするとき、又は引き続き30日以上療養若しくは治療を要する場合の休暇を受けている職員(以下「長期療養者」という。)が復職しようとするとき。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(付議事項)</p> <p>第37条 審議会は、次の各号に掲げる事項を審議し、その結果を総括安全衛生管理者に報告しなければならない。</p> <p>(1) <u>長期療養者の復職等の可否に関すること。</u></p> <p>(2) <u>休職の発令の可否に関すること。</u></p> <p>(3) <u>省令第61条第1項に該当する者の衛生管理上必要な措置に関すること。</u></p> <p>(4) <u>前各号に掲げるもののほか職員の健康管理に関する必要な事項</u></p> <p>別表第1 [略]</p> <p>[別表第2 別記]</p> <p>第1号様式 [略]</p> <p>[第2号様式 別記]</p> <p>[第3号様式 別記]</p> <p>第4号様式 [略]</p> <p>第6号様式 [略]</p>	<p>する病気休暇のうち、30日以上療養を要する場合の休暇(以下「長期療養」という。)を受けようとするとき、又は長期療養を受けている職員が復職しようとするとき。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(付議事項)</p> <p>第37条 [略]</p> <p>(1) <u>第32条第1項に規定する復職等の可否に関すること。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関する必要な事項</u></p> <p>別表第1(第7条関係) [略]</p> <p>[別表第2 別記]</p> <p>第1号様式(第11条関係) [略]</p> <p>[第2号様式 別記]</p> <p>[第3号様式 別記]</p> <p>第4号様式(第29条関係) [略]</p> <p>第6号様式(第34条関係) [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>4 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。</p>	

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2

区分	健康診断の結果の判定等	健康診断の結果に対する措置
要療養者	勤務を休む必要があり、治療を必要とする者	勤務を休ませ、その病状に応じて自宅治療、入院治療等の適当な治療を受けさせる。
要治療者	勤務に制限を加える必要があり、治療を必要とする者	時間外勤務の禁止、配置転換その他適当な措置を講ずるとともに治療を受けさせる。
要注意者	1 勤務に制限を加える必要があり定期的に医師の観察指導などを受ける必要がある者	時間外勤務を禁止し、過労とならないよう配慮するとともに、1年に2回以上精密検診などを行う。
	2 勤務をほぼ正常に行ってよいが、定期的に医師の観察指導を受ける必要がある者	時間外勤務をなるべく禁止し、過労とならないよう配慮するとともに、1年に2回精密検診を行う。
	3 勤務を正常に行ってよいが、定期的に医師の観察指導を受ける必要がある者	過労とならないよう配慮するとともに、1年に1回精密検診を行う。
健康者	全く正常勤務を行ってよい者	

[改正後 別記]

別表第2(第26条、第27条の3、第28条関係)

区分	健康診断等の結果の判定等	健康診断等の結果に対する措置
要療養者	勤務を休む必要があり、治療を必要とする者	勤務を休ませ、その病状に応じて自宅治療、入院治療等の適当な治療を受けさせる。
要治療者	勤務に制限を加える必要があり、治療を必要とする者	時間外勤務の禁止、配置転換その他適当な措置を講ずるとともに治療を受けさせる。
要注意者	1 勤務に制限を加える必要があり定期的に医師の観察指導などを受ける必要がある者	時間外勤務を禁止又は制限し、過労とならないよう配慮するとともに、 <u>発病又は再発防止のため1年に2回以上の指導を行い、必要に応じて精密検査を行う。</u>
	2 勤務をほぼ平常に行ってよいが、定期的に医師の観察指導を受ける必要がある者	時間外勤務を制限し、過労とならないよう配慮するとともに、 <u>発病又は再発防止のため1年に2回の指導を行い、必要に応じて精密検査を行う。</u>
	3 勤務を平常に行ってよいが、定期的に医師の観察指導を受ける必要がある者	過労とならないよう配慮するとともに、 <u>発病又は再発防止のため1年に1回の指導を行い、必要に応じて精密検査を行う。</u>
健康者	平常の勤務を行ってよい者	

[改正前 別記]
第2号様式

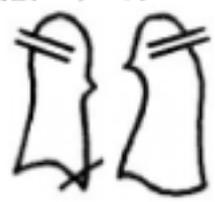
健康診断書(採用時)

氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日	年令()
業務歴		胸部 X線検査		直接間接	年 月 日	
既往症				No.		
自覚症状及び他覚症状		血圧		最大	最小	~
皮膚四肢 } の視診		貧血		Hb		
		血液型		ABO型		
身長	cm	尿		RH型		
体重	kg		糖		- + ++ 卅	
視力	右() 左()		蛋白		- + ++ 卅	
色神		その他の検査		クロビリノーゲン		
聴力	右 左					
就業上の注意事項						
判定						
作成月日	年 月 日	検診医	住 所 医療機関名 氏 名			印

[改正後 別記]

第2号様式(第20条関係)

健 康 診 断 書 (採 用 時)

氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日 年令()		
業務歴		胸部 X 線検査		直接間接 年 月 日			
既往歴							
自覚症状						No.	
他覚症状		血圧	最大	～最小			
		貧血検査	血色素量	(g/dl)			
			赤血球数	(万/mm ³)			
身長		c m	血中脂質検査	LDLコレステロール	(mg/dl)		
				体重	k g	HDLコレステロール	(mg/dl)
						BMI	トリアシライド*
腹囲		c m	血糖検査	(mg/dl)			
視力	右	()	尿検査	糖	- + ++ ###		
	左	()		蛋白	- + ++ ###		
聴力	右 1000Hz 4000Hz	1 所見あり 2 所見なし 1 所見あり 2 所見なし	心電図検査				
	左 1000Hz 4000Hz	1 所見あり 2 所見なし 1 所見あり 2 所見なし	その他の検査				
就業上の注意事項							
判定							
作成年月日		年 月 日	検診医	住 所 医療機関名 氏 名	印		

[改正前 別記]
第3号様式
(表面)

健 康 診 断 個 人 票

氏 名	年 月 日	性 别	男・女	生 年 月 日	年 月 日	採 用 年 月 日	年 月 日
健康診断年月日	年 月 日			年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
業 務 名							
既 往 歴							
予 防 接 種							
自 覚 症 状 及 び 他 覚 症 状							
身 体							
長	cm			cm			cm
重	kg			kg			kg
視 力							
右							
左							
聴 力							
右							
左							
ツペルクラリン 皮内反応	×	硬、二重 水、膿	×	硬、二重 水、膿	×	硬、二重 水、膿	硬、二重 水、膿
胸部X線検査	直接 年 月 日	間接 年 月 日	直接 年 月 日	間接 年 月 日	直接 年 月 日	間接 年 月 日	直接 年 月 日
フィルム番号	No.						
貧 血							
血 圧							

[改正後 別記]

第3号様式(第27条関係)

(表面)

ふりがな				性別	生年月日	年 月 日	
氏名				男・女	採用年月日	年 月 日	
職員番号				血液型	ABO式 ()	RH式 ()	
部名							
課名							
健診年月日		・	・	・	・	・	・
年令		才	才	才	才	才	才
身長 (cm)							
体重 (kg)							
標準体重(kg)							
体脂肪率(%) / BMI							
腹囲 (cm)							
視力 (矯正視力)		右 () ()	左 () ()	右 () ()	左 () ()	右 () ()	左 () ()
聴力	右	1000Hz	正常 dB				
		4000Hz	正常 dB				
	左	1000Hz	正常 dB				
		4000Hz	正常 dB				
血圧		～	～	～	～	～	～
尿検査	蛋白						
	潜血						
	糖						
	ウレターゼン						
保健指導							
胸部レントゲン	撮影番号	間接・直接 No.	間接・直接 No.	間接・直接 No.	間接・直接 No.	間接・直接 No.	間接・直接 No.
	所見						
	判定						
人間ドッグ		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
健康度測定							
脳ドッグ							
脳検査							

(裏面)

健診年月日		・	・	・	・	・	・
年齢		才	才	才	才	才	才
心電図	検査番号	No.	No.	No.	No.	No.	No.
	所見						
	判定						
採血番号		No.	No.	No.	No.	No.	No.
性別 (男・女)		空・食後	空・食後	空・食後	空・食後	空・食後	空・食後
貧血	血色素量	g/dl					
	赤血球容積比	%					
	赤血球数	万/mm ³					
	白血球数	万/mm ³					
循環器	コレステロール	mg					
	HDLコレステロール	mg					
	中性脂肪	mg					
	LDLコレステロール	mg					
肝臓	GOT	LU/l					
	GPT	LU/l					
	γ-GTP	LU/l					
	HBs抗原						
腎臓	BUN	mg/dl					
	クレアチニン	mg/dl					
	尿酸	mg					
	血糖	mg					
	HbA1C	%					
総合判定							
健康実施機関名							
診断医師名							
産業医の指示及び職業上の注意事項その他備考							

那霸市規則第14号

平成20年 3 月 28 日

那霸市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市庁舎管理規則の一部を改正する規則

那覇市庁舎管理規則(昭和50年規則第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則で「庁舎」とは、市の事務又は事業の用に供する建物、土地その他の設備で、市長の管理に属するものをいう。</p> <p>(庁舎管理の基本原則)</p> <p>第3条 庁舎の管理に当たっては、事務の遂行が迅速適確に行われるよう秩序の維持に努めなければならない。</p> <p>2 職員は、庁舎の保全と秩序の維持について、常に積極的に努めなければならない。</p> <p>3 庁舎に入ろうとする者は、職員の執務を阻害し、又は他の者に迷惑を及ぼす行為をしないように留意しなければならない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>2 この規則に定めるもののほか、<u>庁舎の管理については、那覇市公有財産規則(平成3年那覇市規則第11号)に定めるところによる。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則で「庁舎」とは、市の事務又は事業の用に供する建物、土地その他の設備(<u>直接公共の用に供する部分を除く。</u>)で、市長の管理に属するものをいう。</p> <p>(庁舎管理者)</p> <p>第3条 庁舎の管理のため、別表に定めるところにより<u>庁舎管理者を置く。</u></p> <p>2 庁舎管理者は、次の各号に掲げる事項を総括処理するものとする。</p> <p>(1) <u>庁舎の保全及び秩序の維持に関すること。</u></p> <p>(2) <u>火災、盗難その他の災害防止に関すること。</u></p> <p>(3) <u>その他庁舎の管理に関すること。</u></p> <p>(管理補助者)</p> <p>第4条 <u>庁舎管理者の事務を補助するため、管理補助者を置き、庁舎管理者が指定する職員をもって充てる。</u></p> <p>2 <u>庁舎管理者に事故があるとき、又は庁舎管理者が欠けたときは、管理補助者がその職務を代理する。</u></p> <p>(室内管理者)</p> <p>第5条 <u>庁舎内の事務室(附属施設、設備等を含む。)の管理のため、室内管理者を置き、その事務室における事務を分掌する課(これに相当する組織を含む。)の長をもって充てる。</u></p>

(禁止行為)

第4条 [略]

- 2 市長は、前項各号の規定に違反した者に対しては、直ちに庁舎から退去させ、又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられた者が物件を撤去しないときは、市長は、当該物件を撤去することができる。

(許可を必要とする行為)

第5条 庁舎において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(1)～(5) [略]

- 2 市長は、前項の許可をする場合において必要な条件を付し、又は指示することができる。
- 3 市長は、第1項の許可を受けた者が、その許可の内容又は前項の条件若しくは指示に違反したときは、許可を取り消し、その行為を中止させ、又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられた者が物件を撤去しないときは、市長は、当該物件を撤去することができる。

(守衛)

第6条 庁舎の警備、来庁者の案内その他庁舎の管理のため、市長が必要と認める庁舎に守衛を置く。

- 2 守衛は、庁舎管理者の指揮監督を受けるものとする。

(禁止行為)

第7条 [略]

- 2 庁舎管理者は、前項各号の規定に違反した者に対しては、直ちに庁舎から退去させ、又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられた者が物件を撤去しないときは、庁舎管理者は、当該物件を撤去することができる。

(許可を必要とする行為)

第8条 庁舎において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ庁舎管理者の許可を受けなければならない。

(1)～(5) [略]

- 2 庁舎管理者は、前項の許可をする場合において必要な条件を付し、又は指示をすることができる。
- 3 庁舎管理者は、第1項の許可を受けた者が、その許可の内容又は前項の条件若しくは指示に違反したときは、許可を取り消し、その行為を中止させ、又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられた者が物件を撤去しないときは、庁舎管理者は、当該物件を撤去することができる。

(不許可とすべき事項)

第9条 次の各号に該当するときは、庁舎の使用を許可することができない。

- (1) 特定の団体の営利宣伝の目的に使用するとき。
- (2) 特定の宗教活動の用に使用するとき。
- (3) 特定の政治活動の営利宣伝の目的の用に使用するとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法

(集団立入りの制限)

第6条 多数の者が陳情等の目的で庁舎に立ち入ろうとする場合において、市長は、庁内の秩序の維持又は災害の防止のため必要があると認めるときは、庁舎へ立ち入る者の人数、時間若しくは行動の場所を制限し、又は庁舎への立入りを禁止する等の必要な措置を講ずることができる。

(庁舎の出入口の開閉)

第7条 庁舎の出入口の開閉時間については、市長が別に定める。

(出入口閉鎖後の出入り)

第8条 出入口閉鎖後及び本市の休日に庁舎に出入りする者は、出入りの際、住所(職員にあっては部課名)、氏名及び用件を守衛に届け出なければならない。

行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益となると認められるとき。

(5) 第7条第1項に規定する禁止行為をするおそれがあるとき。

(集団立入りの制限)

第10条 多数の者が陳情等の目的で庁舎に立ち入ろうとする場合において、庁舎管理者は、庁内の秩序の維持又は災害の防止のため必要があると認めるときは、庁舎へ立ち入る者の人数、時間若しくは行動の場所を制限し、又は庁舎への立入りを禁止する等の必要な措置を講ずることができる。

(庁舎の出入口の開閉等)

第11条 庁舎の出入口の開閉時間並びに出入口閉鎖後及び本市の休日における庁舎への出入りについては、庁舎管理者が別に定める。

(事故の届出)

第12条 職員その他庁舎を利用する者(以下「職員等」という。)は、庁舎内において、盗難、遺失物、拾得物又は設備若しくは物件の破損があった場合は、庁舎管理者に届け出なければならない。

(職員等の協力義務)

第13条 職員等は、庁舎を常に良好な状態で使用するとともに、庁舎の管理について庁舎管理者に協力し、その指示に従わなければならない。

(予定物についての準用)

第14条 この規則は、市の事務事業の用に供するものと決定した建物、土地その他の設備(直接公共の用に供するものと決

第9条	<p>定したものを除く。)で市長の管理に属するものについて準用する。</p> <p>第15条 [別表 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正後表を加える。</p>	

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

[改正後 別記]

別表(第3条関係)

区 分	庁舎管理者
本庁舎	総務部長
新都心銘苅庁舎	
首里支所庁舎	市民文化部長
小禄支所庁舎	
真和志庁舎	
消防本部庁舎	消防長
西消防署庁舎	
消防出張所庁舎	
その他の事業所の庁舎	当該事業所の長

那霸市規則第15号

平成20年 3 月 28 日

那霸市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給地域等及び級地)</p> <p>第21条 条例第16条第1項の規則で定める地域等は東京都特別区とし、その地域手当の級地は1級地とする。</p> <p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第55条 [略]</p> <p>2 条例第26条第1項後段に規定する規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) その退職又は失職に引き続き次に掲げる者となった者で市長の定めるもの</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>付 則</p> <p>8 第10条第1項に規定する職にある職員に対し支給する管理職手当の月額適用については、同項の規定にかかわらず、平成16年4月1日から平成20年3月31日までの間、同項の規定により算定した額から当該額の25パーセントに相当する額を減じた額とする。</p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第3 別記]</p>	<p>(支給地域等及び級地)</p> <p>第21条 条例第16条の規則で定める地域等は東京都特別区とし、その地域手当の級地は1級地とする。</p> <p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第55条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p><u>エ 市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)の職員</u></p> <p>オ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>付 則</p> <p>8 第10条第1項に規定する職にある職員に対し支給する管理職手当の月額適用については、同項の規定にかかわらず、平成16年4月1日から平成22年3月31日までの間、同項の規定により算定した額から当該額の25パーセントに相当する額を減じた額とする。</p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第3 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前</p>	

の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。

- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第8条関係)

勤務箇所	職員	調整数
[略]		
人事課 健康推進課 子育て応援課 ちゃーがんじゅう課	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表第1(第8条関係)

勤務箇所	職員	調整数
[略]		
人事課 障害福祉課 ちゃーがんじゅう課 健康推進課 特定健診課 こどもみらい課	[略]	
[略]		

[改正前 別記]

別表第3(第10条関係)

組織	職	支給割合
市長事務部局	[略]	
	副部長 公室長 局長 管理センター長 参事(市長の定めるものに限る。)	[略]
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表第3(第10条関係)

組織	職	支給割合
市長事務部局	[略]	
	副部長 局長 管理センター長 参事(市長の定めるものに限る。)	[略]
	[略]	
[略]		

那霸市規則第16号

平成20年 3 月 28 日

那霸市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和58年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(経験年数を有する者の号給)</p> <p>第14条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第11条第1項の規定による号給(前条の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(第2号、第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて市長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して市長が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、<u>15月</u>)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4(新たに職員となった者が条例第10条第4項の管理職員(以下「管理職員」という。)であるときは、3)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(市長の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で市長の定める数を加えて得た数を号数とする号給)とすることができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(昇格)</p> <p>第19条 [略]</p>	<p>(経験年数を有する者の号給)</p> <p>第14条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第11条第1項の規定による号給(前条の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(第2号、第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて市長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して市長が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、<u>18月</u>)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4(新たに職員となった者が条例第10条第4項の管理職員(以下「管理職員」という。)であるときは、3)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(市長の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で市長の定める数を加えて得た数を号数とする号給)とすることができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(昇格)</p> <p>第19条 [略]</p> <p><u>2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。</u></p>

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

(勤務成績の証明)

第33条 条例第10条第3項の昇給(第36条から第36条の2までに定めるところにより行うものを除く。第34条及び第35条において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(管理職員の昇給の号給数)

第34条 管理職員を条例第10条第3項の昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、市長が定める。

3 勤務成績が特に良好である職員に対する第1項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

(勤務成績の証明)

第33条 条例第10条第3項の昇給(第36条から第36条の2までに定めるところにより行うものを除く。第34条において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(昇給の号給数)

第34条 職員を条例第10条第3項の昇給をさせる場合の号給数は、次の各号のとおりとする。

(1) 条例第10条第4項の職員 4号給
(管理職員にあつては3号給)

(2) 条例第10条第5項の規定の適用を受ける職員 2号給

2 市長の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日前日までの期間。以下「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、別表第7の2の勤務していない日数の区分に応じて同表に定める号給数とする。

3 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第22条第3項、第25条第2項(第27条において準用する場合を含む。)若しくは第38条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、

<p>(管理職員以外の職員の昇給の号給数)</p> <p><u>第35条 管理職員以外の職員を条例第10条第3項の昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、市長が定める。</u></p> <p>[別表第1 別記] [別表第3 別記]</p>	<p><u>前2項の規定にかかわらず、前2項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(市長の定める職員にあっては、前2項の規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で市長の定める号給数)とする。</u></p> <p><u>4 前3項の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。</u></p> <p><u>5 第1項から第3項までの規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第24条に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。</u></p> <p><u>第35条 削除</u></p> <p>[別表第1 別記] [別表第3 別記] [別表第7の2 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正後表を加える。</p>	

付 則
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第3条関係)

級別標準職務表

ア 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
7級	副部長、次長、参事、公室長、管理センター長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、消防監その他これらに相当する職の職務
[略]	

イ～エ [略]

[改正後 別記]

別表第1(第3条関係)

級別標準職務表

ア 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
7級	副部長、次長、参事、管理センター長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、消防監その他これらに相当する職の職務
[略]	

イ～エ [略]

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	[略]	
	三 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第53条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 (2) [略]
	[略]	
[略]		
3 高校卒	[略]	
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業 (2) [略]
	[略]	
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) [略]

備考 この表の「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、それぞれ平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
2 大学卒	[略]	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 (2) [略]
	三 大学6卒	
	[略]	
[略]		
3 高校卒	[略]	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校(同法第76条第2項に規定する高等部に限る。)の卒業 (2) [略]
	二 高校3卒	
	[略]	
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校(同法第76条第1項に規定する中学部に限る。)の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) [略]

備考 この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

[改正後 別記]

別表第7の2(第34条関係)

昇給号給数表

勤務していない日数の区分	基準期間の6分の1以上6分の1.5未満に相当する期間の日数	基準期間の6分の1.5以上6分の3未満に相当する期間の日数	基準期間の6分の3以上6分の4.5未満に相当する期間の日数	基準期間の6分の4.5に相当する期間の日数以上の日数
昇給の号給数	3(管理職員にあっては、2)	2	1	0
	1	1	0	0

備考 この表に定める上段の号給数は第34条第1項第2号の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同号の規定の適用を受ける職員に適用する。

那霸市規則第17号

平成20年 3 月 28 日

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(昭和59年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(執行機関等の職員の補助執行)</p> <p>第2条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、別表第1に定めるところにより、市長の権限に属する事務(<u>幼稚園に係るものを除く。</u>)の一部を補助執行させるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(議会事務局職員の補助執行)</p> <p>第3条 市長は、議会事務局職員をその補助機関である職員に充て、市長の権限に属する事務のうち次の各号に掲げるものを補助執行させるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 議会に係る予算の執行に関すること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>[別表第1 別記]</p>	<p>(執行機関等の職員の補助執行)</p> <p>第2条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、別表第1に定めるところにより、市長の権限に属する事務の一部を補助執行させるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(議会事務局職員の補助執行)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 議会に係る予算の執行に関すること。<u>ただし、職員(臨時職員及び非常勤職員を除く。)</u>に係る給与等に関する事務は除く。</p> <p>(3) [略]</p> <p>[別表第1 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

補助執行させる職員	補助執行させる事務
教育長、教育委員会事務局職員及び教育委員会の管理に属する機関	1~2 [略] 3 教育委員会に係る予算の執行に関すること。ただし、次に掲げるものを除く。

の職員	(1)～(2) [略] (3) 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員 (県費負担教職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。)に係る給与等に関すること。 4～10 [略]
選挙管理委員会事務局職員	1 [略] 2 選挙管理委員会に係る予算の執行に関すること。 3～5 [略]
監査委員事務局職員	1 [略] 2 監査委員に係る予算の執行に関すること。 3 [略]
[略]	

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

補助執行させる職員	補助執行させる事務
教育長、教育委員会事務局職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員	1～2 [略] 3 [略] (1)～(2) [略] (3) 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員 (県費負担教職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。)に係る給与等 <u>の事務</u> に関すること。 4～10 [略] 11 <u>幼稚園の保育料等の徴収に関すること。</u>
選挙管理委員会事務局職員	1 [略] 2 選挙管理委員会に係る予算の執行に関すること。 <u>ただし、職員(臨時職員及び非常勤職員を除く。)に係る給与等に関する事務は除く。</u> 3～5 [略]
監査委員事務局職員	1 [略] 2 監査委員に係る予算の執行に関すること。 <u>ただし、職員(臨時職員及び非常勤職員を除く。)に係る給与等に関する事務は除く。</u> 3 [略]
[略]	

那霸市規則第18号

平成20年 3 月 28 日

那霸市庁議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市庁議規則の一部を改正する規則

那覇市庁議規則(昭和59年那覇市規則第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(付議事項)</p> <p>第2条 庁議に付議する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p><u>(6) 権利義務の得喪その他市又は市民に特に重要な影響を与える事項</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 庁議は、市長、副市長、上下水道事業管理者、<u>病院事業管理者</u>、教育長、各部の長、参事監(部長級としての専決権を有する者及び市長が指名する者)に限る。以下同じ。)、消防長、会計管理者、生涯学習部長、学校教育部長、<u>上下水道部長及び市立病院事務局長</u>で構成する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項に定める構成員(市長、副市長、上下水道事業管理者、<u>病院事業管理者</u>、教育長及び参事を除く。以下同じ。)に事故があるとき又は構成員が欠けたときは、副部長(消防にあっては副消防長、<u>市立病院にあっては次長</u>、会計管理者にあっては<u>出納室長</u>)以上の職にある者が出席するものとする。</p>	<p>(付議事項)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 総合的な調整を要する複数の部局に関係する重要施策及び事務事業に関する事項</u></p> <p><u>(6) 市民に特に重要な影響を及ぼす重要施策及び事務事業に関する事項</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p><u>(報告事項)</u></p> <p><u>第3条 全庁的な周知を要する事項については、原則として庁議へ報告しなければならない。</u></p> <p>(構成)</p> <p><u>第4条</u> 庁議は、市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長、各部の長、参事監(部長級としての専決権を有する者に限る。以下同じ。)、消防長、会計管理者、生涯学習部長、<u>学校教育部長及び上下水道部長</u>で構成する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項に定める構成員(市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長及び参事を除く。以下同じ。)に事故があるとき又は構成員が欠けたときは、副部長(消防にあっては副消防長、会計管理者にあっては<u>出納室副参事</u>)以上の職にある者が出席するものとする。</p>

(会議)

第4条 庁議は、市長が主宰する。ただし、市長に事故があるとき又は市長が欠けたときは経営企画部担当の副市長が、当該副市長に事故があるとき又は当該副市長が欠けたときは他の副市長が代理する。

第5条 [略]

(庁議の開催)

第6条 庁議は、毎月第1火曜日の午前9時30分に開催する。ただし、都合によって変更し、又は中止することができる。

2 [略]

(部長会議)

第7条 市長は、必要と認めるときは、庁議に付議された事項について部長会議で調整させることができる。

(付議手続)

第8条 庁議に案件を付議しようとするときは、要旨、説明資料を添えて庁議の1週間前までに経営企画部長に提出しなければならない。

(会議)

第5条 庁議は、市長が主宰する。ただし、市長に事故があるとき又は市長が欠けたときは企画財務部担当の副市長が、当該副市長に事故があるとき又は当該副市長が欠けたときは他の副市長が代理する。

第6条 [略]

(庁議の開催)

第7条 庁議は、毎月第1及び第3火曜日の午前9時30分に開催する。ただし、都合によって変更し、又は中止することができる。

2 [略]

(付議手続)

第8条 庁議に案件を付議しようとするときは、要旨、説明資料を添えて庁議の1週間前までに企画財務部長に提出しなければならない。

(副部長会議の設置)

第9条 庁議の下に副部長会議を置く。

2 副部長会議は、副市長、各部の副部長、健康保険局参事(健康推進課担当参事)及び出納室副参事で構成し、企画財務部担当副市長(以下「担当副市長」という)が主宰する。ただし、担当副市長に事故があるとき又は担当副市長が欠けたときは他の副市長が代理する。

3 前項の規定にかかわらず、同項に定める構成員(副市長を除く。以下同じ。)に事故あるとき又は構成員が欠けたときは、課長職以上の職にある者のうちから、あらかじめ当該構成員の指名した者が出席するものとする。

4 担当副市長は、必要に応じ、特定の事

項を調査及び検討させるため、副部長会議に部会を置くことができる。

5 部会は、担当副市長が指名する者で構成し、部会長は、担当副市長が指名する。

6 部会長は、部会を統括する。

(副部長会議の付議事項)

第10条 副部長会議に付議する事項は、次のとおりとする。

(1) 部局間において重点的又は横断的な取り組みが必要とされる重要課題

(2) 庁議に付議すべき事項で部局間の事前の検討及び調整を要するもの

(3) 条例及び規則等の制定に関する事項のうち、庁議付議事項及び軽易な事項を除くもの

(4) その他庁議において指示された事項

(副部長会議の開催)

第11条 副部長会議は、毎月第2及び第4火曜日の午前9時30分に開催する。ただし、都合によって変更し、又は中止することができる。

2 担当副市長において、必要があると認めるときは、臨時に開催することができる。

(副部長会議又は部会への関係職員の出席)

第12条 第6条の規定は、副部長会議又は部会について準用する。

(副部長会議の報告)

第13条 担当副市長は、庁議において、副部長会議の運営状況を報告するものとする。

(その他)

第14条 庁議及び副部長会議に関し必要な事項は、別に定める。

備考

1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前

の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。

- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

那霸市規則第19号

平成20年 3 月 28 日

那霸市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則(昭和60年那覇市規則第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(年次有給休暇以外の休暇)</p> <p>第16条 臨時職員は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期間の休暇を受けることができる。</p> <p>(1) <u>公務上又は通勤上の災害による傷病のため勤務できない場合 必要な期間</u></p> <p>(2) <u>那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号。以下「勤務時間規則」という。)別表第2第3号に該当する場合 その在職期間に応じ、市長が定める期間。ただし、1年につき5日を超えることができない。</u></p> <p>(3) <u>勤務時間規則別表第2第6号から第12号まで又は第22号に該当する場合 それぞれに規定する期間</u></p> <p>(4) <u>勤務時間規則別表第2第5号又は第26号に該当する場合 それぞれに規定する期間</u></p> <p>2 [略]</p> <p>別表(第9条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">日額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般事務職員 一般技術職員</td> <td style="text-align: center;"><u>6,200円</u></td> </tr> <tr> <td>保育士 幼稚園教諭</td> <td style="text-align: center;"><u>6,610円</u></td> </tr> <tr> <td>現業職員</td> <td style="text-align: center;"><u>6,200円</u></td> </tr> <tr> <td>保健師</td> <td style="text-align: center;"><u>9,300円</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	日額	一般事務職員 一般技術職員	<u>6,200円</u>	保育士 幼稚園教諭	<u>6,610円</u>	現業職員	<u>6,200円</u>	保健師	<u>9,300円</u>	[略]		<p>(年次有給休暇以外の休暇)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>(1) <u>公務又は通勤上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要な期間</u></p> <p>(2) <u>前号以外の負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 その在職期間に応じ、市長が別に定める日数。ただし、1年につき5日を超えることができない。</u></p> <p>(3) <u>那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号。以下「勤務時間規則」という。)別表第2第4号から第8号まで又は第18号に該当する場合 それぞれに規定する期間</u></p> <p>(4) <u>勤務時間規則別表第2第3号又は第22号に該当する場合 それぞれに規定する期間</u></p> <p>2 [略]</p> <p>別表(第9条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">日額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般事務職員 一般技術職員</td> <td style="text-align: center;"><u>6,260円</u></td> </tr> <tr> <td>保育士 幼稚園教諭</td> <td style="text-align: center;"><u>6,670円</u></td> </tr> <tr> <td>現業職員</td> <td style="text-align: center;"><u>6,260円</u></td> </tr> <tr> <td>保健師</td> <td style="text-align: center;"><u>9,360円</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	日額	一般事務職員 一般技術職員	<u>6,260円</u>	保育士 幼稚園教諭	<u>6,670円</u>	現業職員	<u>6,260円</u>	保健師	<u>9,360円</u>	[略]	
区分	日額																								
一般事務職員 一般技術職員	<u>6,200円</u>																								
保育士 幼稚園教諭	<u>6,610円</u>																								
現業職員	<u>6,200円</u>																								
保健師	<u>9,300円</u>																								
[略]																									
区分	日額																								
一般事務職員 一般技術職員	<u>6,260円</u>																								
保育士 幼稚園教諭	<u>6,670円</u>																								
現業職員	<u>6,260円</u>																								
保健師	<u>9,360円</u>																								
[略]																									

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

那霸市規則第20号

平成20年 3 月 28 日

障害者自立支援法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

障害者自立支援法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(那覇市社会福祉施設の入所措置に係る費用の徴収に関する規則の一部改正)

第1条 那覇市社会福祉施設の入所措置に係る費用の徴収に関する規則(昭和62年那覇市規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(徴収金の額)</p> <p>第2条 納入義務者が納付すべき徴収金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、<u>同項の障害者支援施設等への入所又は指定医療機関への入院の措置を採った場合</u> 入所者又は入院した者にあつては別表第2、扶養義務者にあつては別表第3により算定した額</p> <p>(3) 知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により、<u>同項の障害者支援施設等又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)への入所措置を採った場合</u> 入所者にあつては別表第2、扶養義務者にあつては別表第3により算定した額</p> <p>(4) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>[別表第2 別記]</p> <p>[別表第3 別記]</p>	<p>(徴収金の額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 身体障害者福祉法第18条第1項の<u>障害福祉サービスのうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を行った場合又は同法第18条第2項の障害者支援施設等への入所又は指定医療機関への入院の措置を採った場合</u> 入所者又は入院した者にあつては別表第2、扶養義務者にあつては別表第3により算定した額</p> <p>(3) 知的障害者福祉法第15条の4第1項の<u>障害福祉サービスのうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を行った場合又は同法第16条第1項第2号の障害者支援施設等又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)への入所措置を採った場合</u> 入所者にあつては別表第2、扶養義務者にあつては別表第3により算定した額</p> <p>(4) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>[別表第2 別記]</p> <p>[別表第3 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>4 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び改正部分に係る罫線を削る。</p>	

[改正前 別記]

別表第2(第2条関係)

対象収入額等による階層区分	負担基準月額		
	入所	通所	
[略]			
(注)			
1 [略]			
2 [略]			
	入所	81,100円+(対象収入額-150万円)×0.9÷12	
	通所	40,500円+(対象収入額-150万円)×0.9÷12÷2	
3	注1及び注2の規定にかかわらず、当分の間、次の表に掲げる額を負担基準月額の上限とする。 ただし、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第2条第1項若しくは第18条の2第1項に規定する養成施設に該当する施設又は重度身体障害者更生援護施設(身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)の施行の際、現に存する同省令による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第54号)第9条第7項に規定する重度身体障害者更生援護施設をいう。以下同じ。)の旧措置入所者(社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成12年法律第111号)附則第12条第1項に規定する旧措置入所者をいう。以下同じ。)については、同表中「3年」とあるのは「5年」とする。		
	施設区分	入所後3年未満の者 入所 通所	入所後3年以上の者 入所 通所
	身体障害者更生施設	32,000円 16,000円	53,000円 26,500円
	身体障害者療護施設	96,000円 48,000円	96,000円 48,000円
	身体障害者授産施設	32,000円 16,000円	53,000円 26,500円
	知的障害者更生施設	32,000円 16,000円	53,000円 26,500円
	知的障害者授産施設	32,000円 16,000円	53,000円 26,500円
	のぞみの園	32,000円 16,000円	53,000円 26,500円
4	[略]		

[改正後 別記]

別表第2(第2条関係)

対象収入額等による階層区分	負担基準月額	
	注3に規定する障害福祉サービス等	注4に規定する障害福祉サービス等
[略]		
(注)		
1 [略]		
2 [略]		
	注3に規定する障害福祉サービス等	81,100円+(対象収入額-150万円)×0.9÷12 (100円未満切り捨て)
	注4に規定する障害福祉サービス等	40,500円+(対象収入額-150万円)×0.9÷12÷2 (100円未満切り捨て)
3	施設入所支援、宿泊型自立訓練若しくは旧法知的障害者通勤寮(障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)附則第58条第2項の規定により障害者支援施設とみなされる知的障害者援護施設(以下「知的障害者援護施設」という。)のうち、同法附則第52条による改正前の知的障害者福祉法(以下「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の8に規定する知的障害者通勤寮をいう。)を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援(法附則第22条第1項	

に規定する特定旧法受給者に対して行うものに限る。)を利用する場合、旧法入所施設(知的障害者援護施設のうち、旧知的障害者福祉法第21条の6に規定する知的障害者更生施設(以下「旧知的障害者更生施設」という。)、同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設(以下「旧知的障害者授産施設」という。))又は法附則第41条第2項の規定により障害者支援施設とみなされる身体障害者更生援護施設(以下「身体障害者更生援護施設」という。)をいう。)、指定医療機関又はのぞみの園を利用する場合

4 療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は旧法通所施設(旧知的障害者更生施設、旧知的障害者授産施設又は身体障害者更生援護施設をいう。)を利用する場合

5 [略]

[改正前 別記]

別表第3(第2条関係)

税額等による階層区分	負担基準額			
	入所		通所	
[略]				
(注)				
1~2 [略]				
3 注1及び注2の規定にかかわらず、当分の間、次の表に掲げる額から障害者本人が負担する額を控除した額を負担すべき額の上限とする。ただし、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第2条第1項若しくは第18条の2第1項に規定する養成施設に該当する施設又は重度身体障害者更生援護施設の旧措置入所者については同表中「3年」とあるのは「5年」とする。				
	入所後3年未満の者		入所後3年以上の者	
	入所	通所	入所	通所
身体障害者更生施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
身体障害者療護施設	96,000円	48,000円	96,000円	48,000円
身体障害者授産施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
知的障害者授産施設	32,000円	16,000円		
知的障害者更生施設	32,000円	16,000円		
のぞみの園	32,000円	16,000円		
4~5 [略]				

[改正後 別記]

別表第3(第2条関係)

税額等による階層区分	負担基準額	
	注3に規定する障害福祉サービス等	注4に規定する障害福祉サービス等
[略]		
(注)		
1~2 [略]		
3 施設入所支援、宿泊型自立訓練若しくは旧法知的障害者通勤寮を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援(法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者に対して行うものに限る。)を利用する場合、旧法入所施設(旧知的障害者更生施設、旧知的障害者授産施設又は身体障害者更生援護施設をいう。)、指定医療機関又はのぞみの園を利用する場合		
4 療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は旧法通所施設(旧知的障害者更生施設、旧知的障害者授産施設又は身体障害者更生援護施設をいう。)を利用する場合		
5~6 [略]		

(那覇市児童福祉法の施行に関する規則の一部改正)
 第2条 那覇市児童福祉法の施行に関する規則(平成12年那覇市規則第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(障害福祉サービスの措置に係る費用の徴収) 第2条 法第21条の6の障害福祉サービスを行った場合において、本人又はその扶養義務者(以下「扶養義務者等」という。)から法第56条第2項の規定により徴収する費用の額(以下「負担額」という。)は、別表により算定した額とする。 2～3 [略] [別表 別記]	(障害福祉サービスの措置に係る費用の徴収) 第2条 法第21条の6の障害福祉サービスのうち、 <u>居宅介護、行動援護、児童デイサービス及び短期入所</u> を行った場合において、本人又はその扶養義務者(以下「扶養義務者等」という。)から法第56条第2項の規定により徴収する費用の額(以下「負担額」という。)は、別表により算定した額とする。 2～3 [略] [別表 別記]
備考 第1条の表備考1から備考3までの規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

税額等による階層区分	上限月額	負担基準額		
		居宅介護、行動援護又は外出介護30分当たり	児童デイサービス1日当たり	短期入所1日当たり
[略]				
(注)				
1 障害児の扶養義務者(障害児と同一の世帯に属し、かつ生計を同じくすると認められる配偶者、父母又は子のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。)が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額(次の各号に掲げる障害福祉サービスの措置にあっては、当該各号に定める額)とする。ただし、行政措置に要する費用を上限とする。 (1) 所要時間4時間30分を超える同日内の行動援護 当該負担基準額の欄に掲げる額(以下「基準額」という。)に10を乗じて得た額 (2) 所要時間4時間未満の宿泊を伴わない短期入所 基準額の4分の1の額 (3) 所要時間4時間以上8時間未満の宿泊を伴わない短期入所 基準額の2分の1の額 (4) 所要時間8時間以上の宿泊を伴わない短期入所 基準額の4分の3の額				
2～4 [略]				

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

税額等による階層区分	上限月額	負担基準額		
		居宅介護及び行動援護 30分当たり	児童デイサービス 1日当たり	短期入所 1日当たり
[略]				
(注)				

1 障害児の扶養義務者(障害児と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者、父母又は子のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。)が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額(行動援護については、所要時間が4時間30分以上の場合は、当該額を10倍した額を同日分の負担すべき額)とする。なお、法第63条の4の規定により、児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、その旨を市長に通知された障害児に対し、重度訪問介護にかかるやむを得ない事由による措置を行った場合については、この表の負担基準額の欄に掲げる額に、那覇市身体障害者福祉法の施行に関する規則(平成12年那覇市規則第43号)別表の重度訪問介護にかかる負担基準額の欄に掲げる額を加えた額とする。ただし、行政措置に要する費用を上限とする。

2~4 [略]

(那覇市身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部改正)

第3条 那覇市身体障害者福祉法の施行に関する規則(平成12年那覇市規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(障害福祉サービスの措置に係る費用の徴収)</p> <p>第2条 法第18条第1項の障害福祉サービスを行った場合において、当該身体障害者又はその扶養義務者(以下「扶養義務者等」という。)から法第38条第1項の規定により徴収する費用の額(以下「負担額」という。)は、別表により算定した額とする。</p> <p>2~3 [略] [別表 別記]</p>	<p>(障害福祉サービスの措置に係る費用の徴収)</p> <p>第2条 法第18条第1項の障害福祉サービスのうち、<u>居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、共同生活介護及び共同生活援助</u>を行った場合において、当該身体障害者又はその扶養義務者(以下「扶養義務者等」という。)から法第38条第1項の規定により徴収する費用の額(以下「負担額」という。)は、別表により算定した額とする。</p> <p>2~3 [略] [別表 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 第1条の表備考1、備考3及び備考4の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び改正後部分に係る罫線を加える。</p>	

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

	税額等による階層区分	上限月額	負担基準額		
			居宅介護及び外出介護30分当たり	障害者デイサービス1日当たり	短期入所1日当たり
A	[略]	[略]	[略]	円	[略]
B	[略]	[略]	[略]	0	[略]
C1	[略]	[略]	[略]	100	[略]
C2	[略]	[略]	[略]	200	[略]
D1	[略]	[略]	[略]	300	[略]

D2				400
D3				500
D4				700
D5				1,000
D6				1,300
D7				1,700
D8				2,100
D9				2,500
D10				3,000
D11				3,500
D12				4,000
D13				4,600
D14				行政措置に 要する費用

(注)

1 身体障害者及びその扶養義務者(身体障害者と同一の世帯に属し、かつ生計を同じくすると認められる配偶者又は子(身体障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子)のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。)が負担すべき額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額(所要時間4時間以上6時間未満の障害者デイサービスにあっては当該額の4分の3の額、所要時間4時間未満の障害者デイサービスにあっては当該額の2分の1の額)とする。ただし、身体障害者にあっては行政措置に要する費用を、扶養義務者にあっては行政措置に要する費用から身体障害者が負担する額を控除した額を上限とする。

2～4 [略]

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額			
			居宅介護 及び行動 援護 30 分当たり	重度訪問 介護 1時 間当たり	短期入 所 1日 当たり	共同生活 介護又は 共同生活 援助 1 月当たり
A	[略]	[略]	[略]	円	[略]	円
B	[略]	[略]	[略]	0	[略]	0
C1	[略]	[略]	[略]	100	[略]	1,100
C2	[略]	[略]	[略]	200	[略]	1,600
D1	[略]	[略]	[略]	300	[略]	2,200
D2				400		3,300
D3				500		4,600
D4				600		7,200
D5				800		10,300
D6				1,000		13,500
D7				1,200		17,100
D8				1,600		21,200

D9				2,000	25,700
D10				2,400	30,600
D11				2,800	35,900
D12				3,200	41,600
D13				3,800	47,800
D14				行政措置 に要する 費用	行政措置 に要する 費用
(注)					
<p>1 身体障害者及びその扶養義務者(身体障害者と同一の世帯に属し、かつ、<u>生計を同じくすると認められる配偶者又は子(身体障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子)のうち、市町村住民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。)</u>が負担すべき額は、それぞれ、<u>税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額(行動援護については、所要時間が4時間30分以上の場合は、当該額を10倍した額を同日分の負担すべき額)</u>とする。ただし、身体障害者にあつては行政措置に要する費用を、扶養義務者にあつては行政措置に要する費用から身体障害者が負担する額を控除した額を上限とする。</p>					
2~4 [略]					

(那覇市知的障害者福祉法の施行に関する規則の一部改正)

第4条 那覇市知的障害者福祉法の施行に関する規則(平成12年那覇市規則第44号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(障害福祉サービスの措置に係る費用の徴収)</p> <p>第2条 法第15条の4の障害福祉サービスを行った場合において、当該知的障害者又はその扶養義務者(以下「扶養義務者等」という。)から法第27条の規定により徴収する費用の額(以下「負担額」という。)は、別表により算定した額とする。</p> <p>2~3 [略] [別表 別記]</p>	<p>(障害福祉サービスの措置に係る費用の徴収)</p> <p>第2条 法第15条の4の障害福祉サービスのうち、<u>居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、共同生活介護及び共同生活援助</u>を行った場合において、当該知的障害者又はその扶養義務者(以下「扶養義務者等」という。)から法第27条の規定により徴収する費用の額(以下「負担額」という。)は、別表により算定した額とする。</p> <p>2~3 [略] [別表 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>2 第3条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額		
			居宅介護、行動援護及び外出介護 30分当たり	障害者デイサービス 1日当たり	短期入所 1日当たり
A	[略]	[略]	[略]	円	[略]
B	[略]	[略]	[略]	0	[略]
C1	[略]	[略]	[略]	100	[略]
C2	[略]	[略]	[略]	200	[略]
D1	[略]	[略]	[略]	300	[略]
D2				400	
D3				500	
D4				700	
D5				1,000	
D6				1,300	
D7				1,700	
D8				2,100	
D9				2,500	
D10				3,000	
D11				3,500	
D12				4,000	
D13				4,600	
D14				行政措置に要する費用	

(注)

1 知的障害者及びその扶養義務者(知的障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子(知的障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子)のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。)が負担すべき額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額(次の各号に掲げる障害福祉サービスの措置にあっては、当該各号に定める額)とする。ただし、知的障害者にあっては行政措置に要する費用を、扶養義務者にあっては行政措置に要する費用から知的障害者が負担する額を控除した額を上限とする。

(1) 所要時間4時間30分を超える同日内の行動援護 当該負担基準額の欄に掲げる額(以下「基準額」という。)に10を乗じて得た額

(2) 所要時間4時間未満の障害者デイサービス 基準額の2分の1の額

(3) 所要時間4時間以上6時間未満の障害者デイサービス 基準額の4分の3の額

(4) 所要時間4時間未満の宿泊を伴わない短期入所 基準額の4分の1の額

(5) 所要時間4時間以上8時間未満の宿泊を伴わない短期入所 基準額の2分の1の額

(6) 所要時間8時間以上の宿泊を伴わない短期入所 基準額の4分の3の額

2~4 [略]

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額			
			居宅介護 及び行動 援護 30 分当たり	重度訪問 介護 1 時間当 たり	短期入 所 1日 当たり	共同生活 介護又は 共同生活 援助 1月当 たり
A	[略]	[略]	[略]	円	[略]	円
				0		0
B	[略]	[略]	[略]	0	[略]	0
C1	[略]	[略]	[略]	100	[略]	1,100
C2	[略]	[略]	[略]	200	[略]	1,600
D1	[略]	[略]	[略]	300	[略]	2,200
D2				400		3,300
D3				500		4,600
D4				600		7,200
D5				800		10,300
D6				1,000		13,500
D7				1,200		17,100
D8				1,600		21,200
D9				2,000		25,700
D10				2,400		30,600
D11				2,800		35,900
D12				3,200		41,600
D13				3,800		47,800
D14				行政措置 に要する 費用		行政措置 に要する 費用
(注)						
<p>1 知的障害者及びその扶養義務者(知的障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子(知的障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子)のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。)が負担すべき額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額(行動援護については、所要時間が4時間30分以上の場合は、当該額を10倍した額を同日分の負担すべき額)とする。ただし、知的障害者にあつては行政措置に要する費用を、扶養義務者にあつては行政措置に要する費用から知的障害者が負担する額を控除した額を上限とする。</p>						
2~4 [略]						

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那霸市規則第21号

平成20年 3 月 28 日

那霸市物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市物品会計規則の一部を改正する規則

那覇市物品会計規則(平成3年那覇市規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(重要物品)</p> <p>第4条 1品の取得価格が100万円以上の<u>物品</u>及び自動車(二輪のものを除く。)を重要物品とする。</p> <p>(購入)</p> <p>第12条 課長は、物品の購入を必要とするときは、<u>物品購入依頼書兼契約伺書</u>により、管財課長に依頼しなければならない。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(検収)</p> <p>第15条 <u>管財課長及び前条の規定により物品購入の代行をした課長(この項において「長」という。)</u>は、購入した物品の納品を受けたときは、関係書類、見本等と対照し、品質、形状、数量等进行检查し、収納(以下「検収」という。)しなければならない。この場合において、<u>長</u>は職員をあらかじめ指名して検収させることができる。</p> <p><u>2 管財課長は、前項の規定にかかわらず、第12条の規定により購入した物品について適当と認めるときは、物品の購入を依頼した課長又はその指名した職員において検収させることができる。</u></p> <p>(寄附)</p> <p>第19条 課長は、物品の寄附があったときは、物品出納通知書により、重要物品にあつては物品出納員に、普通物品(重要物品以外の<u>物品</u>をいう。以下同じ。)にあつては物品分任出納員に通知しなければならない。</p> <p>(重要物品の報告)</p> <p>第25条 課長は、毎年5月31日までに前年度において増減した重要物品を調査し、</p>	<p>(重要物品)</p> <p>第4条 1品の取得価格が100万円以上の<u>備品</u>及び自動車(二輪のものを除く。)を重要物品とする。</p> <p>(購入)</p> <p>第12条 課長は、物品(<u>次条第1項の年間単価契約物品を除く。</u>)の購入を必要とするときは、<u>物品購入依頼書</u>により、管財課長に依頼しなければならない。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(検収)</p> <p>第15条 課長は、購入した物品の納品を受けたときは、関係書類、見本等と対照し、品質、形状、数量等进行检查し、収納(以下「検収」という。)しなければならない。この場合において、<u>課長は、職員をあらかじめ指名して検収させることができる。</u></p> <p>(寄附)</p> <p>第19条 課長は、物品の寄附があったときは、物品出納通知書により、重要物品にあつては物品出納員に、普通物品(重要物品以外の<u>備品</u>をいう。以下同じ。)にあつては物品分任出納員に通知しなければならない。</p> <p>(重要物品の報告)</p> <p>第25条 課長は、毎年5月31日までに前年度において増減した重要物品を調査し、</p>

<p><u>重要物品報告書</u>により物品出納員に報告しなければならない。</p> <p>第29条 [略]</p>	<p><u>物品出納通知書</u>により物品出納員に報告しなければならない。</p> <p>(財務会計システムによる事務)</p> <p><u>第29条 備品の出納保管事務については、原則として財務会計システムにより行うものとする。</u></p> <p>第30条 [略]</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度の物品会計事務については、改正後の那覇市物品会計規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

那覇市規則第22号

平成20年 3 月 28 日

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則(平成5年那覇市規則第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第3条から第7条まで 削除 第8条～第10条 [略]</p>	<p>第3条～第5条 [略] (市長が指定する者) 第6条 条例第23条の2に規定する市長が指定する者は、市の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者とする。 (資源化物収集運搬禁止行為指導員) 第7条 条例第34条及び第35条に規定する過料の処分に係る事務その他の資源化物の収集又は運搬の禁止に関する事務を行わせるため、資源化物収集運搬禁止行為指導員(以下「指導員」という。)を置く。 2 指導員は、市長が任命する。 3 指導員は、第1項の事務に従事するときは、資源化物収集運搬禁止行為指導員証(第1号様式)を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。 (勧告) 第8条 条例第23条の3第2項の勧告は、資源化物収集運搬禁止行為是正勧告書(第2号様式)を交付することにより行うものとする。 (命令) 第9条 条例第23条の4各項の規定による命令は、資源化物収集運搬禁止行為是正命令書(第3号様式)を交付することにより行うものとする。 (弁明の機会の付与) 第10条 市長は、条例第34条及び第35条の規定により過料の処分をしようとするときは、当該処分を受ける者に対し、</p>

(事前協議を要する共同住宅等)

第11条 [略]

- 2 条例第24条の規定による事前協議をしようとする者は、共同住宅建設時の事前協議書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の協議書の提出があった場合において、その協議が調ったときは、共同住宅建設時の事前協議済証(第2号様式)を交付するものとする。

第12条 [略]

(一般廃棄物減量化計画等の届)

第13条 条例第25条に規定する一般廃棄物の減量化計画の届出は、大規模事業所等の一般廃棄物減量化計画書(第3号様式)により、毎年2月末日までに行わなければならない。

- 2 条例第25条に規定する一般廃棄物管理責任者の選任の届出は、一般廃棄物管理責任者選任・解任届(第4号様式)により行わなければならない。

(一般廃棄物減量化計画作成等勧告書)

第14条 条例第26条第1項の規定による

あらかじめ、告知書(第4号様式)により、その旨を告知し、期限を定めて弁明の機会を付与するものとする。

- 2 前項の弁明は、市長が特に口頭で行うことを認める場合を除き、弁明書(第5号様式)を提出して行わなければならないものとする。

(過料処分)

第11条 条例第34条及び第35条の規定により過料の処分をしようとするときは、資源化物収集運搬禁止行為過料処分書(第6号様式)を交付することにより行うものとする。

- 2 前項に規定する過料の納期限は、当該処分の日属する月の翌月の末日とする。

(事前協議を要する共同住宅等)

第12条 [略]

- 2 条例第24条の規定による事前協議をしようとする者は、共同住宅建設時の事前協議書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の協議書の提出があった場合において、その協議が調ったときは、共同住宅建設時の事前協議済証(第8号様式)を交付するものとする。

第13条 [略]

(一般廃棄物減量化計画等の届)

第14条 条例第25条に規定する一般廃棄物の減量化計画の届出は、大規模事業所等の一般廃棄物減量化計画書(第9号様式)により、毎年2月末日までに行わなければならない。

- 2 条例第25条に規定する一般廃棄物管理責任者の選任の届出は、一般廃棄物管理責任者選任・解任届(第10号様式)により行わなければならない。

(一般廃棄物減量化計画作成等勧告書)

第15条 条例第26条第1項の規定による

勧告は、一般廃棄物減量化計画(作成・実施)・一般廃棄物管理責任者選任勧告書(第5号様式)により行うものとする。

(事業者の特別管理一般廃棄物処理状況の報告)

第15条 事業活動に伴い特別管理一般廃棄物を排出する事業者は、特別管理一般廃棄物の処理状況の報告を特別管理一般廃棄物処理状況報告書(第6号様式)により、毎年2月末日までに行わなければならない。

第15条の2～第15条の3 [略]

(手数料の減免申請)

第16条 条例第29条の規定による一般廃棄物処分等手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般廃棄物処分等手数料減額・免除承認申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に対し一般廃棄物処分等手数料の減額又は免除を承認したときは、当該申請者に一般廃棄物処分等手数料減額・免除承認書(第8号様式)を交付するものとする。

3 [略]

(手数料の徴収方法)

第16条の2 条例第30条の2に規定する手数料の徴収方法は、次のとおりとする。

(1) 市が収集する一般廃棄物に係る手数料については、市長が指定するごみ袋又は粗大ごみ処理券を交付する際、現金を徴収する。

(2)～(3) [略]

2～3 [略]

(ごみ袋等の規格)

勧告は、一般廃棄物減量化計画(作成・実施)・一般廃棄物管理責任者選任勧告書(第11号様式)により行うものとする。

(事業者の特別管理一般廃棄物処理状況の報告)

第16条 事業活動に伴い特別管理一般廃棄物を排出する事業者は、特別管理一般廃棄物の処理状況の報告を特別管理一般廃棄物処理状況報告書(第12号様式)により、毎年2月末日までに行わなければならない。

第17条～第18条 [略]

(手数料の減免申請)

第19条 条例第29条の規定による一般廃棄物処分等手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般廃棄物処分等手数料減額・免除承認申請書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に対し一般廃棄物処分等手数料の減額又は免除を承認したときは、当該申請者に一般廃棄物処分等手数料減額・免除承認書(第14号様式)を交付するものとする。

3 [略]

(手数料の徴収方法)

第20条 [略]

(1) 市が収集する一般廃棄物(ごみ)に係る手数料については、市長が指定するごみ袋又は粗大ごみ処理券を交付する際、現金を徴収する。

(2) 一般廃棄物(し尿又は浄化槽汚泥)の処分に係る手数料については、1月ごとにまとめて、搬入の日の属する月の翌月の末日までに納入通知書により徴収する。

(3)～(4) [略]

2～3 [略]

(ごみ袋等の規格)

第16条の3 前条第1項第3号に指定するごみ袋及び粗大ごみ処理券の規格は、次のとおりとし、市章その他必要な文字を記入するものとする。

表 [略]

(身分を示す証明書)

第17条 条例第32条第2項に規定するその身分を示す証明書の様式は、第9号様式のとおりとする。

(処理業の許可申請書)

第18条 法第7条第1項の規定による申請は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書(第10号様式)により行わなければならない。

2 法第7条第6項の規定による申請は、一般廃棄物処分業許可申請書(第11号様式)により行わなければならない。

3 法第7条の2第1項の規定による申請は、一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(第12号様式)により行わなければならない。

第19条 [略]

(処理業の許可証)

第20条 市長は、第18条第1項の規定による申請に対し許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証(第13号様式)を交付するものとする。

2 市長は、第18条第2項の規定による申請に対し許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証(第14号様式)を交付するものとする。

3 市長は、第18条第3項の規定による申請に対し許可をしたときは、一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可証(第15号様式)を交付するものとする。

(一般廃棄物処理業廃止変更届)

第21条 法第7条の2第3項の規定による届出は、一般廃棄物処理業廃止・変更届(第16号様式)により行わなければなら

第21条 前条第1項第1号のごみ袋及び粗大ごみ処理券の規格は、次のとおりとし、市章その他必要な文字を記入するものとする。

表 [略]

(身分を示す証明書)

第22条 条例第32条第2項に規定するその身分を示す証明書の様式は、第15号様式のとおりとする。

(処理業の許可申請書)

第23条 法第7条第1項の規定による申請は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書(第16号様式)により行わなければならない。

2 法第7条第6項の規定による申請は、一般廃棄物処分業許可申請書(第17号様式)により行わなければならない。

3 法第7条の2第1項の規定による申請は、一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(第18号様式)により行わなければならない。

第24条 [略]

(処理業の許可証)

第25条 市長は、第23条第1項の規定による申請に対し許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証(第19号様式)を交付するものとする。

2 市長は、第23条第2項の規定による申請に対し許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証(第20号様式)を交付するものとする。

3 市長は、第23条第3項の規定による申請に対し許可をしたときは、一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可証(第21号様式)を交付するものとする。

(一般廃棄物処理業廃止変更届)

第26条 法第7条の2第3項の規定による届出は、一般廃棄物処理業廃止・変更届(第22号様式)により行わなければなら

ない。

(処理業の許可証の再交付)

第22条 法第7条第1項又は第6項の規定による許可を受けた一般廃棄物の収集運搬業者又は処分業者(以下「処理業者」という。)は、第20条に規定する許可証を亡失又は破損したときは、一般廃棄物処理業許可証再交付申請書(第17号様式)を市長に提出して再交付を受けなければならない。

第23条 [略]

(浄化槽清掃業の許可申請)

第24条 浄化槽法第35条第1項の規定による申請は、浄化槽清掃業許可申請書(第18号様式)により行わなければならない。

2 [略]

3 市長は、第1項の規定による申請に対し許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証(第19号様式)を交付するものとする。
(浄化槽清掃業許可申請書記載事項変更届)

第25条 浄化槽法第37条の規定による届出は、浄化槽清掃業許可申請書記載事項変更届(第20号様式)により行わなければならない。

(浄化槽清掃業廃止等届)

第26条 浄化槽法第38条の規定による届出は、浄化槽清掃業廃止等届(第21号様式)により行わなければならない。

(浄化槽清掃業の許可証の再交付)

第27条 浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けた浄化槽清掃業者(以下「浄化槽清掃業者」という。)は、許可証を亡失又は破損したときは、浄化槽清掃業許可証再交付申請書(第22号様式)を市長に提出して再交付を受けなければならない。

第28条～第31条 [略]

ない。

(処理業の許可証の再交付)

第27条 法第7条第1項又は第6項の規定による許可を受けた一般廃棄物の収集運搬業者又は処分業者(以下「処理業者」という。)は、第25条に規定する許可証を亡失又は破損したときは、一般廃棄物処理業許可証再交付申請書(第23号様式)を市長に提出して再交付を受けなければならない。

第28条 [略]

(浄化槽清掃業の許可申請)

第29条 浄化槽法第35条第1項の規定による申請は、浄化槽清掃業許可申請書(第24号様式)により行わなければならない。

2 [略]

3 市長は、第1項の規定による申請に対し許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証(第25号様式)を交付するものとする。
(浄化槽清掃業許可申請書記載事項変更届)

第30条 浄化槽法第37条の規定による届出は、浄化槽清掃業許可申請書記載事項変更届(第26号様式)により行わなければならない。

(浄化槽清掃業廃止等届)

第31条 浄化槽法第38条の規定による届出は、浄化槽清掃業廃止等届(第27号様式)により行わなければならない。

(浄化槽清掃業の許可証の再交付)

第32条 浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けた浄化槽清掃業者(以下「浄化槽清掃業者」という。)は、許可証を亡失又は破損したときは、浄化槽清掃業許可証再交付申請書(第28号様式)を市長に提出して再交付を受けなければならない。

第33条～第36条 [略]

第1号様式(第11条関係) [略]

第2号様式(第11条関係) [略]

第3号様式(第13条関係) [略]

第4号様式(第13条関係) [略]

第5号様式(第14条関係) [略]

第6号様式(第15条関係) [略]

第7号様式(第16条関係)

[略]
電話番号
<p>一般廃棄物処分等手数料の減額・免除を受けたいので、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則第16条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p>
[略]

第8号様式(第16条関係) [略]

第9号様式(第17条関係) [略]

第10号様式(第18条関係) [略]

第11号様式(第18条関係) [略]

第12号様式(第18条関係) [略]

第13号様式(第20条関係) [略]

第14号様式(第20条関係) [略]

第15号様式(第20条関係) [略]

第16号様式(第21条関係) [略]

第17号様式(第22条関係)

[略]
電話番号

[第1号様式(第7条関係) 別記]

[第2号様式(第8条関係) 別記]

[第3号様式(第9条関係) 別記]

[第4号様式(第10条関係) 別記]

[第5号様式(第10条関係) 別記]

[第6号様式(第11条関係) 別記]

第7号様式(第12条関係) [略]

第8号様式(第12条関係) [略]

第9号様式(第14条関係) [略]

第10号様式(第14条関係) [略]

第11号様式(第15条関係) [略]

第12号様式(第16条関係) [略]

第13号様式(第19条関係)

[略]
電話番号
<p>一般廃棄物処分等手数料の減額・免除を受けたいので、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則第19条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p>
[略]

第14号様式(第19条関係) [略]

第15号様式(第22条関係) [略]

第16号様式(第23条関係) [略]

第17号様式(第23条関係) [略]

第18号様式(第23条関係) [略]

第19号様式(第25条関係) [略]

第20号様式(第25条関係) [略]

第21号様式(第25条関係) [略]

第22号様式(第26条関係) [略]

第23号様式(第27条関係)

[略]
電話番号

<p>那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則第22条の規定により、一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業の許可証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>[略]</p>	<p>那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則第27条の規定により、一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業の許可証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>[略]</p>
<p>第18号様式(第24条関係) [略]</p> <p>第19号様式(第24条関係) [略]</p> <p>第20号様式(第25条関係) [略]</p> <p>第21号様式(第26条関係) [略]</p> <p>第22号様式(第27条関係)</p>	<p>第24号様式(第29条関係) [略]</p> <p>第25号様式(第29条関係) [略]</p> <p>第26号様式(第30条関係) [略]</p> <p>第27号様式(第31条関係) [略]</p> <p>第28号様式(第32条関係)</p>
<p>[略]</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則第27条の規定により、浄化槽清掃業の許可証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則第32条の規定により、浄化槽清掃業の許可証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>[略]</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等のあるすべての条名等を順次示したものとする。 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 5 改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該様式の表示がない場合は、当該改正後様式を加える。 	

付 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第16条の3の改正規定は、公布の日から、第5条の次に5条を加える改正規定(第10条に係る部分に限る。)、第12条の前に1条を加える改正規定及び付則の次に6様式を加える改正規定(第4様式、第5様式及び第6

様式に係る部分に限る。)は、平成20年7月1日から施行する。

- 2 那覇市規則に規定する様式における押印の取扱いの特例に関する規則(平成7年那覇市規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表		別表	
規則	様式番号	規則	様式番号
[略]		[略]	
那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則(平成5年那覇市規則第19号)	<u>第7号様式</u>	那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則(平成5年那覇市規則第19号)	<u>第13号様式</u>
[略]		[略]	
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。			

- 3 この規則の施行の際この規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

[改正後 別記]

第1号様式(第7条関係)

(表)

第 号	
写 真	資源化物収集運搬禁止行為指導員証
	所属
	職名
	氏名
上記の者は、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則第7条第1項により規定する資源化物収集運搬禁止行為指導員であることを証明する。	
年 月 日発行 那覇市長 印	

(裏)

<ol style="list-style-type: none">1 本証は、過料の処分に係る事務その他の資源化物の収集又は運搬の禁止に関する事務を行う場合には必ず携帯しなければならない。2 本証は、関係人の請求があったときはいつでもこれを提示しなければならない。3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。4 資源化物収集運搬禁止行為指導員でなくなったときは、直ちに返還しなければならない。

寸法 縦 54ミリメートル 横 86ミリメートル

[改正後 別記]

第2号様式(第8条関係)

第 年 月 日
住 所
氏名又は名称 様

那覇市長 印

資源化物収集運搬禁止行為是正勧告書

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第23条の2の規定に違反しているので、同条例第23条の3第2項の規定に基づき、次のとおり勧告します。

1 違反行為の内容

(1) 日 時 平成 年 月 日 時 分頃

(2) 場 所 那覇市

(3) 収集し、又は運搬した資源化物の種類 ()

2 勧告の内容 市民が一般廃棄物処理実施計画に従い所定の方法で所定の場所に排出した資源化物を収集し、又は運搬することを直ちに止め、今後、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第23条の2の規定を遵守すること。

[改正後 別記]

第3号様式(第9条関係)

那覇市達 第 号
年 月 日

住 所
氏名又は名称 様

那覇市長 印

資源化物収集運搬禁止行為是正命令書

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第23条の2の規定に違反しているので、同条例第23条の4の規定に基づき、次のとおり命じます。

1 違反行為の内容

- (1) 日 時 平成 年 月 日 時 分頃
- (2) 場 所 那覇市
- (3) 収集し、又は運搬した資源化物の種類 ()

- 2 命令の内容 市民が一般廃棄物処理実施計画に従い所定の方法で所定の場所に排出した資源化物を収集し、又は運搬することを直ちに止め、今後、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第23条の2の規定を遵守すること。

(教示)

1 不服申立て

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分(この処分について上記1の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(訴訟において那覇市を代表する者は、那覇市長となります。)、那覇地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正後 別記]

第4号様式(第10条関係)

第 年 月 日 号

告知書

住 所
氏名又は名称 様
(法人にあっては代表者の氏名)

那覇市長 印

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第23条の4の規定に違反したので、同条例第 条の規定により、 円の過料処分を受けることになります。

この処分に先立ち、次のとおり弁明の機会を付与します。

1 違反行為の内容

- (1) 日 時 平成 年 月 日 時 分頃
- (2) 場 所 那覇市
- (3) 収集し、又は運搬した資源化物の種類 ()
- (4) 違反行為を行った者(条例第35条の両罰規定を適用する場合)
住所
氏名

2 弁明書の提出期限 平成 年 月 日

3 弁明書の提出先 那覇市環境部 クリーン推進課

4 口頭による弁明

口頭による弁明が認められたときは、次の日時、場所に出頭してください。

- (1) 出頭日時 年 月 日()午前・午後 時 分
- (2) 出頭場所 那覇市環境部 クリーン推進課

注 1 弁明者は、弁明者の弁明に関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。この場合、代理人の資格は、書面で証明してください。代理人がその資格を失ったときも、書面でその旨を届け出てください。

2 弁明書の提出期限までに弁明書の提出がないとき、又は口頭による弁明の出頭日時に出席しないときは、弁明の機会を失います。

[改正後 別記]

第5号様式(その1)(第10条関係)

年 月 日

弁明書

那 覇 市 長 様

弁明者 住 所
氏 名

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則第10条第2項の規定により、次のとおり弁明します。

弁明

- 告知書の記載事項に覚えがない。()
- 告知書の記載事項は、誤りがある。()
- その他()

- 注 1 弁明者氏名欄には、弁明者が署名し、又は記名押印してください。
- 2 この様式は、過料処分を告知した場所において弁明書を受領する場合に使用するものとする。

[改正後 別記]

第5号様式(その2)(第10条関係)

年 月 日

弁明書

那 覇 市 長 様

弁明者 住 所
氏名又は名称
(法人にあっては代表者の氏名)
代理人 住 所
氏 名

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則第10条第2項の規定により、この弁明書を提出します。

1 告知を受けた違反行為の内容

- (1) 日 時 平成 年 月 日 時 分頃
(2) 場 所 那覇市
(3) 収集し、又は運搬した資源化物の種類()
(4) 違反行為を行った者(条例第35条の両罰規定を適用する場合)
住所
氏名

2 弁明の内容

- 注 1 弁明者は、弁明者の弁明に関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。この場合、代理人の資格は、書面で証明してください。代理人がその資格を失ったときも、書面でその旨を届け出てください。
- 2 弁明書の提出期限までに弁明書の提出がないとき、又は口頭による弁明の出頭日時に出頭しないときは、弁明の機会を失います。
- 3 弁明者及び代理人の氏名欄には、弁明者若しくは代理人が署名し、又は記名押印してください。
- 4 弁明書と併せて証拠書類又は証拠物を提出することができます。

[改正後 別記]

第6号様式(第11条関係)

(表)

那 覇 市 達 第 号
年 月 日

住 所

氏名又は名称 様

(法人にあっては代表者の氏名)

那 覇 市 長

印

資源化物収集運搬禁止行為過料処分書

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第 条の規定により、次のとおり過料に処する。

1 違反の内容

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第23条の4の規定による命令に対する違反

2 上記違反行為の内容

(1) 日 時 平成 年 月 日 時 分頃

(2) 場 所 那覇市

(3) 収集し、又は運搬した資源化物の種類()

(4) 違反行為を行った者(条例第35条の両罰規定を適用する場合)

住所

氏名

3 過料の額 円

4 弁明書に対する評価

注 過料については、別紙納付書により納付してください。

教示は裏面のとおりに

(裏)

(教 示)

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分(この処分について上記1の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(訴訟において那覇市を代表する者は、那覇市長となります。)、那覇地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

那覇市規則第23号

平成20年 3 月 28 日

那覇市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公印規則の一部を改正する規則

那覇市公印規則(平成9年那覇市規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公印の名称等)</p> <p>第5条 公印の名称、<u>ひな型、寸法、用途、管守者及び個数は、別表第1から別表第4までのとおりとする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(公印管守者)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>(廃止公印の処分)</p> <p>第11条 管守者は、廃止又は改刻のため不用となった公印を、速やかに総務課長に引き継がなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(事前押印)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(印影印刷)</p> <p>第16条 一定の内容の文書を多数印刷する場合又は市長が必要と認める場合は、第14条に規定する公印の押印に代えて、公印の印影又はこれを拡大若しくは縮小した印影を印刷(<u>公印の印影を電子計算機により作成することを含む。以下同じ。)</u>することができる。</p> <p>2 前項の規定により印影を印刷した文書を作成する場合は、<u>その都度公印管守者の承認を受けなければならない。</u></p>	<p>(公印の名称等)</p> <p>第5条 公印の名称、<u>主用途及び管守者</u>は、別表第1から別表第4までのとおりとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(公印の管守者)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>(廃止公印の処分)</p> <p>第11条 管守者は、廃止又は改刻のため不用となった公印を、<u>公印引継書により速やかに</u>総務課長に引き継がなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(事前押印)</p> <p>第15条 [略]</p> <p><u>2 前項の規定により事前押印をする場合は、公印事前押印承認申請書により管守者の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>3 [略]</u></p> <p>(印影印刷)</p> <p>第16条 一定の内容の文書を多数印刷する場合又は市長が必要と認める場合は、第14条に規定する公印の押印に代えて、公印の印影又はこれを拡大若しくは縮小した印影を印刷することができる。</p> <p>2 前項の規定により印影を印刷した文書を作成する場合は、<u>公印印影印刷承認申請書により管守者の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>(電子計算機による公印印影の印刷)</u></p> <p>第17条 電子計算機により公印の印影又</p>

<p>第17条～第21条 [略] [別表第1～別表第4 別記]</p>	<p>はこれを拡大若しくは縮小した印影(以下「電子印影」という。)を文書等に印刷することにより公印の押印に代えることができる。</p> <p>2 前項の規定により印影を印刷する場合は、電子印影印刷承認申請書により管守者の承認を受けなければならない。</p> <p>第18条～第22条 [略] [別表第1～別表第4 別記]</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。 5 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。 	

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第5条関係)

市長部局の庁印

名称	ひな型	寸法 (mm)	用途	管守者	個数
市印		方30	市名をもってする文書	総務課長	1
市役所印		方30	市役所名をもってする文書	総務課長	1

[改正後 別記]

別表第1(第5条関係)

市長部局の庁印

名称	主用途	管守者
市印	市名をもってする文書(印影印刷及び電子印影を含む。)	総務課長
市役所印	市役所名をもってする文書(印影印刷を含む。)	総務課長

[改正前 別記]

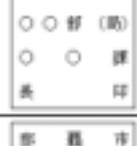
別表第2(第5条関係)

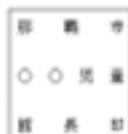
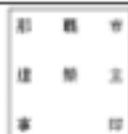
市長部局の職印

名称	ひな型	寸法 (mm)	用途	管守者	個 数
市長印		方30	賞状、表彰状等	総務課長	1
		方24	市長名をもってする契約書	総務課長	2
			市長名をもってする一般文書	総務課長	2
		方21	印鑑登録及び住民登録の証明に関する文書	市民課長及び各支所長	14
		方20	納税通知書	国民健康保険課長	1
		方12	軽自動車税の課税物件異動通知書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付証明書及び廃車証明書	税制課長	1
	外国人登録証明書及び外国人登録原票		市民課長	1	
		方24	人事に関する諸証明、社会保険に関する文書及び諸証明、市町村に提出すべき住民税に関する書類、給与証明書、沖縄県市町村共済組合及び地方公務員災害補償基金関係の文書及び諸証明並びに財形貯蓄に関する諸証明	人事課長	1
			市税等に関する文書及び諸証明	税制課長	2
			納税通知書等の文書、市税等に関する諸証明及び市税に関する申請書等	市民税課長	1
			納税通知書等の文書及び催告書、市税等に関する諸証明並びに登記事項証明書、地図等及び戸籍、住民票等の交付申請に関する文書	資産税課長	1

		滞納処分に関する文書、交付要求に関する文書、諸告知書及び市税等に関する諸証明	納税課長	1
		外国人登録、印鑑登録、なほ市民カード、国民年金に係る市経由等に関する文書及び外国人登録済証明書	市民課長	1
		印鑑登録、なほ市民カード等に関する文書及び市税等に関する諸証明	各支所長	3
		滞納処分に関する文書及び交付要求に関する文書並びに国民健康保険に関する文書及び諸証明	国民健康保険課長	1
		市民ギャラリー、市民会館及び市民劇場の使用に関する許可書等並びに文化事業共催等の承認書等及びお役所ライブに伴う障害保険申込書等	文化振興課長	2
		那覇市小口資金融資依頼書、沖縄県小規模企業対策資金融資依頼書、なほ商人塾、那覇市中心商店街にぎわい広場及び那覇市伝統工芸館の使用に関する許可書並びにチャレンジショップの出店商品の販売委託に関する契約書	商工振興課長	1
		那覇市総合福祉センターの使用に関する許可書等	福祉政策課長	1
		老人医療に関する認定証、証明書等並びに那覇市保健センター及び那覇市北保健センターの使用に関する許可書等	医療制度改革推進課長	3
		児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付に係る経由、育児支援家庭訪問事業の決定及び短期入所生活援助事業利用の承諾に関する文書	子育て応援課長	1
		介護保険及び高齢者在宅生活支援に関する契約書、通知書、依頼書、命令書、督促状、断り状、証明書及び資格者証	ちゃーがんじゅう課長	1

		都市計画法上の諸証明並びに港湾施設の交付要求に関する文書及び諸証明	都市計画課長	1
		公庫融資住宅に関する諸報告、地区整備計画の適合通知書及び建築確認に関する諸証明	建築指導課長	1
		指名競争入札等に関する文書	契約検査室長	1
		区画整理に関する諸証明、許可書等及び戸籍、住民票等の交付申請に関する文書	区画整理課長	1
		街区符号(住居番号)設定等通知書及び住居表示に関する諸証明	市街地整備課長	1
		道路占有許可書その他の道路管理者の長としての市長名をもってする通知書、依頼書、承認書等及び道路境界確認書並びに登記事項証明書、地図等の交付申請に関する文書	道路管理室長	1
		公園、霊園及び納骨堂の使用に関する許可書等	公園管理室長	1
		市営住宅の入居等に関する許可書等	市営住宅室長	1
		委託及び工事に関する文書並びに道路境界確認書登記事項証明書、地図等及び戸籍、住民票等の交付申請に関する文書	道路建設課長	1
		登記事項証明書、草花苗等配付決定通知書、地図等及び戸籍、住民票等の交付申請に関する文書	花とみどり課長	1
		方24 戸籍、住民登録その他の諸証明及び埋火葬等に関する許可証等	市民課長及び各支所長	27
		方24 戸籍、住民票その他の諸証明及び市税等に関する諸証明	市民課長	1

副市長印		方24	副市長名をもってする文書	総務課長	1
会計管理者印		方21	会計管理者名をもってする文書	出納室長	1
部長印		方21	部長名をもってする文書	各部の庶務担当課長	10
局長印		方21	局長名をもってする文書	健康推進課長	1
福祉事務 所長印		方24	福祉事務所長名をもってする文書	福祉政策課長	1
市長公室 長印		方21	市長公室長名をもってする文書	秘書広報課長	1
部(局)の 課長印		方21	課長名をもってする文書	各部(局)の庶務担当課長	10
課長印		方21	課長名をもってする文書	各課長	16
出納室長 印		方21	出納室長名をもってする文書	出納室長	1
支所長印		方21	支所長名をもってする文書	各支所長	3
子育て応 援課長印		方21	療育センターの使用に関する証明及び許可書等	子育て応援課長	1
保育所長 印		方21	保育所長名をもってする文書	各保育所長	16

児童館長印		方21	児童館長名をもってする文書	各児童館長	8
那覇市固定資産評価員印		方21	固定資産評価員名をもってする文書	資産税課長	1
那覇市建築主事印		方21	建築主事名をもってする文書	建築指導課長	1
那覇市収納取扱員印		直径 24	現金領収証書	各収納出納員	27

[改正後 別記]

別表第2(第5条関係)

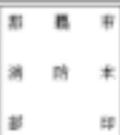
市長部局の職印

名称	主用途	管守者
市長印	賞状、表彰状等	総務課長
	市長名をもってする契約書	総務課長
	市長名をもってする一般文書	総務課長
	市長名をもってする一般文書(印影印刷のみ)	総務課長
	市長名をもってする一般文書(電子印影のみ)	総務課長
	各課(室、所)における一般文書	各課(室、所)長
副市長印	副市長名をもってする文書	総務課長
会計管理者印	会計管理者名をもってする文書	出納室長
	会計管理者名をもってする文書(印影印刷及び電子印影のみ)	出納室長
部(局)長印	部(局)名をもってする文書	各部(局)の庶務担当課長
福祉事務所長印	福祉事務所長名をもってする文書(印影印刷及び電子印影のみ)	福祉政策課長
部(局)の課長印	課長名をもってする文書	各部(局)の庶務担当課長
課(室、所、館)長印	課(室、所、館)長名をもってする文書	各課(室、所、館)長
那覇市固定資産評価員印	固定資産評価員名をもってする文書	資産税課長
那覇市建築主事印	建築主事名をもってする文書	建築指導課長
那覇市収納取扱員印	現金領収証書	各収納出納員

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

消防本部の庁印

名称	ひな型	寸法 (mm)	用途	管守者	個 数
消防本部印		方24	消防本部名をもってする文書	消防本部総務課長	1
消防署印		方24	消防署名をもってする文書	各消防署長	2

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

消防本部の庁印

名称	主用途	管守者
消防本部印	消防本部名をもってする文書	消防本部総務課長
消防署印	消防署名をもってする文書	各消防署長

[改正前 別記]

別表第4(第5条関係)

消防本部の職印

名称	ひな型	寸法 (mm)	用途	管守者	個 数
消防長印		だ円 縦20 横27	消防職員手帳	消防本部総務課長	1
		方24	消防長名をもってする文書	消防本部総務課長	1
消防署長印		方24	消防署長名をもってする文書	各消防署長	2
消防団長印		方24	消防団長名をもってする文書	消防本部総務課長	1
消防本部課長印		方21	消防本部課長名をもってする文書	消防本部各課長	5

[改正後 別記]

別表第4(第5条関係)

消防本部の職印

名称	主用途	管守者
消防長印	消防職員手帳	消防本部総務課長
	消防長名をもってする文書	消防本部総務課長
消防署長印	消防署長名をもってする文書	各消防署長
消防団長印	消防団長名をもってする文書	消防本部総務課長
消防本部課長印	消防本部課長名をもってする文書	消防本部各課長

那覇市規則第24号

平成20年 3 月 28 日

那覇市保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市保育の実施等に関する条例施行規則(平成10年那覇市規則第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第12条関係)

各月初日の保育児の属する世帯の階層区分				保育料(月額)		
階層区分		定義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
[略]						
D階層	D1	[略]	11,475円未満	[略]		
	D2		11,475円以上25,200円未満			
	D3		25,200円以上54,000円未満			
	D4		54,000円以上72,000円未満			
	D5		72,000円以上108,000円未満			
	D6		108,000円以上180,000円未満			
	D7		180,000円以上459,000円未満			
	D8		459,000円以上			
備考 [略]						

[改正後 別記]

別表第1(第12条関係)

各月初日の保育児の属する世帯の階層区分				保育料(月額)		
階層区分		定義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
[略]						
D階層	D1	[略]	6,400円未満	[略]		
	D2		6,400円以上14,000円未満			
	D3		14,000円以上30,000円未満			
	D4		30,000円以上40,000円未満			
	D5		40,000円以上60,000円未満			
	D6		60,000円以上103,000円未満			
	D7		103,000円以上413,000円未満			
	D8		413,000円以上			
備考 [略]						

那霸市規則第25号

平成20年 3 月 28 日

那霸市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則(平成12年那覇市規則第30号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、行政事務の能率的な運営を図るため、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「生保法」という。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「知障法」という。)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「特児法」という。)及び地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を福祉事務所長に委任することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第2条 市長は、次条から第10条までに定める事務を福祉事務所長に委任する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、行政事務の能率的な運営を図るため、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「生保法」という。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「知障法」という。)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「特児法」という。)、<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)</u>及び地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を福祉事務所長に委任することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第2条 市長は、次条から第11条までに定める事務を福祉事務所長に委任する。</p> <p><u>(中国残留邦人等支援法関係)</u></p> <p>第11条 <u>中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生保法第19条第4項の規定に基づく委任事務は、第3条第1項各号の規定を準用する。この場合において、同項中「保護」とあるのは「支援給付」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 <u>中国残留邦人等支援法に関する自治法第153条第2項の規定に基づく委任事務は、中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた</u></p>

生保法第77条第1項及び第78条に規定する費用の徴収に関することとする。

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

那覇市規則第26号

平成20年 3 月 28 日

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則(平成13年那覇市規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。	
3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

所属	区分	報酬の額(円)
[略]		
平和交流・男女参画室	非常勤通訳	日額 10,500
	交流・平和事業補助員	日額 5,460
	なは女性センター指導員	[略]
	[略]	
[略]		
人事課	社会保険事務員	日額 6,770
	心理相談員	[略]
	共済担当事務員	日額 5,460
	非常勤栄養士	[略]
[略]		
経営企画室	非常勤事務員	[略]
[略]		
税制課	税務証明事務等職員	[略]
市民税課	税務証明事務等職員	[略]
資産税課	[略]	
	資産税電子地図整備要員	[略]
[略]		
市民協働推進課	[略]	
	なやみごと相談員	[略]
市民課	[略]	
	年金相談員	日額 5,620
[略]		
歴史博物館	非常勤学芸員	[略]
	市史編さん員	日額 8,950
	歴史資料整理員	[略]
	[略]	
労働農水課	農林水産事務員	[略]
	消費生活相談員	日額 8,400
	公設市場非常勤営繕管理員	[略]
	[略]	
環境政策課	事業所広報啓発推進員	[略]
	ゼロエミッション非常勤専門員	日額 7,090
	[略]	
[略]		
環境保全課	[略]	
健康推進課	非常勤保健師	日額 9,080
	非常勤助産師	日額 9,080
	非常勤栄養士	日額 7,740
国民健康保険課	窓口指導員	日額 6,600
	健康相談員	日額 9,080
	レセプト点検職員	日額 7,090

	医療費集計事務職員	日額 7,090
	レセプト資格過誤点検職員	日額 7,090
	第三者行為求償事務職員	月額 106,630 円 に勤務実績に応じ 市長が定める額を 加えた額
	保険税収納推進員	月額 69,370円に 勤務実績に応じ市 長が定める額を加 えた額
	保険税市外収納推進員	月額 69,370円に 勤務実績に応じ市 長が定める額を加 えた額
	保険税納付電話督促嘱託員	時給 1,260
	保険税特別滞納整理指導員	月額 170,000
医療制度改革推進課	レセプト点検主任	日額 7,600
	レセプト点検職員	日額 7,090
	窓口指導員	日額 6,220
	高齢者医療健康相談員	日額 9,080
	特定健診・保健指導非常勤保健師	日額 9,080
福祉政策課	[略]	
障害福祉課	障害福祉窓口指導員	[略]
	支援費調査員	[略]
	[略]	
	障害程度認定調査員	[略]
ちゃーがんじゅう課	[略]	
	介護保険給付費適正化点検員	[略]
保護課	[略]	
	福祉事務所嘱託医	[略]
こどもみらい課	[略]	
	非常勤給食搬送・調理補助員	[略]
	子育て指導員	日額 8,950
	子育て支援センター担当員	日額 7,460
	保育所入退所相談非常勤職員	[略]
子育て応援課	[略]	
	つどいの広場子育てアドバイザー	[略]
	保育所嘱託医	月額 27,000
	乳幼児医療費等取扱非常勤職員	日額 5,460
	[略]	
	療育センター非常勤保健師	[略]
	母子自立支援員	[略]
[略]		
市民スポーツ課	学校施設開放事務連絡員	[略]
[略]		

学校教育課	特別支援非常勤ヘルパー	[略]
	園長	月額 5,000
	学校医(幼稚園)	月額 6,000
	学校医(1,000人未満の小中学校)	[略]
	学校医(1,000人以上の小中学校)	[略]
	学校歯科医(幼稚園)	月額 6,000
	学校歯科医(1,000人未満の小中学校)	[略]
	学校歯科医(1,000人以上の小中学校)	[略]
	学校薬剤師(幼稚園)	月額 6,000
	学校薬剤師(小中学校)	[略]
	[略]	
	小学校日本人英語指導員	[略]
	預かり保育指導員	時給 940
教育研究所	コンピューター保守点検指導員	[略]
議会事務局	[略]	
[略]		

[改正後 別記]
別表(第2条関係)

所属	区分	報酬の額(円)
[略]		
平和交流・男女参画室	非常勤通訳	日額 8,400
	なは女性センター指導員	[略]
	[略]	[略]
[略]		
人事課	心理相談員	[略]
	非常勤栄養士	[略]
[略]		
経営企画室	非常勤事務職員	[略]
[略]		
税制課	税務証明事務等非常勤職員	[略]
市民税課	税務証明事務等職員	[略]
	課税資料等整備補助員	日額 6,220
資産税課	[略]	[略]
	固定資産電子地図整備要員	[略]
[略]		
市民協働推進課	[略]	[略]
	なやみごと相談員	[略]
	消費生活特別相談員	日額 6,000
	消費生活相談員	日額 8,400
	消費生活相談補助員	日額 7,850
	市民協働推進員	日額 6,010
市民課	[略]	[略]
	国民年金相談員	日額 6,220
[略]		
歴史博物館	非常勤学芸員	[略]
	歴史資料整理員	[略]
	[略]	[略]
労働農水課	農林水産事務員	[略]
	公設市場非常勤営繕管理員	[略]
	[略]	[略]
環境政策課	事業所広報啓発推進員	[略]
	ゼロエミッション推進非常勤職員	日額 6,220
	[略]	[略]
[略]		
環境保全課	[略]	[略]
福祉政策課	[略]	[略]
障害福祉課	障害福祉窓口指導員	[略]
	障害福祉サービス等調査員	[略]
	[略]	[略]
	障害程度認定調査員	[略]
	補装具・用具給付受付相談員	日額 8,120

	自立支援医療等非常勤職員	日額 6,220
ちやーがんじゅう課	[略]	
	介護保険給付費適正化点検員	[略]
	介護保険料非常勤職員	日額 5,460
保護課	[略]	
	福祉事務所嘱託医	[略]
	那覇市生活保護特別相談員	日額 6,000
	那覇市面接相談員	日額 8,680
	健康管理個別支援職員	日額 9,080
健康推進課	非常勤保健師	日額 9,080
	非常勤助産師	日額 9,080
	非常勤看護師	日額 8,810
	非常勤栄養士	日額 7,740
国保・後期高齢医療課	窓口指導員	日額 6,600
	レセプト点検主任	日額 7,600
	レセプト点検職員	日額 7,090
	医療費集計事務職員	日額 7,090
	レセプト資格過誤点検職員	日額 7,090
	第三者行為求償事務職員	月額 106,630 円 に勤務実績に応じ 市長が定める額を 加えた額
	保険税収納推進員	月額 69,370 円に 勤務実績に応じ市 長が定める額を加 えた額
	保険税市外収納推進員	月額 69,370 円に 勤務実績に応じ市 長が定める額を加 えた額
	保険税納付電話督促嘱託員	時給 1,260
	保険税特別滞納整理指導員	月額 170,000
特定健診課	特定保健指導専門員	日額 10,380
	健康相談員	日額 9,080
	電話健診案内推進員	日額 4,440
こども政策課	園長	月額 5,000
	学校医(幼稚園)	月額 6,000
	学校歯科医(幼稚園)	月額 6,000
	学校薬剤師(幼稚園)	月額 6,000
	預かり保育指導員	時給 940
こどもみらい課	[略]	
	非常勤給食搬送・調理補助員	[略]
	子育て支援担当員	日額 7,300
	保育所入退所相談非常勤職員	[略]
	保育所嘱託医	月額 27,000

子育て応援課	[略]	
	つどいの広場子育てアドバイザー	[略]
	乳幼児医療費等取扱非常勤職員	日額 6,840
	[略]	
	療育センター非常勤保健師	[略]
	特別支援非常勤ヘルパー	時給 910
	母子自立支援員	[略]
[略]		
市民スポーツ課	学校施設開放事務連絡員	[略]
	体育指導委員	日額 6,000円以内で市長が別に定める額
[略]		
学校教育課	特別支援非常勤ヘルパー	[略]
	学校医(1,000人未満の小中学校)	[略]
	学校医(1,000人以上の小中学校)	[略]
	学校歯科医(1,000人未満の小中学校)	[略]
	学校歯科医(1,000人以上の小中学校)	[略]
	学校薬剤師(小中学校)	[略]
	[略]	
	小学校日本人英語指導員	[略]
教育研究所	コンピュータ保守点検指導員	[略]
消防本部総務課	消防本部非常勤保健師	日額 9,080
	消防本部非常勤事務員	日額 6,220
議会事務局	[略]	
[略]		

那覇市規則第27号

平成20年3月28日

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成14年那覇市規則第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(救急活動手当の対象時間帯)</p> <p>第5条 条例第12条第2項の規則で定める時間帯は、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)別表第2第12号に規定する有給休暇のうち台風の来襲等による事故発生防止のための措置に基づくものの対象となる時間帯及び市長がこれに準ずるものとして認める時間帯(以下「台風休暇の時間帯」という。)とする。</p>	<p>(救急活動手当の対象時間帯)</p> <p>第5条 条例第12条第2項の規則で定める時間帯は、<u>台風の来襲等により</u>、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)別表第2第4号及び第5号に規定する特別休暇の対象となる時間帯並びに市長がこれに準ずるものとして認める時間帯(以下「台風休暇の時間帯」という。)とする。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

那覇市規則第28号

平成20年 3 月 28 日

那覇市安謝福祉複合施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市安謝福祉複合施設条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市安謝福祉複合施設条例施行規則(平成17年那覇市規則第60号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定員) 第2条 那覇市安謝保育所の定員は、 <u>100</u> 人とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、定員を超えて入所させることができる。	(定員) 第2条 那覇市安謝保育所の定員は、 <u>110</u> 人とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、定員を超えて入所させることができる。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

那霸市規則第29号

平成20年 3 月 28 日

那霸市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年那覇市規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>2 給与条例第11条の規定により給料の調整を行う職を占める職員(次項において「給料の調整額適用職員」という。)のうち、その者の受ける給料の調整額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、この規則による改正後の那覇市職員の給与に関する規則第8条第1項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を乗じて得た額)(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 前項の「経過措置基準額」とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職員となった職員(次号に該当する職員及び施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員になったとした場合に平成18年改正条例第1条の規定による改正前の給与条例及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎としてこの規則による改正前の那覇市職員の給与に関する規則(次号に</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>2 <u>那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号。以下「給与条例」という。)</u>第11条の規定により給料の調整を行う職を占める職員(次項において「給料の調整額適用職員」という。)のうち、その者の受ける給料の調整額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、この規則による改正後の那覇市職員の給与に関する規則第8条第1項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を乗じて得た額)(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職員となった職員(次号に該当する職員及び施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員になったとした場合に<u>那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(平成18年那覇市条例第18号。)</u>第1条の規定による改正前の給与条例及びこれに基づく規則等の規定により同日にそ</p>

<p>において「改正前の給与規則」という。)第8条の規定を適用したとしたならばその者が受けることとなる給料の調整額</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>4 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>5～7 [略]</p>	<p>の者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎としてこの規則による改正前の那覇市職員の給与に関する規則(次号において「改正前の給与規則」という。)第8条の規定を適用したとしたならばその者が受けることとなる給料の調整額</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>4 <u>平成22年3月31日までの間における給与条例第16条第2項各号の規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。</u></p> <p>(1) <u>1級地 100分の16</u></p> <p>(2) <u>2級地 100分の13</u></p> <p>(3) <u>3級地 100分の12</u></p> <p>(4) <u>4級地 100分の9</u></p> <p>(5) <u>5級地 100分の6</u></p> <p>(6) <u>6級地 100分の3</u></p> <p>5 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>6～8 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。</p>	

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

会計管理者訓令

那霸市会計管理者訓令第1号

平成20年3月28日

那霸市会計管理者事務決裁規程(平成19年会計管理者訓令第1号)の一部を次のように定める。

那霸市会計管理者

山 口 栄 禄

那覇市会計管理者事務決裁規程の一部を改正する規程

那覇市会計管理者事務決裁規程(平成19年会計管理者訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 決裁 <u>会計管理者又は出納室長若しくは副参事が会計管理者の権限に属する事務について、最終的に意思決定することをいう。</u></p> <p>(2) 専決 <u>出納室長又は副参事がこの規程に定めるところにより会計管理者に代わって決裁することをいう。</u></p> <p>(3) 代決 [略]</p> <p>(4) 決定 <u>出納室長以下の職員が決裁に至るまでの手続過程において、その意思を決定することをいう。</u></p> <p>(5) 不在 [略]</p> <p>(専決事項)</p> <p>第3条 <u>出納室長の専決事項は、次の各号に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>収入の調定の通知に関すること。</u></p> <p>(2) <u>報酬、費用弁償、給料、職員手当等、共済費、賃金及び旅費並びに遺族扶助料の支出に関すること。</u></p> <p>(3) <u>報償費、需用費のうち燃料費、光熱水費及び賄材料費、役務費のうち通信運搬費、火災保険料及び自動車損害保険料、委託料、使用料及び賃借料並びに公課費の経常的な経費で、かつ、定例的な支出に関すること。</u></p> <p>(4) <u>1件1,000万円未満の工事請負費の支出に関すること。</u></p> <p>(5) <u>法律、条例、要綱に基づく1件1億円未満の扶助費の支出に関すること。</u></p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) 決裁 <u>会計管理者又は副参事以下の職員が会計管理者の権限に属する事務について、最終的に意思決定することをいう。</u></p> <p>(2) 専決 <u>主幹又は主査がこの規程に定めるところにより会計管理者に代わって決裁することをいう。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 決定 <u>副参事以下の職員が決裁に至るまでの手続過程において、その意思を決定することをいう。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(専決事項)</p> <p>第3条 <u>主幹の専決事項は、次の各号に掲げる事項とする。</u></p>

- (6) 社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に支払う1件1億円未満の診療報酬の支出に関する こと。
- (7) 過誤納金の還付及びこれに係る還付加算金の支出に関する こと。
- (8) 市債の元利償還金の支出に関する こと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、1件200万円未満の経費の支出に関する こと。
- (10) 事前合議に係る1件200万円未満の経費の支出負担行為の審査に関する こと。
- (11) 資金前渡又は概算払の精算に関する こと。

2 副参事の専決事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 歳入歳出外現金の受払いに関する こと。
- (2) 現金の出納保管事務に附帯する記録管理を行う こと。
- (3) 有価証券の出納保管に関する こと。
- (4) 振替及び更正による整理に関する こと。

(5) 前各号に定めるもののほか、定例的、かつ、軽易な事務処理に関するこ

- (1) 歳入歳出外現金の受払いに関する こと。
- (2) 現金の出納保管事務に附帯する記録管理を行う こと。
- (3) 有価証券の出納保管に関する こと。

2 主査の専決事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 1件1万円未満の経費の支出に関する こと。
- (2) 事前合議に係る1件150万円未満の経費の支出負担行為の審査に関する こと。
- (3) 前2号に定めるもののほか、定例的、かつ、軽易な事務処理に関するこ

<p>と。</p> <p>(準用)</p> <p>第4条 那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)第4条及び第6条の規定は、<u>出納室長又は副参事</u>が専決する場合に準用する。</p> <p>(代決)</p> <p>第5条 会計管理者が決裁すべき事項について、会計管理者が不在のときは、<u>出納室長</u>が代決する。</p> <p>2 <u>出納室長</u>が専決すべき事項について、<u>出納室長</u>が不在のときは、<u>副参事</u>が代決する。</p>	<p>と。</p> <p>(準用)</p> <p>第4条 那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)第4条及び第6条の規定は、<u>主幹又は主査</u>が専決する場合に準用する。</p> <p>(代決)</p> <p>第5条 会計管理者が決裁すべき事項について、会計管理者が不在のときは、<u>副参事</u>が代決する。</p> <p>2 <u>主幹</u>が専決すべき事項について、<u>主幹</u>が不在のときは、<u>主務の主査</u>が代決する。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。